
平成 2 9 年 第1回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成29年3月7日

開会 平成29年3月27日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (3月7日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 行政報告	2
○日程第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について	4
○日程第 5 報告第 2号 議会懇談会開催結果報告について	4
○日程第 6 議案第10号 平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第13号)	5
○日程第 7 議案第11号 平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	15
○日程第 8 議案第12号 平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	16
○日程第 9 議案第13号 平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第5号)	17
○日程第10 議案第14号 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第6号)	20
○日程第11 議案第15号 平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	23
○日程第12 議案第16号 平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	24
○日程第13 議案第17号 平成28年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)	24
○日程第14 議案第18号 平成28年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	25
○日程第15 議案第28号 東1線排水路整備工事(H28国債)請負契約の締結について	26
○日程第16 議案第29号 普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事(28災第34号)請負契約の変更について	26
○散 会 宣 告	27

目 次

第 2 号 (3月8日)

○議 事 日 程	29
○出 席 議 員	29
○欠 席 議 員	29
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	29
○議会事務局出席職員	29
○開 議 宣 告	30
○諸 般 の 報 告	30
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	30
○日程第 2 執行方針	30
〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君	
○日程第 3 議案第 1号 平成29年度上富良野町一般会計予算	30
○日程第 4 議案第 2号 平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	30
○日程第 5 議案第 3号 平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	30
○日程第 6 議案第 4号 平成29年度上富良野町介護保険特別会計予算	30
○日程第 7 議案第 5号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	30
○日程第 8 議案第 6号 平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	30
○日程第 9 議案第 7号 平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	30
○日程第10 議案第 8号 平成29年度上富良野町水道事業会計予算	30
○日程第11 議案第 9号 平成29年度上富良野町病院事業会計予算	30
○散 会 宣 告	58

目 次

第 3 号 (3月14日)

○議 事 日 程	6 1
○出 席 議 員	6 1
○欠 席 議 員	6 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	6 1
○議会事務局出席職員	6 1
○開 議 宣 告	6 2
○諸 般 の 報 告	6 2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	6 2
○日程第 2 町の一般行政について質問	6 2
1 1 番 米 沢 義 英 君	6 2
1 防災計画及び防災備品について	
2 災害時におけるボランティアセンターの開設について	
3 福祉避難施設について	
4 災害時における役場、消防庁舎の機能保全事業について	
5 高齢者の運転免許証の自主返納について	
6 社会教育総合センタートイレの改修について	
1 0 番 高 松 克 年 君	7 0
1 第7次農業振興計画における農業・農村振興実践プランについて	
2 演習場の管理及び騒音問題について	
○散 会 宣 告	7 9

目 次

第 4 号 (3月27日)

○議 事 日 程	8 1
○出 席 議 員	8 1
○欠 席 議 員	8 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	8 1
○議会事務局出席職員	8 1
○開 議 宣 告	8 3
○諸 般 の 報 告	8 3
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	8 3
○日程第 2 議案第25号 上富良野町財政調整基金の一部支消について	8 3
○日程第 3 議案第26号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	8 3
○日程第 4 予算特別委員会付託	8 4
議案第 1号 平成29年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2号 平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3号 平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 4号 平成29年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 6号 平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 7号 平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 8号 平成29年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9号 平成29年度上富良野町病院事業会計予算	
○日程第 5 議案第19号 上富良野町職員の分限に関する条例	8 4
○日程第 6 議案第20号 上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	8 7
○日程第 7 議案第21号 上富良野町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例	8 8
○日程第 8 議案第22号 上富良野町税条例等の一部を改正する条例	8 9
○日程第 9 議案第23号 上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例	9 0
○日程第10 議案第24号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	9 1
○日程第11 議案第27号 泉町南団地町営住宅3号棟新築工事(建築主体工事)請負契約の締結について	9 1
○日程第12 発議案第1号 町長の専決事項の指定について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)	9 2
○日程第13 発議案第2号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	9 3
○日程第14 閉会中の継続調査申し出について	9 3
○閉 会 宣 告	9 5

第 1 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成29年度上富良野町一般会計予算	3月27日	原 案 可 決
2	平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月27日	原 案 可 決
3	平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3月27日	原 案 可 決
4	平成29年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月27日	原 案 可 決
5	平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月27日	原 案 可 決
6	平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月27日	原 案 可 決
7	平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月27日	原 案 可 決
8	平成29年度上富良野町水道事業会計予算	3月27日	原 案 可 決
9	平成29年度上富良野町病院事業会計予算	3月27日	原 案 可 決
10	平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）	3月7日	原 案 可 決
11	平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	3月7日	原 案 可 決
12	平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	3月7日	原 案 可 決
13	平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第5号）	3月7日	原 案 可 決
14	平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）	3月7日	原 案 可 決
15	平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	3月7日	原 案 可 決
16	平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	3月7日	原 案 可 決
17	平成28年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）	3月7日	原 案 可 決
18	平成28年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）	3月7日	原 案 可 決
19	上富良野町職員の分限に関する条例	3月27日	原 案 可 決
20	上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3月27日	原 案 可 決
21	上富良野町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例	3月27日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
22	上富良野町税条例等の一部を改正する条例	3月27日	原案可決
23	上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例	3月27日	原案可決
24	上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	3月27日	原案可決
25	上富良野町財政調整基金の一部支消について	3月27日	原案可決
26	上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	3月27日	原案可決
27	泉町南団地町営住宅3号棟新築工事（建築主体工事）請負契約の締結について	3月27日	原案可決
28	東1線排水路整備工事（H28国債）請負契約の締結について	3月7日	原案可決
29	普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事（28災第34号）請負契約の変更について	3月7日	原案可決
	〔予算特別委員会付託〕 議案第1号 平成29年度上富良野町一般会計予算 議案第2号 平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第3号 平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 議案第4号 平成29年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第5号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第6号 平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第7号 平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第8号 平成29年度上富良野町水道事業会計予算 議案第9号 平成29年度上富良野町病院事業会計予算	3月27日	原案可決
	執行方針	3月8日	
	行政報告	3月7日	
	町の一般行政について質問	3月14日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	3月7日	報 告
2	議会懇談会開催結果報告について	3月7日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	3月27日	原 案 可 決
2	上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	3月27日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	3月27日	原 案 可 決

平成29年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成29年3月7日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について 3月7日～27日 21日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 議会懇談会開催結果報告について
第 6 議案第10号 平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）
第 7 議案第11号 平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
第 8 議案第12号 平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第 9 議案第13号 平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第5号）
第10 議案第14号 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）
第11 議案第15号 平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
第12 議案第16号 平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
第13 議案第17号 平成28年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）
第14 議案第18号 平成28年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）
第15 議案第28号 東1線排水路整備工事（H28国債）請負契約の締結について
第16 議案第29号 普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事（28災第34号）請負契約の変更について

○出席議員（14名）

1番	中澤 良隆 君	2番	岡本 康裕 君
3番	佐川 典子 君	4番	長谷川 徳行 君
5番	今村 辰義 君	6番	金子 益三 君
7番	北條 隆男 君	8番	竹山 正一 君
9番	荒生 博一 君	10番	高松 克年 君
11番	米沢 義英 君	12番	中瀬 実 君
13番	村上 和子 君	14番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
農業委員会会長	青地 修 君	会 計 管 理 者	藤田 敏明 君
総 務 課 長	石田 昭彦 君	産 業 振 興 課 長	辻 剛 君
保健福祉課長	北川 徳幸 君	健康づくり担当課長	杉原 直美 君
町民生活課長	鈴木 真弓 君	建設水道課長	佐藤 清 君
農業委員会事務局長	北越 克彦 君	教育振興課長	北川 和宏 君
ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君	町立病院事務長	山川 護 君

○議会事務局出席職員

局 長	林 敬永 君	次 長	岩崎 昌治 君
主 事	菅原 千晶 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成29年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

本定例会は、3月3日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

また、本定例会までの議会の運営につきましては、2月17日及び2月27日、3月2日、議会運営委員会を開催し、会期及び日程等の審議をいたしました。

次に、本定例会まで受理いたしました陳情及び要望の件数は1件であり、その内容につきましては、さきに配付のとおりでございます。

次に、監査委員から、監査・例月現金出納検査結果報告書の提出がございました。

次に、本定例会に提出の議案は、町長より提出の案件29件、議会側からの報告案件2件、発議案2件でございます。

次に、町長より、行政報告などの申し出があり、その概要につきましては、本日配付のとおりでございます。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日配付の議会の動向のとおりでございます。

町長から平成29年度の町政執行方針、教育長から教育行政執行方針についての発言の申し出がございました。

最後に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として配付のとおりでございます。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員

の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

2番 岡本康裕君

3番 佐川典子君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月27日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月27日までの21日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

町長から、本定例会までの主要な事項についての行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、昨年12月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、上富良野町特別名誉町民、故後藤純男画伯の「お別れの会」についてであります。1月25日、後藤画伯を囲む会と、町が発起人となり、保健福祉総合センターかみんにおいて開催し、御参列いただいた約200名の皆様とともに、後藤画伯への限りない思いと御遺徳を忍んだところであります。

次に、国の栄典関係についてであります。長年にわたり町議会議員を務められました谷本和一氏が、本年1月1日付の発令による高齢者叙勲において、旭日単光章を受章され、2月7日に北海道より伝達されました。改めてこれまでの御功績に心から敬意を表するものであります。

次に、十勝岳噴火総合防災訓練についてであります。2月22日から23日の2日間、十勝岳火山防災協議会の主催により実施いたしました。

訓練実施に当たっては、旭川地方气象台、陸上自

衛隊、北海道警察、富良野広域連合消防本部、上富良野消防署、消防団など、多数の関係機関に御協力をいただいたところであります。

今回の避難訓練では、住民会、自主防災組織による独自の訓練とあわせ、町内21カ所で避難所を開設し、全体では240世帯338人、7事業所33人の参加をいただいたところであります。

このたびの防災訓練に当たり、各防災関係機関の御協力に対し、改めて感謝申し上げますとともに、今後も訓練のみならず、日ごろからの防災意識の向上に努めてまいります。

次に、自衛隊関係であります。2月2日から3日、8日から9日にかけて、富良野地方自衛隊協力会及び協力会上富良支部により「上富良野駐屯地現状規模堅持更なる拡充を求める要望」を、また、基地対策関係では、2月13日から14日に、上富良野町基地対策協議会により「防衛施設周辺整備対策等に関する要望」を、防衛省及び関係国会議員に行っていました。

また、2月24日に上富良野町自衛隊退職者雇用協議会主催により自衛隊定年退官予定者激励会に出席したところであります。

次に、町税等の収納対策についてであります。今年度の取り組み状況につきましては、1月末現在、国税徴収法に基づく預金調査、給与調査等の財産調査を実施し、所得税還付金、普通預金、給与、動産など、合計106件の差し押さえを執行し、562万9,395円を換価収納したところであります。

この間、夜間納税相談窓口を開設し、12月期までに現年度分の未納848件に対し納税催告を行うなど、納税の推進を図っていました。

次に、平成28年分所得税の確定申告の受付状況についてであります。2月16日から3月15日までの間、また、消費税及び地方消費税の確定申告については、2月16日から3月31日までの期間で実施しており、申告者の皆様がスムーズに申告できるように、所得税の申告と同時に相談・受付の対応を図っているところであります。

次に、クリーンセンターのダイオキシン類の測定結果についてであります。昨年8月の測定では、A系が0.003ナノグラム、B系では0.0059ナノグラム、10月に行った測定では、A系がゼロナノグラム、B系は0.0012ナノグラムであり、いずれも、町独自で定めております基準値の5ナノグラムを大きく下回る測定結果となっているところであります。

また、施設も平成11年度から稼働し、18年を迎えることから、設備の経年劣化が懸念されるとこ

ろであります。引き続き安全で安定的な管理運営に努めてまいります。

次に、冬の観光イベントについてであります。昨年の大みそかから元旦にかけて、日の出公園を会場に「北の大文字」が開催されました。

今回は、30回目の節目にあわせ、上富良野町開基120年の幕あけイベントとして、大文字のかがり火と幻想的な冬の花火の中、御来場いただいた約1,200人の皆様とともに、十勝岳の安寧と町民の幸せを祈念したところであります。

また、本年度で53回目となる「かみふらの雪まつり」についてであります。2月5日、日の出公園を会場に開催し、天候にも恵まれ、約2,500人の町民の皆様にご来場いただきました。

会場には、上富良野駐屯地第2戦車連隊制作による大雪像を初め、各関係団体による雪像等が披露され、また、雪合戦大会のほか、子どもから大人まで参加いただけるさまざまなアトラクションとともに、楽しい冬の1日を過ごしていただくことができました。

雪まつりの開催に当たりましては、雪像制作やイベントの運営はもとより、御支援、協賛をいただきました各機関・団体・事業者の皆様にご感謝申し上げます。

次に、成人式についてであります。1月8日、保健福祉総合センターかみんにおいて、町議会議員を初め来賓各位の御臨席をいただき、新成人94名の出席のもと、式典を挙行了しました。

式典では、東中清流獅子舞保存会と安政太鼓保存会による町の伝統芸能が披露され、出席者の皆様とともに新成人の門出を祝福したところであります。

次に、生徒の部活動における活躍についてであります。中体連地区大会のクロスカントリー競技において、上富良野中学校の選手2名が優勝並びに入賞を果たし、1月14日から行われた全道大会に出場し、2年生の青野叶夢さんが優秀な成績をおさめ、2月3日に行われた全国大会に出場を果たしたところであります。

生徒の健闘と活躍をたたえとともに、今後のさらなる活躍を期待するところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。12月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、3月3日現在、件数で8件、事業費総額で1億2,835万8,000円、本年度累計では52件、事業費総額5億2,249万1,360円となっております。

詳細につきましては、お手元に「平成28年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、御高覧をいただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

初めに、定期監査及び財政援助団体監査の結果について御報告申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、定期監査及び財政援助団体監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、産業振興課、建設水道課所管の財務事務及び上富良野集落協議会の財務事務を監査の対象として、平成29年1月19日、20日、23日の3日間、平成28年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

また、財政援助団体においては、町が交付した負担金に係る出納等財務事務の執行が適切かつ効率的に行われているかについて、金銭出納簿、通帳、伝票、会計決算書等の資料を点検し、必要に応じて関係職員から内容等の説明を受け、聴取も行いました。

監査の結果を申し上げます。

産業振興課、建設水道課の抽出により試査した財務に関する事務及び財政援助団体である上富良野町集落協議会の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページから13ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成28年度11月分から1月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、14ページでございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号議会懇談会開催結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員会委員長、金子益三君。

○議会運営委員会委員長（金子益三君） ただいま上程いただきました報告第2号議会懇談会開催結果報告について、御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

議会懇談会開催結果報告書。

平成28年第4回定例会において議決された議会懇談会について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成29年2月17日、上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会運営委員長、金子益三。

資料につきましては、皆様、既に御高覧いただいたものとして、要点のみの御報告とさせていただきます。

開催の目的、開催日、会場及び参加人数、出席議員数につきましては、御高覧いただいたものとして、割愛をさせていただきます。

議会報告及び懇談内容。

議会報告については、常任委員会の調査報告等について、担当議員より説明を行い、懇談につきましては、「町の未来について、議員に聞きたい」のテーマのほか、参加された町民の方から自由に発言をいただき、懇談を行った。

まちづくり全般につき、参加町民から多くの意見・質問が寄せられ、議員との懇談が図られた。

次ページをお開きください。

その結果、参加者からアンケート調査も実施いたしました。

結果報告については、全会場で寄せられた意見な

どをまとめ、「かみふらの議会だより」で周知・報告をする。

まとめ。

昨年度から議会懇談会として開催し、できるだけ多くの意見を聞けるように実施をした。

最初に、各常任委員会の活動報告として、委員会で調査した事項等について説明を行い、続いて、参加町民と議会との直接的な懇談の場として、町民の質問に議員が答えるという一方通行ではなく、テーマ「町の未来について、議員に聞きたい」について、町民から町の未来、まちづくりについての意見を聞き、懇談ができて、相互の意見交換が図られた。

今後も引き続き幅広い町民の意見を聞きながら、議会活性化とともに、町民に身近で開かれた議会を目指していく。

今回の議会懇談会において、町民から出された要望等で重要なものについては、町長に書面で提出し、今後の町政の参考とするよう求めていく。

(3)、多くの町民が参加できるよう、より興味を持ちやすい議会懇談会のテーマや参加しやすい実施方法などについて、さらに検討する必要がある。

以上、報告といたします。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 質疑がなければ、これをもって、議会懇談会開催結果報告を終わります。

◎日程第6 議案第10号

○議長(西村昭教君) 日程第6 議案第10号平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(石田昭彦君) ただいま上程いただきました議案第10号平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第13号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、個人番号カード交付事業を含む12件について、繰越明許費の追加をお願いするとともに、道路橋梁災害復旧費については、事業の追加に伴い、繰越明許費の額を変更するものであります。

2点目は、議会広報誌印刷製本費を含む10件について、債務負担行為の追加をお願いするとともに、東1線排水路整備事業(H28国債)について、事業量の確定に伴い、債務負担の限度額を変更するものであります。

3点目は、消防団車両整備事業を含む13件につ

いて、事業費の確定に伴い、地方債の限度額を変更するものであります。

4点目は、証明書コンビニ交付構築事業、保健福祉総合センター外壁改修事業、緊急通報システム更新事業及び上富良野中学校体育館消防施設更新事業について、サービスの早期開始、事業の早期完了、また、設備の早期更新を図るため所要の事業費の補正をお願いするものであります。

5点目は、国の補正予算に伴い、経営体育成基盤整備事業及び島津第2地区水利施設保全合理化事業の実施に係る事業費の補正とあわせて、地方債の追加をお願いするものであります。

6点目は、民生安定事業の年度間調整により、演習場周辺農業用施設設置事業の実施に係る事業費の補正をお願いするものであります。

7点目は、各認定こども園及び保育園入所者の確定見込みに伴い、入所者及び国・道の負担金並びに施設型給付費及び運営委託費について、所要の補正をお願いするものであります。

8点目は、地域センター病院の産婦人科医療体制を確保していくため、2次医療圏内5市町村において支援していくことで協議が整ったことから、所要の補正をお願いするものであります。

9点目は、現在、経営改善に取り組んでいるラベンダーハイツ事業に対し、その促進に向け、当事業特別会計へ繰り出すため、所要の補正をお願いするものであります。

10点目は、去る12月定例町議会で御議決いただいた補正予算(第10号)以降の寄附採納に当たり、使途目的に沿って、一部を歳出予算化するとともに、各基金利子の確定額とあわせて、それぞれ積立の補正を行うものであります。

11点目は、各事業費の確定及び確定見込みによります執行残の減額補正のほか、除排雪業務及び燃料単価上昇への対応などを含め、所要の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素として、財源調整を図った上で、財源余剰と見込まれる部分につきましては、公共施設整備基金に積み立てるとともに、一定額を予備費に留保することで、補正予算を調整したところであります。

以下、議案の説明につきましては議決項目の部分を説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承を願います。

議案第10号平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第13号)。

平成28年度上富良野町の一般会計の補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,330万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,025万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税3,206万円、12款分担金及び負担金1,115万9,000円の減、13款使用料及び手数料154万円、14款国庫支出金8,423万4,000円、15款道支出金2,467万円、16款財産収入211万2,000円、17款寄附金203万5,000円、18款繰入金183万2,000円、20款諸収入547万8,000円、21款町債2,050万円。

歳入合計は、1億6,330万2,000円であります。

2、歳出。

1款議会費35万2,000円の減、2款総務費5,791万9,000円、3款民生費2,487万4,000円、4款衛生費337万9,000円、5款労働費5万2,000円の減、6款農林業費1億5,422万1,000円、7款商工費94万8,000円の減、8款土木費812万4,000円の減、9款教育費549万9,000円、10款公債費799万5,000円の減、11款給与費171万5,000円の減、12款予備費5,369万7,000円の減、13款災害復旧費1,170万7,000円の減。

歳出合計は、1億6,330万2,000円であります。

4ページをごらんください。

第2表、繰越明許費補正について申し上げます。

個人番号カード交付事業につきましては、既に交付決定されたうち、所要額について翌年度に繰り越

すよう国より指示があったことから、コンビニ交付サービス構築事業、保健福祉総合センター外壁改修事業、緊急通報システム更新事業及び上富良野中学校体育館消防施設更新事業並びに国の補正予算に伴う島津第2地区水利施設保全合理化事業及び経営体育成基盤整備事業並びに民生安定事業の年度間調整に伴う演習周辺農業用施設設置事業につきましては、事業着手及び完了が翌年度となることから、道路管理用重機整備事業につきましては、除雪用ダンプ購入に当たり、昨年6月に入札を執行し、契約したところでありますが、納品が翌年度となることから、東1線排水路整備事業につきましては、平成27年度国債分について、昨年の豪雨災害の影響による工期の延長とあわせて、それに伴う平成28年度通常分で予定していた支障物件移転補償等が翌年度となることから、南部地区土砂流出対策事業については、昨年の豪雨による影響などを含めた調査設計に時間を要することから、農道災害復旧事業については、数多くの浸水箇所への対応を図っており、年度内の完了が難しく、雪解け後の事業着手となる事案も見込まれることから、それぞれ繰越明許費を設定するものであります。

また、道路橋梁災害復旧費については、当初予定していた繰り越し事業のほか、災害復旧残土処理に係る事業費を追加するよう繰越明許費の額を変更するものであります。

5ページをお開きください。

第3表、地方債行為補正について申し上げます。

上富良野町議会広報誌印刷製本費、上富良野町議会会議録反訳業務、上富良野町広報誌印刷製本費、スクールバス運行業務、予約型乗り合いタクシー運行業務、町道維持管理業務、第6次総合計画策定業務及び新たに指定管理期間となる日の出公園指定管理業務、吹上保養センター指定管理業務、パークゴルフ場指定管理業務の10件について、債務負担行為を設定するものであります。

東1線排水路整備事業、平成28年度国債分については、防衛省との調整により、事業量が確定したことから、その限度額を変更するものであります。

6ページをごらんください。

第4表、地方債補正について申し上げます。

経営体育成基盤整備等事業については、国の補正予算に伴い、事業費の補正をお願いする経営体育成基盤整備事業及び島津第2地区水利施設保全合理化事業の適債分について地方債を設定するものであります。

また、消防団車両整備事業、東中央地区、東中南地区、東中西地区、東中第一地区、東中東部地区の道営経営体育成基盤整備事業、北17号道路道営

農地整備事業、上富良野地区道管農村地域防災減災事業、町営住宅整備事業、本流の沢道路災害復旧、清富開拓の沢川災害復旧、ピリカ富良野川災害復旧、単独災害復旧事業の13件について、事業費の確定に伴い、それぞれ限度額を変更するものであります。

以上で、議案第10号平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第13号)の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

13番村上和子君。

○13番(村上和子君) 何点か質問させていただきます。

28ページ、事業確定による補正でございますけれども、旭町の旧教員住宅の解体、これは何戸だったのでしょうか。

それから、38ページ、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、これ何人分を見込んでおられたのか、これは何人分となるのでしょうか。それと、給付の漏れというのはないのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、48ページのクリーンセンター管理費のところです。稼働して18年になるということでございますけれども、何かしらこの施設は、1年おきといましようか、どこか改修、補修しているイメージがあるのですけれども、どうなのでしょう、可燃ごみの量は、各家庭での分別が進んできましたので、量が少ない、足りないのではないかと思うのですけれども、ごみが少ないと、A系、B系、稼働なんかに伴って傷みぐあい激しいのかなど、このように思いますけれども。

以上3点、お願いしたいと思います。

○議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

○総務課長(石田昭彦君) 13番村上議員の1点目の御質問に私のほうからお答えいたします。

旧教員住宅の解体につきましては、4棟の解体でございます。

○議長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長(北川徳幸君) ただいま村上議員の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の実績というような御質問だと思いますが、お答えさせていただきます。

当初、対象者としたしまして、1,400人を予定して予算を組ませていただいたところですが、実際の対象者が1,339人ということで、支給者1,338人ということで、率にいたしまして99.4

%、うち1名の方については辞退ということで、実質的には100%の支給になったと理解しております。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長(鈴木真弓君) 13番村上議員のクリーンセンターの施設の維持管理についての御質問にお答えさせていただきます。

クリーンセンターにつきましては、議員御質問のとおり、18年ということで、かなり年数も経過していることから、大変施設については、毎年維持管理について、修繕等をさせていただいているところでございます。この施設につきましては、私ども所管としましても、今後も施設の維持管理を適正に運営していくために、長寿命化計画を所管で計画をし、年間維持管理にあわせて、修繕につきましても年次の計画を持って進めているところでございます。

ただ、議員のおっしゃるとおり、なかなか修繕計画にプラス、あわせて修繕をしなければいけない箇所がたびたび生じていることも現状でございますので、今後とも年間の作業におきまして点検をしながら、修繕計画については随時見直しを図りながら修繕に努めてまいりたいと考えております。

なお、ごみが減量化されたことによって、施設の維持管理につきましては、ごみの減量が進めば進むほど施設の稼働につきましては、時間的にも量的にもコストがかからなくなりますので、それについては、適正な運営に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長(西村昭教君) 13番村上和子君。

○13番(村上和子君) 28ページの旧教育住宅でございますけれども、これは道から町に払い下げになったところではないのでしょうか。町の財産になったかと思うのですが、確認させていただきたいのです。更地になったところが、今度、町の財産となるのか、確認させていただきたいと思います。

○議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

○総務課長(石田昭彦君) 旧教育住宅の解体を行いました4棟の部分につきましては、もともとは教育委員会が管理していた教育住宅でございます。そちらにつきましては、移住準備住宅、お試し暮らし住宅等に利活用していく上で、教育住宅としての利用のなくなった部分を普通財産のほうに移行して、一定程度、町長部局のほうで管理をしているのが数棟ございます。その中で、古くなった施設等で利用が難しくなった部分を、昨年度、4棟を解体させていただいて、そちらは、今、更地といえますか、建物

がなくなった状態であります。土地は町の財産でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 25ページの一般管理費で、委託料で証明書コンビニ交付システム構築という形の予算が計上されております。説明では、マイナンバーカードの利用促進を目的とした、住民サービスの向上に努めるという形の中で、住民票や印鑑登録証明書等々を取得するための利便性を図ることが目的という形になっております。

そこで、お伺いしたいのですけれども、とかく、いわゆる情報が流出する、あるいは安全管理、いわゆるセキュリティーの確保といったのが取り沙汰されておりますけれども、この点については、十分、他人が本人になりすまして証明書をとりというような、コンビニにおいて、そういうことも可能なかなというふうに思いますが、そういった点では、安全管理が徹底されて、未然に防ぐ体制があるかなというふうに思いますが、この点はどのようになっているのか、確認しておきたいというふうに思います。

それと、今後、運用された場合においては、説明によれば、稼働における年間費用が約479万6,000円かかるという形になっております。その中には、交付システムの利用料と保守点検、あるいは負担金という形になっておりますけれども、これは、今後、通年維持管理という形で、係る費用という形で確認してよろしいのかどうか、お伺いたします。

委託料については、システムの利用料という形になりますから、各コンビニ、いわゆる業者のところに委託料という形で支払われるのかなというふうに思いますが、この点、どのようになるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

それと、27ページですけれども、今、町のほうでは、移住計画、定住促進費という形でなっておりますが、マイナス4万9,000円という形になっております。これの実績について、目標とされた、移住・定住という形で、実績はどのようになっているのか、実績がわかれば、移住された方、転出された方という形でわかれば、お伺いしたいというふうに思います。

地域創生という形の中で、出生率向上等々含めた、子育ても含めた環境整備をずっと町ではしておりますが、そういう意味では、今回こういう政策を打ち出した後において、28年度においては、町の出生率というものはどのようになっているのか、この

点をお伺いしておきたいというふうに思います。

27ページの財産管理費の中で、公共施設の基金積み立てという形で、予備費から充当されているかというふうに思いますが、今後、必要な、恐らく公共施設等維持管理等にかかわって、将来発生するであろう施設の維持、あるいは建設にかかわった予算を積み立てるという中身なのかなというふうに思いますが、今後、将来的に起こり得るであろう、こういった部分の、充当されるものというのはどういものがあるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

次に伺いたいのは、41ページの児童福祉総務費の中で、委託料という中で、教育・保育給付費という形になっております。この扶助費の中で、いわゆる保育型施設の給付費という形で載っておりますが、一般の西保育所という形で委託料等がありますけれども、どちらのほうが、委託料と給付費という形になった場合に、単価は、どちらのほうが有利に運んでいるのかという、その内容と、実際、認定保育園に至っては、1号、2号、3号というふうにあります、利用状況はどのようになっているのか、伺っておきたいと思います。

次に、45ページの保健衛生総務費の中で、地域センター病院の産婦人科医の確保という形の予算が計上されております。この中では、産婦人科の医師を確保するための支援体制の内容だという形で説明書も受け取っていますが、お伺いしたいのは、今後、こういう措置をとったとしても、次年度以降、産婦人科医が確保される見通しというものはどのようになるのか、この点、現状とあわせてお伺いしたいというふうに思っております。

次に伺いたいのは、67ページの商工振興費の中で、商業者の後継者の就業奨励補助という形になっております。この間、過去3年間でもよろしいのですが、何人の方が就労されて、定着されているのか、お伺いしたいのと。今回、これはどういう業種の方が対象になっているのか、お伺いしておきたいというふうに思っております。その点、全体通して、町の取り組みとしてどうだったのかということも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の証明書コンビニ交付にかかわる御質問にお答えいたします。

まず、1点目の情報の管理についてでございますが、このシステムを構築されれば、マイナンバーをお持ちの方につきましては、最寄りのコンビニのほうで、実は7種類の様式について取得することができます。この情報管理につきましては、あくまでも

その方がコンビニに持参をし、そちらのほうで情報を取得することとなりますので、また、なおかつパスワードも個人にそれぞれ交付されていることから、それを偽造されるということは、現在のところでは想定はされてはおりません。

ただ、今、情報化ということで、さまざまなことで御心配をいただくような状態が住民の方からはあるというふうにもお伺いしておりますので、これにつきましては、実は、マイナンバーにつきましては、カードリーダーを使いまして、パソコンから自分の情報がいつどこで何を出されたのか、これも既に確認できるようなシステムが構築されます。住民票の交付サービスを町としても導入することによりまして、町民の皆様が全て自分の情報が、皆様のお手元の情報でも確認できるようなシステムにつながるようになりますことから、ぜひこの制度については進めていくことが望ましいことと、また、町民だけではなく、うちの町に本籍、住民票をお持ちの方については、どこの町に行っても交付できることから、それについては、行政サービスの一助と考えております。

2点目につきましては、利用者にかかわる経費でございますが、今現在、見込みを立てておりますのは、単年度では約四百七十数万円程度の経常経費を予算措置していくこととなります。

ただ、29年度のシステム構築につきましては、29年11月を予定していることから、29年度につきましては、稼働してからの金額になるかと思いますが、30年度からは、1年間ということで、業者に対するシステム維持管理の委託料を含めて、負担金と合わせて予算計上していきたいと思っております。

なお、先日、全員協議会でお示した資料の中に、1枚当たり123円と私、実は申し上げましたが、先日、業者のほうから新たな情報がありまして、全国のほうでこのシステムがかなり構築の作業が進むことから、単価については少し見直しをしたということで、下がる情報を得ておりますので、これにつきましては、さらなる29年度の予算の中でお示していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えします。

定住・移住にかかわる御質問ですが、こちらの4万9,000円の減につきましては、旅費の減ということで、北海道移住フェアのほうに参加をさせていただいたときの旅費の部分であります。人数は、予定の人数が、協議会の方含めて参加をいた

だいておりますけれども、安い飛行機を活用できたというようなことで減になっている、予算上はそのような減となっております。

また、移住の実績等でありまして、今、データが手元にないので、具体的な数字はございませんけれども、移住フェアでの移住相談等も、各会場ごとにおおむね40件から50件程度の移住相談がございます。あと、町のほうに直接の相談等もありますし、2年前から運用しておりますお試し暮らし住宅につきましても、特に、6月の中旬ぐらいから11月ぐらいまでは、ほとんどあきがないような状況で御利用いただいている状況になります。

同じように、移住準備住宅につきましても、今9棟活用してございますが、今現在、たしか入居者が6棟だったと思っておりますけれども、そういった状況でございます。具体的な数字につきましては、後ほどデータがわかればお答えをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長。

○健康づくり担当課長（杉原直美君） 11番米沢議員の出生数についてお答えいたします。

28年度の出生数は、妊娠届け出の予想数で63名となっております。また、2月以降の妊婦の転入者がふえていることから、多少この数字が変動するというふうに見込んでおります。

続きまして、地域センター病院の産婦人科医師の支援体制についてですが、センター病院であります協会病院の経営体制が不透明な状況ですので、なかなかお答えすることが不可能なのですが、非常に厳しい状況であるというふうには認識しております。周産期医療を守るのは地域の大きな課題ですし、大きな北海道、国という単位で考えております。今年度も5市町村の町長を初め、要請行動を道のほうにお願いしておりますので、今後も引き続き産科医師の確保に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） 米沢議員の質問の西保育園の委託料と給付費のどちらが有利かというような御質問だったと思うのですが、

まず、その前に、定員につきましては、上富良野西保育園が60名となっております。わかば中央保育園につきましては95名、わかば愛育園につきましては60名、高田こども園につきましては150名というような実態でございます。

それで、先ほどのどちらが有利かということにつきましては、実は、公定価格というのがありまして、それにつきましては、各1号、2号、3号別の利用人数によって高い低いが決まってくるので、その園の利用人数と公定価格を比較した中で、その

園においての利用人数が決まってくると思いますので、そこら辺が、どちらが高いかというのは、利用人数等によりますので、そこら辺は園の判断だと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 済みません。私、先ほど公共施設整備基金の関係の答弁が漏れましたので、お答えさせていただきます。

公共施設整備基金につきましては、今年度、今後の行政需要等を見込んだ中で、それぞれ財源余剰となったものを予備費に留保してまいりました。年度末を迎え、一定程度の予備費を最終的に確保することで、残りについては、今後の施設整備等にかかわることから、公共施設整備基金に今回4,000万円を積み立てる予算を計上させていただいております。

この公共施設整備基金につきましては、今後の公共施設等の整備、それから既存の施設等もだんだん経年劣化も激しくなってきておりますので、こういったものの営繕等に活用していくことが必要なことから、大きな予算が必要になってくることから、一定程度基金を確保していくことが重要ということと考えているところであります。

新年度の予算につきましては、またあす上程をさせていただきますが、新年度の中でも一定程度、保健福祉総合センター、それからクリーンセンター、東中分館、B&Gの海洋センター等、一定の施設整備が必要な施設がございますので、これらの活用も含めて、次年度においては、この公共施設整備基金の一部支消についても御提案をさせていただく予定でいるところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 11番米沢議員の最後の御質問、商工業後継者の対策費の担い手サポートの関係でございます。今年度を含めると、3年の実績ということで御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

26年度以降に支給を終了した案件も含めまして、さらに26年度以降認定をされたものも含めまして、全てで8名の方がこの事業の該当ということになってございます。

その業種の内訳でございますけれども、土木建設関係が4件、飲食が1件、小売が2件、あと、複合職といいますか、経営形態が複数の方が1名ということで、合計8名。こちらの8名の方につきましては、現在も定着してお仕事をされているという状況でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 定住・移住の点については、建物自体が相当劣化している部分が見受けられます。この間の質問等においては、維持しながら、努めてそれを管理していくというような答弁もあったかなというふうに思いますが、今後、恐らく一定の年数になれば建てかえもしくは、そういうことも起こりうるのかなというふうに思いますが、この点については、今後、適正な管理、維持というのはどこまで、こういう形でされるのか、わかればお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、扶助費、保育所の委託費の問題であります。従来、認定こども園になれば、委託料等が従前の保育料よりも低くなるだとか、いろいろな議論があったかなというふうに思います。人数によって、保育形態等によって、恐らく保育単価等も変わるのかなというふうに思いますけれども、そういう意味では、通常の保育園と比べた場合、単純に比較はできないのかもしれませんが、認定こども園になった場合の保育単価等というのは、どのような違いがあるのか、この点、伺っておきたいというふうに思っております。

次に、地域センター病院の産婦人科医の確保であります。当面はこのような形で維持できるのかなというふうに思いますが、新年度以降、産婦人科医が富良野市に確保されるのかどうかという点では、はっきりとした見通しがあるのかどうか、その点、伺っておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたします。

現在活用しております移住準備住宅、それから、お試し暮らし住宅ですが、議員御発言のように、これまでは教育住宅として活用していた施設を普通財産に移行した施設になっておりますので、建築年度も昭和40年代の早い時期に建設されたものが多いというふうに理解をしています。かなりの年数もたっておりまして、一部手直しをしながら活用している現状にありますので、当面は、今の施設を何とか維持管理をしながら利活用を進めていきたいなというふうに考えております。

さらに、もう少し遠い将来、どうあるべきかということについては、まだ具体のプランは持っておりませんが、当然、朽ち果てるような、そういう時期が迎えるときには別の方法を考えなければならぬというふうに思いますし、例えば民間の施設を利用したり、そういうことも一つの考え方なのかなというふうに、今の時点では思っているところで

ありまして、まだ今の住宅が、その先のことまでの具体的なプランは持ち合わせていないところであります。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいまの米沢議員の保育所の関係の御質問にお答えします。

基本的には、保育単価、公定単価というのですけれども、保育所もこども園も同様の単価だと理解しております。

ただ、メリットというか、利用者側に対しまして、こども園を選ぶことによりまして、1号から2号へというような、あるいは兄弟もおりますし、そのような関係で、こども園に移行したほうが、利用者については選択肢が広がるなというふうに、そういうところがメリットだなと理解してございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（杉原直美君） 29年度以降の協会病院、センター周産期病院の医師の確保の見通しは、今のところ、先ほども申しましたように、非常に厳しい状況だというふうに受けとめております。引き続き富良野協会病院の本部の支援、センター病院としての道の要請及び5市町村長の道への要請を、連携をとりながら続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 40ページのラベンダーハイツ事業特別会計繰り出しに携わるところでお伺いしたいのですが、この後、議案第14号で、ラベンダーハイツの補正とかかわるので、どちらで質問していいか悩んだのですけれども、先に補正予算があるので、こちらでお伺いさせていただきます。

この間、ラベンダーハイツの改善計画等々の中で、いろいろやった結果、公債費に携わるところに関して、今回、繰り出しをして、一定程度の赤字を補填するという考え方については大きく賛同できる場所でございますが、中身をいろいろ分析したところ、それぞれかかわるところを計画どおり、歳出については、予算以上に、ラベンダーハイツの中で努力をして削減を図っているのですが、最終的に、入ってくるところが計画に満たないということで、歳入歳出のバランスが大きく崩れて、平成28年度の歳入歳出のバランスがとれない。ここで繰り出しをしても、最終的にはまた四百数十万円の赤字が出るということに今、見込みがなっております。

であれば、当初、平成27年度の決算をしたときに、1,800万円強の繰上充用を行って、4年計画で1,800万円相当を年次的に返していくという計画が根本から崩れていることになってしまいます。

この間、ハイツにおいても相当な努力をして、経費の削減、抑制を図っているところでありますので、やはり一旦ここはゼロクリアをするということの考え方も必要ではないかというふうに考えます。協議会の中において、これまでの中で、町長部局からの説明では、全て甘やかすわけではなく、一定程度、ある程度、運営に対して責任を持たすという意味から、自分たちの自助努力を今後に期待するという意味から、公債費に関する部分の補填のみを行うということでしたが、中身を見ると、やはり歳入をふやすためには、それなりの施設の中のサービスというものも重要化されるというふうに思います。もちろん職員のモチベーションの問題もありますので、一度、このまま赤字が、雪だるま式とは申しませんが、27年度決算から、さらに28年度見込みについて、若干の増額が見込まれるということであれば、27年度の繰上充用分に関しては、これはもう決議しているので問題ありませんが、28年度、この後、3月に締めるところがもう見えている、決算見込みが見えている段階においては、公債費のみならず、運営に対するとところでのつぎ込みということは御検討されなかったのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 6番金子議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思います。

この間、さまざまな御意見等いただいております。繰り返しになるかもしれませんが、まず、ラベンダーハイツの経営については、介護報酬の減額も含め、大変厳しい状況になっていることは私どもも理解をしております。

ただ、コスト計算をしますと、やはり歳入に見合った歳出構造になかなかないということも、私たち反省をすべきものだというふうに思っております。

昨年、そういうことも含め、適正な人員配置をすることで、コストを下げることができるのではないかとということで、1年経過したところでありますが、この1年間の収支は、この間、御説明させていただいたとおりの、二千四百数十万円の赤字になる状況であります。

今、この1年を通して、私たちさらにその課題等もある程度見えてきたかなというふうに思います

し、また、一定程度一般会計からの応援体制をしないと、今現在は厳しい状況だということで、過去に行った施設投資分を繰り入れすることで、まず様子を見ようと、様子を見ようという言い方は酷ですが、この間、これから29年に向かって少し黒字化が図れるのではないかとということで、今回、町が繰り入れすることとあわせ、一定程度赤字分もありますが、それを繰上充用することで、29年度、まず迎えよう、そのようなことであります。

ここでゼロにすることも、もちろん御意見のとおり、可能かというふうにも思いますが、ただ、一定程度の努力もしっかりすることが、私ども経営者としての責任でもあるというふうに考えておりますので、いま一度、29年度の状況をまず、検証させていただきたいということで御提案をしているところでございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 余りハイツの中の経営のほうに移ると、今度、14号のほうとかぶってしまうので、質問が間違ったら議長、とめてください。

今、副町長、説明されたとおり、改善計画に基づいた一定程度の努力というのは、実際に歳出のほうの数字を見ると、図られているわけです。それぞれの一般管理費から居宅系であったり、施設系の介護の経費にかかわるところというのは、おおむね、28年度に計画した改善プランに基づいた数字というのが出ているのですが、最大は、歳入の部分が、いわゆる報酬減というのもあることながら、圧倒的に人数不足によるところの要因というのが見えてきています。

これは、どっちが悪いのかというのはわからないことになりますから、これは結果論で見るとはいいのですが、やはりある程度施設側であったり、もしくはスタッフ側であったりという、さまざまなソフト的な要因が充実することによって需要が掘り起こされたりして、結果それが喜ばれる施設として、収益にもつながるという考え方にもなっていくと思うのです。詰める、詰めるの一方やりでは、利用する側も不便を感じてはいけませんし、やる側もいっぱいいっぱいやっていくと、負のスパイラルに陥ることというのが一番恐ろしいことだと思うのです。

ですから、一旦どこかの年度ではゼロクリアをすることによって、もう一度やり直そう。また、29年度、今後の予算の話になっていきますけれども、そのときは、小規模な改善等々をすることによって、利用者や施設側のメリット等々を大きくしていくということも、またそれは先の話になりますけれど、

ども、まずここで、28年度に努力はしてみた、しかし、歳入のほうでどうしても入ってくる財源がなかった。この部分は、一般財源から今年度は見るという考え方も時には必要なのかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員のラベンダーハイツに対します一般会計繰り出しの考え方について、私のほうからお答えさせていただきますが、金子議員、大変深い御理解をいただいて、御質問いただいていることに、まずお礼を申し上げたいと思います。

議員から御質問ございましたように、単年度をもって収支をゼロにするというような、そして新年度、ゼロスタートするというようなこと、選択肢としては私も脳裏にあるのは事実でございます。

ただ、私ども開設者として、町民の皆さん方に、ラベンダーハイツの収支を図ると、健全経営をするという姿勢のあらわし方として、やはり一定程度の荷物を背負った中で、職員、私どもも含めて、一生懸命取り組みをして改善をしていくのだということを、町民の皆さん方に感じていただく、また、私どもも意識をしっかり持つ意味において、繰上充用という形で一定程度の荷物を背負いながら頑張っていくという姿勢も、町民の皆さん方に、ラベンダーハイツがこれからも長く存続していく思いをお伝えする方法かなというような理解もしているわけございまして、皆さん方の理解と、あるいは町民の皆さん方の理解と、もしかみ合わない部分があるものだとすれば、それは28年度の決算を迎えた後に、29年度どのようにリスタートするかということの中で、再考することは否定しないところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 何点か質問させていただきたいと思います。

26ページ、電算化推進費の中の関係でありますけれども、補足説明等の資料によりますと、コンビニのシステムで連携、確認するための旅費として、東京のほうへ2回ほど、旅費として16万4,000円組まれておりますけれども、今後、議決されたからの、3月の日にちというのはもう余りないわけでありまして、こちら、3月末までに2回の旅費を使うことは、本当に実現可能なかどうか、そこら辺のところを、まずお伺いしたいのと、当初、マイナンバーが、もう少し皆さんが取得してく

れるということを想定していたと思いますけれども、今のところ非常に取得者が少ないということ、12%前後ということでもありますけれども、これらのことというのは、もう少し取得するような想定の中でいろいろと検討していたと思いますけれども、今後の取得の可能性ということを含めると、非常に予算の関係がこれで本当いいのかなという部分もあります。

当然のことながら、マイナンバーが取得されることによって、コンビニ収納ができることによって、役場の職員の仕事の中身が減るということで、いわゆる軽減が見込まれるということで、職員の数が減るだろうという想定をされておりますが、これは本当に実現可能なかどうかということ、まず確認させていただきたい。

それから、38ページ、民生費の中の保健福祉総合センターの管理運営費の委託費の183万円なのですが、これは外壁の関係だと思っておりますけれども、これは正式に、私まだ確認しておりませんけれども、建設から何年経過しているのかということと、これらの外壁の関係の、損傷した部分というのは、何が主な原因でこういうふうな状況になっているのかということ、まず確認させていただきたい。

それから、80ページです。上小の講堂音響装置の備品購入というところが49万5,000円、これは新たに備品を購入することなのか、それとも何か音響装置が壊れたということで、備品購入なのかということと、もし音響装置が、これを購入するとすれば、いわゆる受注から納品までの日にちを考えると、学校であれば、音響装置を卒業式等々に使うということであれば、発注してから納品までの日にちというのはどれぐらいを見込んでおられるのかということと、もしそれが万が一間に合わないようなことになるとすれば、改めて今この補正で予算を組む必要があるのかどうかという部分があると思いますので、そこら辺も確認をさせていただきたいと思います。一応、今それだけ確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 12番中瀬議員の御質問にお答えします。

1点目のコンビニ交付にかかわる予算の中の旅費でございますが、旅費につきましては、このシステム構築の委託料を含め、29年度に向けて、繰越明許費ということで、先ほど補正予算のほうで御説明させていただいておりますので、この補正予算議決をもちまして、29年度にこの事業を実施したいというふうに考えております。

なお、この旅費につきましては、東京のほうに、

このシステムを構築しますと、コンビニ交付をしている機械をリースしている会社が3社、あと、J-LIS（ジェイリス）という、本体の委託業務を行わなければいけない会社のほうに2回、職員、2泊3日で2回分の予算計上となっておりますことを御理解いただきたいと思います。

2点目のマイナンバーの現在の交付状況でございますが、実は2月末現在で約1,350人ほどの申請を受けておまして、12.4%ということで、交付率としましては、率的には少ない状況となっておりますが、実は、全道では179自治体のうち10位でございます。多くは、市の交付申請も多いところでございますが、昨年からお出前講座等も実施し、上富良野町としては、比率としては大変大きな比率を占めております。

ただ、10%では、なかなか住民の利用者の方が、10人に1人ということになりますので、これは本当に比率を上げていかなければならないので、29年度以降も、住民の方には、いろいろと私たちのほうからお伺いし、個人番号カードの交付申請につなげていくような施策については取り組んでいきたいと思っております。

また、職員の数の見直しについての御質問をいただきましたが、将来的には、窓口業務の事務が軽減されることから、これにつきましては、次年度、すぐにはございませんが、約数年ほどかけながら、職員の見直しについては可能ということで、今後、努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） 中瀬議員の保健福祉総合センターの外壁の件についてお答えさせていただきます。

経過年数につきましては、平成16年度に完成いたしましたしまして、昨年剥離したということで、12年経過しているところでございます。

それで、原因につきましては、剥離した後、建築担当あるいは施工業者、設計業者等々と何回となく打ち合わせをさせていただきました。原因については、種々可能性は考えられるのですが、寒暖差、あるいは湿度の問題等々が考えられるのですが、結果として、特定できるものは報告されなかった現状でございます。

ただ、参考に、私どものほうも北海道の営繕相談窓口のほうに、原因等々も含めて、耐用年数等々を照会したところでございます。その結果、道の営繕基準の中では、タイルについては40年、これは全面改修というような形で、そういう基準がござい

また、あわせまして、指導のあった部分については、建築基準法がありまして、基本的には、建築基準法におきまして、竣工から10年以上たったタイルについては、基本的には、全面打診検査を実施しなさいというような基準もございます。

さらに、これ書物なのですけれども、財団法人の建築保全センターが出している建築物のライフサイクルコストというような冊子があるのですけれども、この本の中では、タイルの割れ、損傷については、おおむね10年程度を周期にあるというようなことも書かれておりますことから、言いかえれば、タイルについては10年程度で、そういうような浮き、あるいは割れ等々が発生するというような事態ということで報告を受けております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 12番中瀬議員の上富良野小学校の音響装置の購入にかかわる御質問にお答えしたいと思います。

上富良野小学校の講堂にあります音響施設につきましては、今回、故障になった部分というのが、ワイヤレスのチューナー部分にかかわる部分の故障でありまして、その機器の修理が不能ということから、更新を図るというものでありまして、アンプ、スピーカー等についてはそのまま問題なく使えるので、その部分の更新を考えたいということでありませう。

ただ、即、卒業式等も控えているところでありますので、今その部分が、マイク等の対応ができないということで、一時的に、今回、間に合わせで、その部分の機器をお借りして対応したいということで、入学式等には、長く借りることも可能ではありませんので、早急に整備して、新年度以降については、入学式等が即ありますので、その対応を図りたいということで、整備を計画しているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 上小の音響施設の関係の備品購入の関係ですけれども、ただいまの説明であれば、チューナーが調子が悪いということでの備品購入という説明をいただきましたけれども、今、長期に借り入れが可能だという話をされましたけれども、もし長期借り入れが可能であれば、この部分については、今どうしても補正を組んでやらなくても問題はないのではないかとこの気はするのですが、この辺のところをもう一度伺いたいことと、それから、保健福祉総合センターのタイルの関係のことですけれども、確かに工事というのは、どんな工

事をやっても完璧な工事というのは、まず不可能でありますし、ある程度の年数が経過すれば、いろいろなところで障害が起きるといえるのは間違いないことだと思いますけれども、あの外壁を見させていただいた状況を見ると、いわゆる横風で雨がタイルに吹きつけて、タイルがそれではがれるような原因になるとか、浮く原因になるということは、まず余り考えられない。なぜか上のほうから、いわゆる雨水が垂れてくる、その処理が非常にまずいではないかという気がして見させていただいているわけですけれども、そこら辺のところ、今回、打音検査とか、いろいろな検査をした段階で、そういった指摘をされたのかどうか、そこら辺のところもちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、マイナンバーの関係につきましては、取得率が非常に低い。でも、全道で10位。本来であれば、もっともっとマイナンバーの取得者がふえるという想定をされていたのですから、今後の対策について、どのような形で取得を促していくのかということ、まず確認させていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 12番中瀬議員の再度の上富良野小学校の音響装置にかかわる質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど答弁漏れしましたが、納期がどののだということではありますが、年度内には納期、大丈夫だということで、見積もりをとった業者からはお話を聞いていますので、その部分については、新年度対応は可能だというふうに考えております。

また、たまたま、即17日に卒業式があるので、そこについてはもう間に合わないで、一時的に借りることは可能だということで、その対応をしたいと思っておりますが、先ほど答弁したとおり、それを長くお借りすることはできないということでもありますので、年度内に整備して、新年度の行事等に対応できるように整備をしたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

かみんの外壁につきましては、状況としまして、上のほうからも真ん中のほうからもはがれておりますが、実際、横風とか雨が降って、横殴りの雨が降ったりして、タイルが濡れてコンクリートとかタイルに染みて、乾いていない状態の中で温度差とか、そういう部分で、外気温が高くなったり低くなったりしばれたりということで、そういう部分で、凍上とかも起きた部分もあるのかなというふう

に思います。施工的な部分については、施工完了時にしっかりと検定を行っておりますので、それは問題ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 12番中瀬議員の3点目の、マイナンバーの交付の関係についての住民への説明並びに取得への促進についての施策でございますが、先ほど説明申し上げましたとおり、これまでマイナンバーの事務につきましては、住民の皆様丁寧に御説明をさせていただきたく、私も各地区の集まり、または会合等にぜひお伺いしまして、この制度については、総務省からも住民周知するようにパンフレット等の周知も言われておりますことから、十分そちらのほうについては対応し、皆様に取得していただき、今後、サービスを利用していただけよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） 1点だけ。債務負担行為が第6次総合計画が載っています。それで、日程のことなのですが、日程をちょっと確認させていただきたいのは、この間もらった資料では、3月には公募型のプロポーザルをやると。4月初旬にはプレゼンテーションをやるとということなのですが、本当にこのスピードで大丈夫なんでしょうか、そこだけ確認させてください。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 1番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

今、先般の議員協議会で御説明したようなスケジュールを私たちは描いております。3月中には、3月の下旬には、今回、補正予算、御議決いただければ、3月の下旬にはプロポーザルを実施し、4月の中旬には何とか契約をするような、そんな予定で進めたいというのが私たちの現在のスケジュールであります。

○議長（西村昭教君） 1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） もう1回確認ですけれども、3月の中旬には公募型のプロポーザルをやるのですよね。4月の初旬にはプレゼンテーション、業者から提案をいただくということなのだけれども、本当に公募型のプロポーザルをやって、こんな半月ぐらいで提案してくれるものかなという、ちょっと疑問があったものですから、それでちょっと確認を思っております。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 1番中瀬議員の再質問にお答えいたします。

今、プレゼンテーションに向けての公募の準備を、予算の提案とあわせて準備を進めているところであります。公募型のプロポーザルを実施する予定日等も既にスケジュールの中で埋め込んでおまして、それに向けて準備を進めております。御心配いただかなくて済むように、しっかりとスケジュールに沿って準備をとり進めていきたいというふうに思っています。

4月の中旬には、何とか契約の運び、そして5月ぐらいからは、アンケート項目等を整理していきたいというふうに思っていますので、そのようなスケジュールで、万全の体制で準備を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、暫時休憩をいたします。再開を10時45分といたします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第11号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第11号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の内容につきましては、1点目、国庫支出金、道支出金、共同事業交付金について、被保険者の療養給付費の減に伴い、国及び道の療養給付費等負担金及び財政調整交付金、高額医療費共同事業負担金交付金などについて増減が見込まれること。

2点目、保険給付費について、一般被保険者の療養給付費が予算より下回るが見込まれること。

3点目、共同事業拠出金について、高額医療費共同事業並びに保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴い、減額が見込まれること。

4点目は、職員給与費並びに保健事業として実施したインフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン接種者数の確定によるものであります。

なお、収支の差額については、予備費を充当するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第11号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

平成28年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,610万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億245万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款国庫支出金4,724万2,000円の減、5款道支出金3,650万4,000円、6款共同事業交付金6,695万7,000円の減、8款繰入金159万円。

歳入の合計は、7,610万5,000円の減であります。

2、歳出。

1款総務費62万6,000円の減、2款保険給付費4,235万5,000円の減、6款共同事業拠出金1,936万3,000円の減、10款諸支出金221万6,000円、11款予備費1,597万7,000円の減。

歳出の合計は、7,610万5,000円の減であります。

以上で、議案第11号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第12号平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第12号平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の内容につきましては、後期高齢者医療保険料並びに事務費について確定したことから、補正を行うものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第12号平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1億3,253万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料66万4,000円、3款繰入金15万円の減。

歳入の合計は、51万4,000円であります。

2、歳出。

1款総務費15万円の減、2款広域連合納付金66万4,000円。

歳出の合計は、51万4,000円であります。

以上で、議案第12号平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第13号平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第13号平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第5号）の提案の要旨について御説明申し上げます。

補正の内容につきましては、1点目は、介護保険料の賦課実績に伴う増額補正でございます。賦課人員及び所得区分階層等の見込みによりまして、621万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

2点目につきましては、介護給付費及び地域支援事業の実績見込みによる補正となっております。介護給付費につきましては、1,930万6,000円

の増額となっておりますが、居宅・地域密着型サービスについては、それぞれ利用実績見込みにより減額となっており、施設については、施設入所者の増により、4,142万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

3点目につきましては、前年度の精算分につきまして、今回、介護保険事業基金に1,551万7,000円を積み立てさせていただくものです。

以上、申し上げました内容を要素といたしまして、必要な財源を予備費から充当して補正予算を調整させていただいたところです。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

議案をごらんください。

議案第13号平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第5号）。

平成28年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,542万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億467万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款介護保険料621万4,000円、2款分担金及び負担金27万円の減、3款国庫支出金629万1,000円、4款道支出金451万6,000円、5款支払基金交付金701万7,000円、6款財産収入1万円、7款繰入金164万7,000円。

歳入合計2,542万5,000円でございます。

2、歳出。

1款総務費75万6,000円の減、2款保険給付費1,930万6,000円、3款地域支援事業費186万円の減、5款基金積立金1,551万7,000円、7款予備費678万2,000円の減。

歳出合計2,542万5,000円でございます。

以上で、議案第13号平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第5号）の説明といたします。御審議いただきまして、御議決くださいます

ようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 2 点ほどお伺いをしたいと思います。

まず、1 点目であります。9 ページ、介護サービス等の給付費の関係であります。

先ほど補正の要素として説明もありましたが、居宅介護サービス費、それから地域密着型サービス費は減額となっています。居宅介護サービス、具体的には、訪問介護だとか訪問看護だとか通所介護、いろいろなサービス事業がありますが、具体的には、どのサービスが減少したということでしょうか。そして、その理由は、どんな理由があったのかをお聞きしたいと思います。

同じく、地域密着型サービスにつきましても、小規模多機能だとか、それから認知症対応の共同生活介護などがありますが、具体的には、これの減少した理由、そして、どの事業がということをお聞きしたいと思います。

次、11 ページであります。介護予防事業の委託料に関するところですが、すごく介護事業の中で、この予防というところが一番大切な部分なのかなと考えております。その中で、通所型の介護予防事業、お元気かい、それから、生きがい活動支援通所サービス事業等がかなり減額補正になっています。これの理由等もお聞かせいただければと思います。

また、その下の生活管理指導員派遣事業及び生活管理指導短期宿泊サービス事業についても、当初予算から見れば8割以上の減額ということになっていますが、これの理由等もお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいまの中澤議員の3点の御質問にお答えしたいと思います。

1 点目の給付費の減の関係なのですけれども、予算対比でいきますと、居宅につきましては1,400万円ほど、地域密着につきましては1,000万円ほど、施設については4,100万円ほどというような、当初予算対比の今回の減額補正となっております。

それで、もう少し分析させていただいたのですけれども、実績見込みで対比した場合、実は、居宅サービスについては、27年度実績より28年度見込みについては450万円ほど給付費として伸びて

いる現状でございます。あわせて、地域密着型サービスにつきましては、これについては78万円ほど減額となっております。施設につきましては3,889万1,000円の増となっている、実態は、実績対実績見込みに対する比較となっております。

そこで、この中で施設が伸びた原因等々につきましては、実は、平成27年度につきましては、施設入所者において、結構お亡くなりになる方が多かったという要因もありまして、一方、28年につきましては、27年ほどそういう方がいらっしやなかったということで、結果、施設入所者がこのような形でふえたというふうに分析をさせていただいたところでございます。

また、28年につきましては、病気やけがなどを要因として、突然、在宅を経ないで施設に入所されたという方も数名いらっしやるというふうに聞いております。

あわせて、介護予防事業の内容でございますが、介護予防事業については、介護認定に少しでもならないような形で、非常に有効的な事業だと私も認識しております。その中で、介護予防事業として、お元気かい、あるいは生きがいデイサービスという形で、今回、減額補正をさせていただいたところでございます。これも予算対比ということで、それぞれ減額をさせていただいております。

実績、比較で見させていただきますと、実は、生きがいデイサービスについては横ばい、あるいは微増というような形で、去年と比べて若干ふえているような状況です。ただ、予算的には一定程度見込んでいたのですけれども、その結果、減額というような形になってございます。ただ、お元気かいにつきましては、去年より若干人数が減ったのかなというふうに理解しているところでございます。

あと、その下の生活管理指導員派遣事業、あるいは生活管理短期宿泊サービス事業ということで、これについては、介護認定を受けていない方に対する訪問介護、あるいはショートステイということで、これについては、一定程度、予算上は、人数がいると見込んでいたのですけれども、結果的にこのような対象者の方が少なかったということで、今回、減額させていただいているような現状でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） まず、介護サービス給付費の関係ですが、具体的に居宅介護サービスやなんかでは、たくさん事業がありますから、増減、たくさんあることはわかります。こっちがふえて、こっちが減った。その中でも、見るべき減額の部分とか、そういうものをお聞きしたいと思います。

地域密着型についても、認知症のほうと、それから小規模の関係がありますが、当初予定していた予算より減額になっている、その理由というのはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

次に、介護予防のお元気がい、生きがいデイサービスやなんかですが、多分、利用が想定より少なかったということは結果だと思うのですが、本当に担当のほうではどう押さえているのか、少なくなった理由はどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいまの中澤議員の関係で、一部答弁漏れしまして大変申しわけないです。

居宅の部分の増減の要因なのですが、通所介護、デイサービスについては、去年の実績から比べまして100万円ほど伸びているような要因でございます。ただ、26年から27年にかけて、介護報酬等々、あと、あるいは26年から27年にかけて、介護認定者数が、高齢者数はふえているのですが、介護認定者数がふえているというような現象もありまして、そのような要因から、通所については100万円程度の伸びにとどまると理解してございます。

逆に、減った部分でございますが、短期入所サービス、ショートステイですね。これについては、前年実績対比150万円ほど給付として減っているような状況でございます。ただ、ショートステイにつきましても、それぞれ、定期的に使っている方も一部いらっしゃるのですが、その時々ニーズに応じてということで、そのような状態で減っていると理解しております。

一方、訪問介護につきましては、760万円ほど伸びているような実態でございます。

続きまして、地域密着型サービスにつきましては、まず、小規模多機能型居宅介護につきましては、実績比較で約300万円給付が減っているような状況でございます。内容といたしましては、あそこは25人定員でやらせていただいているのですが、ちょっと利用者の伸びが少なかったなということで、見込んでいたよりちょっと減っているような状況でございます。

あと、介護予防事業の、予定していた予算より少なくなった理由なのですが、我々のほうもあらゆる手段というか、老人会とかいろいろな場面において、そういうような啓蒙、あるいは相談に来たとき、対象者でしたら、そういうところがあるというような紹介、あるいは高齢者実態調査などを全高齢者に行っていますので、そこら辺の情報をつかん

で、随時進めているような状態でございます。そのようなことで、今後におきましても、それらも含めた中で、広報等の媒体も使いまして、そういうような介護予防事業について、各住民に周知を徹底していきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思いません。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） 今、御答弁いただいた中では、通所がある程度、金額的には伸びていると、そして短期が減っている、訪問はふえているというようなことでお伺いをいたしました。

例えば通所介護やなんかも、対象となる人、認定を受けていて、要介護1とか2と、うちの数字では約200名程度いるわけです。例えば、それだけいるけれども、利用者がいないということが、例えばラベンダーハイツやなんかの経営も、今なかなかデイサービスやなんか伸びていないと。実質的には、総体的には通所介護は伸びているということなのではないかと。質問でなくなってしまいましたから、意見で、ごめんなさい。そういうようなことを確認させていただきました。

要するに対象者はおおよそ、介護1、2は200名。28年度の認定数はそんなにふえていないけれども、今までの蓄積された人はそれぐらいいるということでしょうか。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） 大変申しわけございません。再度御答弁させていただきます。

基本的には、28年度予算につきましては、第6期介護保険事業計画の中で、一定程度伸びを見込んで推定して、それぞれサービスごとに予算計上させていただきました。結果、当初、介護認定者数でいきますと、総体491人のところ、現在、457人ということで、介護認定者数が想定しているより四十数名減っているような状況でございます。その中で、要介護1、2の方も、見込んでいた200人近くから180人程度という形で、そこら辺の認定者も減っているような状況から、結果的に通所サービス等々を使う方も、対象者が減ったというような内容で、今回、減額補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 今のところでお伺いしたいのは、施設サービス費が非常に伸びているという状況になっています。一般的に、聞いてみましたら、在宅といっても、なかなか見ることが可能ではないという状況の傾向の中で、施設サービス費というのが一定伸びているのかなというふうに思います。その年によって変わる傾向がありますから、何とも言えない部分がありますけれども、しかし、一定部分、この間の予算等を見ますと、やはり施設サービスにウエートが高くなるという状況が一定程度見られるという形で、やっぱり在宅よりも施設のほうが、全て見ていただけるというような、現象として、傾向として生まれているのかなというふうに思いますので、この点、どのように分析されているのか、お伺いいたします。

確かに上富良野町は、予防医療という形の中で、含めた対策がとられて、認定率も低くなっているという状況もあります。しかし、見ている方の話でしたら、やはり施設介護のほうが安心して、全て見てくれるので安心だということのあらわれなのかなというふうに思います。

それと、11ページの通所生きがいデイサービスだとか宿泊サービスというのがあります。この間も私たちのところで勉強会をしましたけれども、確かに、65歳以上の方、あるいはその程度の方が利用できるサービス、介護認定につながっていない人が利用できるという形になりますけれども、しかし、短期宿泊に至っても、生きがいデイサービスに至っても、余り周知されていない部分があるのかなと。ちょっとわかったのです、地域の学習会を通して。

どういう内容なのかと、一般的に、介護認定を受けないと、こういったところを使えないと聞いているのだけれども、介護認定になる前の方でも、こういった部分を使えるのですかというような質問を出されたということがありまして、一定程度、これを受けるという場合については、チェックリストに基づいて判断して、利用できるか、利用できないかということも判断される要素もあるというふうに聞いておりますので、そこら辺の周知と、現場で理解している部分と、いわゆる住民が理解されている部分の差があるような気がするのですが、そこら辺について、まずお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） 1点目の施設介護の関係でございますが、先ほども答弁させていただ

いたのですけれども、基本的には、うちの町は在宅を推進しているところでございますが、ここ数年、若干ずつ伸びているということは、28年度の伸びについては、先ほど説明した、亡くなった方とか、そういう方の関係、あるいは28年度において、たまたま病気とかけがになられて、突然、在宅を経ないで施設になった方も数名いらっしゃると聞いています。

2点目の介護予防サービスの周知ということで、先ほど来お答えさせていただいておりますけれども、我々も介護予防教室という形で、老人会あるいはふれあいサロン等々にも参加させている経過もありますので、そのときにも周知してございますし、相談に来たときも周知しているところですが、なかなかそれが全住民といいますか、広く伝わっていないというようなことですので、先ほどと繰り返しになりますが、広報あるいはホームページ等の媒体を使いまして、広く周知して、必要な方には必要なサービスを受けていただくようなことで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第14号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました議案第14号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、中間浴設備整備事業の額の確定による補正であります。2点目は、寄附採納分4件、20万円による補正であります。3点目は、企業債償還分に係る一般会計からの特別繰り入れによる補正で

あります。4点目は、職員手当、共済費、負担金、補助及び交付金、償還金利子及び割引料の精算による補正であります。5点目は、地域支援事業における委託料の実績見込みによる補正であります。6点目は、企業債償還に対する繰り出し分の元金利子充当による財源組み替えであります。7点目は、それらより生じた一般財源を予備費に充当するものであります。8点目は、介護業務支援システムの事業費確定に伴う債務負担行為の限度額の補正であります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第14号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）。

平成28年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ993万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,306万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金936万9,000円、8款国庫支出金56万9,000円。

歳入補正額の合計は、993万8,000円でございます。

2、歳出。

1款総務費2万6,000円、2款サービス事業費30万8,000円の減、5款予備費985万2,000円、7款諸支出金36万8,000円。

歳出補正額の合計は、993万8,000円でございます。

第2表、債務負担行為補正について申し上げます。

介護業務支援システムの更新に係る事業費が確定したことから、限度額を変更するものであります。

これもちまして、議案第14号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算

（第6号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ラベンダーハイツ会計についてお伺いいたします。繰り入れについてお伺いしたいと思っております。

近年、ラベンダーハイツについては、改善計画等も立てられて、それに基づいても、なおかつなかなか、内部で人員等の調整なんかも図りながら、経費の縮減に努めたというような話であります。しかし、それにもかかわらず、こうやって一般会計からの償還部分の繰り入れ等が行わなければならないというような状況があるということでもあります。

この間、町は繰り入れは一切しませんという形の答弁をしてきました。その背景には、単独でやりなさいと、どんなことがあっても見ませんよという形の答弁だったのかなというふうに思いますが、今回、この部分を繰り入れとなった背景について、どのような判断があったのか、まずお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、赤字等の要因等についてお伺いいたしますが、この間の委員会等の答弁等においては、介護報酬の改定が行われたことによるマイナス要因ということがあるかというふうに思います。

それと同時に、町では予防医療が先行しておりまして、これに基づいて、先ほどのやりともありましたが、介護認定者数もそう伸びない、極端な伸びはないという状況の中で動きがあります。

そうしますと、施設利用が、あるいは居宅利用が減少したり、その時によって変動しますが、単純に比較しますと、利用者数が減る傾向、あるいは横ばいになる傾向があるということは非常にいいことでもあります。

しかし、施設利用ということになれば、経営で利益を一定部分生まなければ経営ができないという状況もあるかというふうに思いますが、その部分を単純に見ればマイナスの要因の部分があるのかなというふうに思います。しかし、かといって、人数が減ったからといって、その部分を放棄するわけにはいきませんから、やはり公営というのは、採算が多少合わなかったとしても、それを見るというのが、僕は、基本的な原則に立ったあり方だというふうに思っております。

こういうものも含めて、やはり一概に現場だけが悪いのではなくて、社会的な要因や町が進めている

予防医療の、いわゆる多くの諸課題を解決するための一つの要因として、利用者が少なくなったりということであれば、それは何ら疑う余地がない部分だというふうに思っております。

そういうものも含めて、町は今後こういった部分に対して、どこまで一般会計からの繰り入れを行おうとしているのか、私は、基本的には、全てきちっとマイナス部分については、当然内部の努力は求めますけれども、しかし、一般会計からの繰り入れできちっと穴埋めをして、やはり維持管理、経営を潤沢な方向に移すことが私はベストだというふうに思いますが、これらの点についてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 米沢議員のラベンダーハイツの経営にかかわります御質問にお答えをさせていただきますと思います。

今、議員が御指摘のとおり、さまざまな実は要因があります。介護認定者がなかなかふえてこなかったこと。介護報酬の減額があったこと。もちろんそういういい傾向という部分もございますので、一概にそれが原因というふうには言いませんが。

ただ、この間、御説明もさせていただきましたが、基本的には、介護報酬を収入として経営をしている民間の事業者のことを考えますと、本来でいきますと、このラベンダーハイツについても自主運営をすることが一番いいことでありますし、そこの赤字部分を税をもって一般会計から繰り入れをすることは好ましいことではないという認識でございます。

ただ、施設を設置している責任者として、経年劣化による施設の老朽化、これらをどのように支えていくかということは必要なことでありますので、今回初めて、施設投資の部分を一般会計で繰り入れすることに決断をさせていただきました。もちろん自主運営ができるのであれば、こういう施設投資も、民間と同じように自前でやるのが望ましいという認識には変わりません。

今後、こういう介護認定者が上富良野特有に伸びていかない状況、あるいは在宅を中心に、そういうサービスが伸びていかないという現状が今後もふえるようでしたら、さらに一般会計の投資も、先ほど町長のお答えにあったように、そういう決断もさらに一段する必要も今後起きるかもしれませんが、基本の考え方については、先ほど私が述べたようなことで進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 基本的には、公営という

のは比較的、やはり民間と違いまして、やはり不採算部門を担うことが比較的多くなるのではないかと、いうふうに私、考えているところであります。民間でいえば、やはり給与等の縮減だとか削減等というのが一定部分行われて、賃金の上げのペースが低く抑えられると。公営の場合は比較的、勤務年数に応じて、それに応じた賃金体系で上がりますから、そういったところの根本的な違いというのがあります。

しかし、そういった置かれている介護者の現状を見たときに、一定部分、不採算部門を担わなければならないというのが公営施設の役割ですから、私は、こういう立場に立ったときに、今後も町においてはきっちりと、赤字で足が出た分については一般会計からも繰り入れ、内部の努力も当然しながら、行うということを基本的な原則として行政は持つべきだというふうに考えておりますが、答弁の中では、なかなかここははっきりと明確には述べられていないというのが実情かなというふうに思えます。

実は、働いている方にいろいろ聞きました。いろいろと伝わってきているそうです。そうなると時間数が減らされたりだとか、低い賃金で働かなければならないのではないかとというような話が飛び交っています。こういったところに、働く人たちの意欲が低下するという現象も、もう既にラベンダーハイツの中では生まれてきているというのが実情だというところが一部耳に、直接お話しして聞きましたけれども、そういった部分を見ても、マイナス要因ですから、働く人が意欲を持って働けるような環境を整えるためにも、きちとした財政の運営を保証しながら、ラベンダーハイツというのは住民が安心して暮らせる、あるいは入所できる、デイサービスに行くと介護が受けられる、そういう環境を整えるのが行政の役割だというふうに思えますし、この点、今後、きちっと位置づけながら、財政の穴埋めをすべきだというふうに考えておりますので、確認をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員のラベンダーハイツに対します、特に、今後の運営の姿勢についてお答えさせていただきますが、まず冒頭、今回、ラベンダーハイツにつきまして、このような一般会計からの繰り入れを持つ補正予算を提案させていただくことになったということに対して、昨年の5月に皆さん方に経営改善計画をお示した姿が達成できなかったということについて、まず、この場をおかりいたしまして、至らなかつた責任を痛感しておりますので、おわびを申し上げる次第でございます。大変努力不足を反省しているところでござい

ます。

今後のラベンダーハイツの経営に対します姿勢といたしまして、これまで私も申し上げておりますが、公設公営を維持したいというのは、これからも変わらない姿勢でいきたいというふうに考えております。

しかし、とは申せ、やはり収益事業を行っている事業という本質を考えますと、やはり単独収支を図ることは求めるべき姿でございます。とはいえ、現実利用者がふえてこない。あるいは固定経費等が一定程度ウェートを占めていると。そういう経営構造を考えますと、将来の安定経営、さらには、町民の皆さん方から信頼をいただくと、サービスも落とさないということを考えれば、今回、御提案させていただいたような、他の会計をもって支えていくことが一定期間必要であろうと。そういう中から、自立経営ができるような道筋が見えたときには、本来の自立経営を目指してまいりたいと考えておりますが、ただ、その支え方につきまして、今回、九百数十万円を繰り入れさせていただきたいということで御提案させていただいておりますが、今後につきましては、議員から御発言ありましたような、全てをきちっと埋めていくような支援の仕方も一方法でございましょうし、先ほど一般会計の中でもお答えさせていただきましたようなことも、一つの経営を安定化させていくための方法として、選択としては、私はそれも考えるべきと、そんなふうを考えておまして、いずれにいたしましても、これから広く皆さん方の御意見を賜りながら、安定した経営を続けるために、どういう支援の、支え方がいいのかということをお話を、私といたしましての考え方をしっかりと示していきたいというふうに考えております。議員からお話しあったようなことも排除しないで、組み立てていきたいと考えているところでございますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） ほかに御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第15号平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第15号平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

まず、歳入におきましては、1点目は、水道料金精査によります使用料の減額と、2点目は、手数料の精査によります増額と、3点目は、一般会計からの繰入金の減額であります。

次に、歳出につきましては、一般管理費の精査によります減額となり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、事項別明細につきましては、説明を省略させていただきます。

議案第15号平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ181万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億392万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料、補正額20万5000円の減、2款繰入金160万6,000円の減。

歳入合計181万1,000円の減となっております。

次に、2、歳出。

1款衛生費、補正額181万1,000円の減。

歳出合計181万1,000円を減額するものとなっております。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の

◎日程第11 議案第15号

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第16号

○議長(西村昭教君) 日程第12 議案第16号平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました議案第16号平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

歳入におきましては、1点目は、下水道受益者負担金賦課確定により増額と、2点目は、下水道使用料の増と、手数料収入の増と、3点目は、事業費精査により一般会計繰入金の減額と、4点目は、諸収入精査により減額と、5点目は、事業費確定により、国庫支出金及び下水道事業債の減額であります。

次に、歳出におきましては、1点目は、一般管理費の精査により減額と、2点目は、浄化センター管理の精査により減額と、3点目は、建設事業費の精査により減額となり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

議案第16号平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

平成28年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ337万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,554万1,000

円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金、補正額12万1,000円の増、2 款使用料及び手数料111万2,000円の増、3 款国庫支出金52万2,000円の減、4 款繰入金266万9,000円の減、6 款諸収入3,000円の減、7 款町債140万円の減。

歳入合計、337万1,000円の減となっております。

2、歳出。

1 款下水道事業費220万7,000円の減、2 款公債費116万4,000円の減。

歳出合計、337万1,000円の減とするものであります。

第2表、地方債補正。

(1) 変更、起債の目的、公共下水道事業(一般分)につきましては、20万円の増で、限度額を1,630万円とし、公共下水道事業資本費準化分につきましては、160万円の減とし、限度額を8,840万円とするものであります。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第17号

○議長(西村昭教君) 日程第13 議案第17号平成28年度上富良野町水道事業会計補正予算(第

2号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました議案第17号平成28年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)の補正の要旨について御説明いたします。

収益的収支におきましては、1点目は、原水及び浄水費におきまして、水質検査料の精査によります減額と、2点目は、配水及び給水費におきまして、水道管管網図の修正委託業務の確定に伴います減額と、3点目は、総係費精査に伴います減額と、4点目は、企業債利子確定に伴います減額と、5点目は、それぞれの減額に伴います予備費の増額となっております。

次に、資本的収支におきまして、配水管敷設替及び移設補償工事の確定に伴います企業債及び工事負担金の減額と、資本的支出におきまして、1点目は、検満工事確定に伴います減額と、2点目は、配水管布設替及び移設工事確定に伴います減額補正となっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第17号平成28年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)。

(総則)。

第1条、平成28年度上富良野町の水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、款項別補正予算額のみを申し上げます。

支出。

第1款水道事業費用203万4,000円の減、第2項営業外費用21万円の減、第4項予備費24万4,000円の増となるもので、予算総額に変更のない組み替えとなっているものでございます。

(資本的収入及び支出)。

第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,517万7,000円は過年度分損益勘定留保資金876万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1,941万4,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,310万円は過年度分損益勘定留保資金974万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1,635万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入420万1,000円の減、第1項企業債150万円の減、第2項負担金270万1,000円の減。

支出。

第1款資本的支出627万8,000円の減、第1項建設改良費627万8,000円の減となるものです。

(企業債)。

第4条、予算第5条の定めた企業債は、次のとおり補正する。

配水管敷設替事業に伴います企業債限度額を150万円減額し、1,650万円とするものであります。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第18号

○議長(西村昭教君) 日程第14 議案第18号平成28年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(山川 護君) ただいま上程いただきました議案第18号平成28年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、町立病院へ3名の方から、合わせまして107万円の御寄附を賜りましたので、寄附者の御趣意に沿いまして、備品の購入費用として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第18号平成28年度上富良野町病院事業会

計補正予算（第3号）。

（総則）。

第1条、平成28年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）。

第2条、平成28年度上富良野町病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入107万円、第1項出資金107万円。

支出。

第1款資本的支出107万円、第2項建設改良費107万円。

以上、議案第18号平成28年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の説明といたします。御審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第28号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第28号東1線排水路整備工事（H28国債）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第28号東1線排水路整備工事（H28国債）請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛省の補助により、上富良野駐屯地拡張に伴います洪水被害の防止を目的とした排水路整備でありまして、総工断面1.4メートル掛ける1.1メートル及び1.3メートル掛ける1.1メートルの2種類の断面の大型U型トラフを284.8

5メートル施工するものであります。

入札に当たりまして、町内業者を含む7者を指名いたしまして、去る3月3日に入札を行った結果、高橋建設株式会社が6,510万円で落札し、消費税を加算しまして、本議案の7,030万8,000円となっております。

参考までに、2番札は大北土建工業株式会社の6,577万円でした。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第28号東1線排水路整備工事（H28国債）請負契約の締結について。

東1線排水路整備工事（H28国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、東1線排水路整備工事（H28国債）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約の金額、7,030万8,000円。

4、契約の相手方、空知郡上富良野町錦町1丁目1番20号、高橋建設株式会社代表取締役、北川昭雄。

5、工期、契約の日から平成30年2月28日。

以上、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第28号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第29号

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第29号普通河川清富開拓の沢災害復旧工事（H28災第34号）請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いた

だきました議案第29号普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事（28災第34号）請負契約の変更について御説明いたします。

本工事は、昨年7月31日に起きました集中豪雨により、普通河川清富開拓の沢川の築堤崩壊及び河床洗掘などの被害を受け、去る12月9日に入札を行い、同月13日に議決をいただき、株式会社アラタ工業と契約を結び、5,346万円で締結を行い、工事概要につきましては、復旧延長398メートル、かごマット工法による復旧工事を進めているところであります。

このたび本工事实施に当たり、残土処理におきまして、当初、東中地区への運搬を計画しておりましたが、災害施工箇所の隣接地の地権者の協力をいただきましたことから、残土を隣接地に搬入することとなったこと。あわせて、当初、土木工事積算基準を用いて、除雪日数を設定しておりましたが、実際の実施回数にあわせて積算し直したことから減額となり、請負契約の変更をするものであります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第29号普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事（28災第34号）請負契約の変更について。

普通河川清富開拓の沢川災害復旧工事（28災第34号）の請負契約の締結（平成28年12月13日議決を経た議案第16号に係るもの）を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項、契約金額、変更前5,346万円、変更後5,187万2,400円。

以上、説明いたします。審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第29号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定について、局長から報告いただきます。

事務局長。

○事務局長（林 敬永君） あす3月8日は、本定例会の2日目でございます。開会は午前9時でございますので、定刻までに御出席賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 0時04分 散会

◎散 会 宣 告

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成29年3月7日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 岡 本 康 裕

署名議員 佐 川 典 子

平成29年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成29年3月8日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 執行方針
〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君
〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君
第 3 議案第 1号 平成29年度上富良野町一般会計予算
第 4 議案第 2号 平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
第 5 議案第 3号 平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
第 6 議案第 4号 平成29年度上富良野町介護保険特別会計予算
第 7 議案第 5号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
第 8 議案第 6号 平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
第 9 議案第 7号 平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
第10 議案第 8号 平成29年度上富良野町水道事業会計予算
第11 議案第 9号 平成29年度上富良野町病院事業会計予算
-

○出席議員（14名）

1番	中澤 良隆 君	2番	岡本 康裕 君
3番	佐川 典子 君	4番	長谷川 徳行 君
5番	今村 辰義 君	6番	金子 益三 君
7番	北條 隆男 君	8番	竹山 正一 君
9番	荒生 博一 君	10番	高松 克年 君
11番	米沢 義英 君	12番	中瀬 実 君
13番	村上 和子 君	14番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山 富夫 君	副町長	田中 利幸 君
教育長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
農業委員会会長	青地 修 君	会計管理者	藤田 敏明 君
総務課長	石田 昭彦 君	産業振興課長	辻 剛 君
保健福祉課長	北川 徳幸 君	健康づくり担当課長	杉原 直美 君
町民生活課長	鈴木 真弓 君	建設水道課長	佐藤 清 君
農業委員会事務局長	北越 克彦 君	教育振興課長	北川 和宏 君
ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君	町立病院事務長	山川 護 君

○議会事務局出席職員

局長	林 敬永 君	次長	岩崎 昌治 君
主事	菅原 千晶 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) きのうに引き続き、御出席まことに御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成29年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

一般質問について、3月3日に締め切り、2名から通告がございました。

3月3日の締め切りで、2名でございますので、4日目の3月15日の定例会は休会とさせていただきます。よろしく願いたします。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

4番 長谷川 徳 行 君

5番 今 村 辰 義 君

を指名いたします。

◎日程第2 執行方針から

日程第11 議案第9号まで

○議長(西村昭教君) 日程第2 町政執行方針及び教育行政執行方針並びに日程第3 議案第1号平成29年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6 議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第8 議案第6号平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第10

議案第8号平成29年度上富良野町水道事業会計予算、日程第11 議案第9号平成29年度上富良野町病院事業会計予算の件を、関連がありますので、一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

平成29年第1回定例町議会の開会に当たり、町政執行の基本方針について、その概要を申し上げます。

我が国の経済状況は、アベノミクスの取り組みのもと、雇用・所得環境が改善し、緩やかながら回復基調にあります。個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっております。

このような中、国は、一億総活躍社会の実現に向け、保育・介護人材の処遇改善や地方創生の推進などを盛り込んだ「未来への投資の拡大に向けた経済対策」を閣議決定し、名目GDP600兆円経済の実現と、平成32年度の財政健全化目標達成の実現を目指す方向づけをしたところであります。

このような状況のもと、国の本年度予算については、経済再生と財政健全化に資するよう、「公的サービス分野の産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という三つの取り組みを中心とした、過去最大となる97兆4,547億円の予算案を国会において現在審議しているところであります。

その中で、地方財政計画の一般財源については、昨年度と同程度の62兆1,000億円とされたところですが、内訳では、景気回復などによる地方税の伸びがあるものの、一方で、社会保障関係費の自然増が見込まれることなどにより、地方交付税、地方交付金などについては0.4%程度の減となっていることから、人口の少ない多くの地方公共団体においては、大企業などはなく、地方税収の増が見込めず、財源の多くを地方交付税に依存している実態から、財源確保に当たっては依然厳しいものと受けとめているところであります。

さて、当町においても、地方税収入の大きな伸びなどが見込めない中で、歳入一般財源の中で大きな比率を占める地方交付税においては、先ほど申し上げた要因などから、一定程度の減額が避けられない状況であります。

一方、歳出においては、上富良野中学校の整備が完了することにより教育費が減少しますが、これまで実施してまいりました学校耐震改修事業や超高速ブロードバンド整備事業等の新たな償還が今年度か

ら始まることによる公債費の増、自立した地域を維持していくための地域産業振興や急速な少子高齢化への対応、懸案事項となっている大雨などの自然災害に対する恒久的防災対策を初め、老朽化が進む公共インフラの長寿命化など、さまざまな課題に対応するため、継続的な財政需要が想定され、今後も財政運営には中長期的な見通しのもと、自治体経営の安定化に意を用いていかなければならないと考えるところであります。

このような状況のもとで、本年度予算につきましては、私が目指しております「町民の皆さんが安心して住み続けられるまちづくり」を念頭に、これまでの課題への対応を初め、それぞれの事業実施に対し緊急性や優先性などを十分考慮するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保の状況を見きわめながら予算編成を行ったところであります。

最初に、一つ目の「人や地域とつながりのある暮らしづくり」についてであります。

まず、「地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現」については、町民共有の願いである生涯を通し、健康で生き生きとした暮らしの実現に向けて、「健康づくり推進のまち」宣言の趣旨に沿い、「第2次健康かみふらの21計画」の着実な推進とあわせて、地域社会全体の健康に対する意識を高め、町民の皆さんや職場などが主体的に健康づくりを実践する地域づくりを支援してまいります。

また、高齢であることや障害があること、あるいは経済的な要因などにより支援が必要とされる方々が、地域の中で心豊かに安心して自立した日常生活を送ることができるよう、町民の皆さんの生活実態を的確に把握し、真に必要なサービス、支援は何かを見きわめ、安心な暮らしが実現できる福祉サービスを提供してまいります。

あわせて、第2次地域福祉計画を基本として、地域住民、関係団体、行政が互いに協力して、「自助・共助・公助」といったそれぞれの役割を果たしながら、一体となった支え合いの仕組みづくりに向け、取り組むとともに、地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の方々とも連携して、地域全体で支え合う地域福祉力の向上に努めてまいります。

次に、「信頼と絆で結ばれる産業の実現」についてですが、農業関係については、国においては、昨年12月にTPPの承認と関連法案が成立したものの、米国の新政府においてTPP離脱の大統領令が発令されるなど、一昨年、我が国において定めた総合的なTPP関連施策大綱に大きな影響が及ぶものと懸念しているところでありますが、農業が町の基幹産業として安定して持続できるよう、本町農業の特性や課題にしっかりと対応しながら、「第7次農

業振興計画」及び「農業・農村実践プラン」の実現に向け、取り組みを進めてまいります。

また、それら施策を有機的に推進するため、本年4月からスタートする「農業窓口のワンストップ化」への移行に万全を期すとともに、新たな体制での効果が早期に発現できるよう、関係機関と一体となり取り組んでまいります。

信頼される農業づくりでは、一番身近な消費者である町民の皆様に地元農畜産物への信頼や安心感を高めていくことが重要であり、健康づくりや食育をテーマにした事業や、本年2回目の開催となる「収穫祭」などの各種イベント等、さまざまな機会を通じて、地域農業や地元農畜産物への理解を深めていただくことに努め、生産者みずからが取り組む消費者などとの交流・販売活動、あるいは生産者みずからによる直売や原料の加工など、高付加価値化への取り組みに対しても安定した経営につながるよう、6次産業化を含め、新たな展開に対し支援を行うとともに、これらの取り組みが町内他業種との連携へ広がるよう努めてまいります。

次に、「人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実」についてですが、予約型乗合タクシー事業については、交通弱者の足を確保する公共交通手段として定着してきており、さらに高齢ドライバーの運転免許証返還に伴う対策の検討なども含めて、利用者のニーズを捉え、利便性の向上に努めてまいります。

北海道が計画している道道吹上上富良野線については、昨年、都市計画道路事業の認可を受け、関係者への事業説明会を実施したことから、本年度より用地測量などに着手していく計画となっております。当該路線は、地域住民における重要な生活道路であるとともに、日の出公園及び十勝岳温泉など、本町にとって重要な観光地への誘導幹線道路でもあるため、改修工事の早期着手、完了に向けて、引き続き要望活動を展開してまいります。

次に、「町民主体で成り立つコミュニティづくり」についてですが、「情報共有」、「自助・共助・公助」、「参画と協働」をまちづくりの基本原則とした自治基本条例に基づき、町民のニーズや課題を的確に把握し、地域みずからが積極的な活動ができるような支援体制づくりを進めてまいります。

特に、災害時などにおける地域住民による自主的な活動は極めて重要であることから、自主防災組織の活動を継続して支援してまいります。

本年度は、三重県津市との友好都市提携20周年を迎えることから、両市町による相互の訪問事業等友好のきずなを深めてまいります。

次に、二つ目の「穏やかに安心して過ごせる暮らしづくり」についてであります。

まず、「安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり」についてですが、どのようなリスクを抱えた場合においても、住みなれた地域で安心して暮らすために、実態に即した必要な支援が行われるよう、既存サービスについても不断の見直しを図りながら事業の充実を図ってまいります。

高齢者福祉については、福祉・保健・医療サービスを総合的に提供し、地域福祉の確立と在宅福祉を推進するよう引き続き努めてまいります。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、認知症などで介護を必要とする高齢者も地域で生活されている現状から、こういった方々が安全・安心な生活を送ることができるよう、関係機関・地域住民が一体となって見守り支え合う、ネットワークの充実に努めてまいります。

障がい者福祉については、第2期障がい者計画、第4期障がい福祉計画に示した「ともに生き、支え合う社会づくり」の視点に立って、障がい者一人一人の置かれている環境に対応した事業の充実に努めてまいります。

また、判断能力が不十分であるために日常生活に支障を来している高齢者や障がい者の方々の権利擁護事業の充実を図るため、成年後見制度等について、さまざまな機会を通じて啓発に努め、制度の活用につなげてまいります。

また、町内外の障がい者福祉事業所などと連携しながら、地域社会における共生の実現に向けて、日常生活や社会生活を営むことができるよう引き続き各種事業の充実に努めるとともに、障害者優先調達推進法に基づいて町の調達方針を策定し、障がい者就労施設などからの優先的、積極的な調達に取り組んでまいります。

ラベンダーハイツについては、平成27年度、介護報酬の減額改定による影響や利用者の減少などから赤字決算となり、平成28年度会計からの繰上充用を行うとともに、経営改善に取り組んでいるところであります。

地域の高齢者福祉・在宅福祉施設の拠点として、その役割を担っていくため、さらなるサービスの向上と利用者増に努めるとともに、効率的な運営に向けた改善を進め、経営の安定化を果たしていくことで、利用者や御家族、地域の皆様に信頼される施設運営を図ってまいります。

また、本年度からは、新たに障がい者の短期入所サービスを行っていくこととしており、障がい者の日常生活の向上及び障がい者の御家族の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。

介護保険事業については、引き続き「第6期介護保険事業計画」に基づき、団塊の世代が後期高齢を

迎える2025年の超高齢社会を見据え、「いつまでも住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現」の基本理念のもと、町民の皆様や事業者などと連携・協働して、高齢者の生活を地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築を図ってまいります。

また、4月から始まる新しい総合事業については、現行サービスの水準を維持するとともに、利用者ニーズに即した多様なサービスや介護予防ケアマネジメントの充実を図り、高齢者の自立や重度化予防を推進してまいります。

国民健康保険事業については、脆弱な財政基盤という国保制度の構造的な問題を抱える中で、少子高齢化、医療の高度化により、1人当たりの医療費負担が増加し、厳しい運営状況にあります。特定健診及び保健指導に力点を置いた生活習慣病予防を継続し、医療費増嵩の抑制を図りながら、安定した事業運営が図られるよう努めてまいります。

また、平成30年度から国民健康保険制度が新たな制度に移行するため、運営責任者となる北海道とともに、移行に向けた作業をとり進めてまいります。

病院事業については、地域に密着した医療機関として、慢性期医療から救急医療、介護サービスを担うとともに、旭川医科大学の専門医により診療を行っております「肝臓内科」「血液・腫瘍内科」と、「救急科」を、4月から疾患別の専門外来として標榜してまいります。

また、医師や医療・介護スタッフの人材確保に努めるとともに、富良野協会病院との病病連携により、泌尿器科・循環器内科の専門医の派遣を受け、安全で良質な医療の提供に努めてまいります。

あわせて、医療機器についても計画的な整備、更新を図り、安定経営に努めていくとともに、地域医療構想や新公立病院改革プランを見据え、町立病院の将来像について検討してまいります。

次に、「のびのび子育てを支える成長環境づくり」についてですが、安心して子どもを産み育てることができる地域を目指し、妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない支援はもとより、子育てに対するさまざまな課題に対応するため、産後健診の助成を本年度から開始するとともに、療育支援や障がい児・不登校・思春期の支援など、子育て家庭を包括的に支援する体制を強化してまいります。

教育・保育施設の運営については、子ども・子育て支援新制度の本来の目的である幼児教育の充実、保育の質の向上に、施設運営者と連携して取り組んでまいります。

さらに、子育て支援の拠点である子どもセンター

については、事業拡大と環境改善のため、食育サロンの整備とトイレの改修工事を行います。

また、子育て世帯の低所得者対策として、医療費について、従来実施していた市町村民税非課税世帯に加え、均等割のみ課税世帯まで対象を拡充し、中学生までの通院・入院医療費の自己負担分を全額助成します。また、同様に保育料についても無償化し、経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ってまいります。

次に、「本気・やる気が実を結ぶ産業づくり」についてですが、地域農業の実態に配慮しつつ、「経営所得安定対策制度」や「日本型直接支払制度」に位置づけられている各事業、防衛省所管の民生安定事業による機械・施設導入に係る助成事業を有効に活用するとともに、「第7次農業振興計画」及び「農業・農村振興実践プラン」に即して、多様な営農類型を支援するため、収益向上作物生産振興事業など、町の独自施策においても積極的な展開を図り、農業所得の向上・農業経営の安定化、近代化に努めてまいります。

また、農地の有効活用や合理的な生産活動につながるよう、農地中間管理機構事業の活用や農用地利用改善組合への活動支援などを行い、人・農地プランに位置づけられた「中心的担い手」への集約化を進めてまいります。一方、農地を健全に保全する観点から、降雨などによる農地被害を抑制するため、減災対策も継続して取り組んでまいります。

農業農村基盤整備については、農業の生産性向上を図るため、現在取り組んでいる6地区において、基盤整備事業を進めるとともに、事業効果の早期発現の観点から、十分な予算の確保と早期の完了に向け、促進期成会の皆様とともに、関係機関への要望活動を行ってまいります。

さらに、生産物の円滑な運搬と品質の保持など、産業道路としての利便性と安全性の向上を目的に、北17号道路の整備を継続してまいります。

畜産環境整備については、畜産担い手総合整備事業「新ふらの地区」が平成28年度で終了したことから、継続事業の採択へ向けた取り組みを関係機関と連携しながら進めるとともに、「ふらの沿線地域畜産クラスター協議会」を通じ、各種制度活用による施設・機械整備やTMRなどの営農支援組織の整備検討など、酪農経営の安定化を進めてまいります。

エゾシカなどの有害鳥獣による農業被害対策については、引き続き猟友会の皆様の御協力と国の支援制度も活用しながら駆除対策の充実を図ってまいります。また、猟銃免許取得費用の助成など駆除の担い手養成対策も継続して行うとともに、電牧柵設置

などの被害軽減対策を講じてまいります。

商工業の振興については、消費低迷に加え、購買力の町外流出など、町内小規模事業者には依然として厳しい経営状況にあることから、「商業振興計画」に基づき、事業改善のために個店が行う各種取り組みや店舗改装などの商業基盤整備の強化などに対する商工業者持続化補助事業や商店街活性化事業などを通じ、商工会と連携して支援を行ってまいります。

観光振興については、当町の恵まれた自然環境や食資源を生かした戦略的な取り組みをあらゆる機会を通して実施するとともに、閑散期対策の取り組みや各種イベントの実施、支援を行ってまいります。

また、富良野・美瑛広域観光推進協議会を通じた広域観光圏事業も有効に活用し、幅広い観光振興もあわせて図ってまいります。

観光は、地域経済への波及が大きく期待できるところであり、観光事業者はもとより各分野との有機的な産業連携を図り、地域全体の取り組みとなるよう、観光振興計画に位置づけられた行動計画の実践に努め、魅力あふれる観光地域づくりを目指すとともに、十勝岳ジオパーク構想の認定に向けた活動とも連携を密にし、事業の活性化に努めてまいります。

企業立地の促進や既存立地企業の事業拡大については、地元雇用機会の拡大や地域経済の発展につながることから、引き続き企業振興措置条例に基づく助成措置を講じるとともに、既存企業との信頼関係を維持しつつ、本社などへの事業の拡大要望や新規企業誘致に向けた情報発信、PR活動など積極的な対応を図ってまいります。

また、新たに事業を起こそうとする事業者や特産品を開発しようとする事業者への支援を引き続き行い、関係機関と連携して制度の活用を一層促進し、空き店舗の利活用や商店街の活性化につながるよう取り組んでまいります。

雇用の創出・確保については、新規開業等支援制度や企業振興優遇措置による雇用環境の整備を図り、新卒者や若者などの求職者が町内で就労機会を得ることができるよう、雇用対策に取り組んでまいります。

また、ハローワークの求人情報についても、町内事業所からも常に40件程度の求人募集がなされておりますが、なかなか就労に結びつかない実態にあります。町としましても、雇用のミスマッチが解消されるよう、独自の対応として、ハローワークを利用されていない事業者も含め、商工会、観光協会会員事業者の求人情報を取りまとめたものを金融機関やコンビニ窓口を設置して、地元求職者への情報提

供を引き続き行ってまいります。

次に、「身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全」についてですが、生活の基盤となる生活道路の安全な利用は、日常の暮らしにおいて欠くことはできないものであり、これら生活道路における機能維持のため、凍上などにより傷みが激しい道路を優先に、年次的、計画的に簡易舗装、歩道補修、側溝補修、新設などを実施してまいります。

本年度については、改良舗装1路線を含む全11路線の整備、修繕を行ってまいります。

また、除排雪を含めた生活道路の維持管理については、これまでの取り組みの中で確認された課題について、町と受託事業者間の状況確認や業務情報への的確な対応を図ることで改善に努め、生活環境の向上につながるよう引き続き取り組んでまいります。

橋梁修繕については、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕事業として、本年度は1橋の修繕実施を予定しております。また、新たに道路法の改正に伴う全橋梁の近接目視点検が必要となったことから、36橋の近接目視点検も実施してまいります。

環境問題については、引き続き地域特性や産業特性に応じたエネルギーの分散型利用モデルの構築に向け、官学連携を活用し調査・研究に組み込み、本町における再生可能エネルギーなどの賦存量・利用可能量の推定を行うとともに、具体的な環境政策の構築が図られるよう研究してまいります。

また、平成23年度より行っている住宅リフォーム等助成事業については、本年度から、居住予定のある空き家も対象に追加するとともに、バリアフリー化工事の下限額を廃止するなど、より多くの方が利用しやすくなるよう改正し、実施してまいります。

次に、「生活の不安を取り除く地域社会づくり」についてですが、防災対策については、町民の皆さんの安全を確保する上からも最優先で取り組むべき課題であり、近年発生するさまざまな災害を想定し、地域防災計画に基づき適切に対応を図ってまいります。特に、十勝岳については、活動火山対策特別措置法の改正を踏まえ、十勝岳火山防災協議会で策定した避難計画に基づき、体制の充実を図ってまいります。

降雨災害については、近年、短時間の局地的な集中豪雨による被害が発生しており、これら災害発生時における道路・河川・排水路の被災箇所の早期復旧を図ってまいります。

また、農業被害の対応については、農地からの土砂流出防止対策として、農業者みずから行う農地保全などの活動を継続して支援し、減災につなげて

まいります。

障害防止対策事業につきましては、引き続き東1線排水路整備事業による排水路老朽化対策を実施するほか、演習場内ベベルイ川については、本年度より支線排水路の整備事業を実施してまいります。

十勝岳泥流対策砂防事業等の砂防施設整備や河川及び排水路整備などについては、国・北海道・関係地域と協調しながら、災害に強い基盤整備や適切な維持管理を推進してまいります。

また、昨年着手いたしました道営「上富良野地区農村地域防災減災事業」による日の出地区2路線の排水路整備事業については、減災に大きな効果が期待できることから、早期の事業完了が図られるよう関係機関へ働きかけを行ってまいります。

災害時における避難行動要支援者対策については、各住民会、自主防災組織で作成いただいた個別支援計画が機能し、住民の安心につながるよう地域と一体となり取り組んでまいります。

また、防災備蓄についても計画的に整備を進めるとともに、各防災協定を有機的に機能できるよう構築し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

交通安全、防犯、消費生活の安全などに関する対策については、何よりも一人一人の意識を高めることが重要であり、家庭や関係機関との連携強化を図りながら、町民みんなが見守る、見守られる環境づくりを進め、事件、事故のない、安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

また、昨年10月19日には、交通死亡事故ゼロ2,500日を達成することができ、今後も悲惨な交通死亡事故根絶に向けて、交通安全に対する町民のさらなる意識向上が図られるよう啓発運動を推進してまいります。

次に、三つ目の「快適で楽しく潤いある暮らしづくり」についてであります。

まず、「意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり」についてですが、町民の皆様一人一人が、それぞれの年代に応じて、みずからの健康はみずからが考え、健康に生きる生活習慣を日常的に身につけることができるよう、「第2次健康かみふらの21計画」を着実に推進し、各種健康診査と保健指導の充実に努めてまいります。

特に、がん検診については、早期発見、早期治療が何より重要であり、確実な受診率の向上を図り、生活習慣に関連する発症予防と上富良野町がん検診推進事業を推進し、がん対策の充実を目指してまいります。

また、社会保障の安定、健康格差の縮小を目標に策定した「上富良野町保健事業実施計画」、いわゆるデータヘルス計画で明らかになった慢性腎臓病対

策は、虚血性心疾患、脳血管疾患に関連することから、新しい早期診断マーカー（アルブミン尿検査・血清クレアチニン）を引き続き町独自で追加実施し、確実に目標を達成できるよう取り組んでまいります。

高齢者の健康推進に向けては、後期高齢者健康診査において引き続き心電図検査と低栄養検査（貧血検査）を追加し、心源性脳梗塞などの重症化予防及び介護予防に努めてまいります。

これらに加え、小児生活習慣病健診、いわゆる「かみふっ子健診」の実施やさまざまな事業を通じ、町民の健康意識の向上を図り、健康で豊かな生活を送ることを目指した「健康づくり推進のまち」宣言にふさわしい取り組みを行ってまいります。

今年度は、「健康かみふらの21計画」の中間評価と「上富良野町保健事業実施計画・上富良野町食育推進計画」の評価の年であることから、評価分析に基づき、「第2次健康かみふらの21計画」の見直しとあわせて、第2期の上富良野町保健事業実施計画を策定し、健康づくりの課題を明確にして、効率的で効果的な保健指導を強化してまいります。

次に、「地域の魅力を満喫する産業環境づくり」についてですが、既に町内飲食店などにおいて、地元食材を活用したメニューづくりなど、「食」による魅力づくりが活発に行われております。

農業者による6次産業化への取り組みも積極的に行われており、商品化されたものについては、イベントへの出展やインターネット販売・店舗販売を通じて、消費者からも高い評価を得ており、販売実績も着実に伸びてきている状況にあります。本年度において、新たに取り組むふるさと応援寄附モニター事業とも連携し、これらが地域ブランドとして定着するよう引き続き支援を行うとともに、新たな商品開発を目指す事業者に対し、設備投資やノウハウの習得など、ハード・ソフト両面での助成措置を講じてまいります。

本町の特産品であるホップとビール大麦を使った、上富良野産原材料100%にこだわったプレミアムビール「まるごとかみふらの」については、道内唯一ホップとビール大麦がともに生産されている当町の特異性を生かして知名度アップを図りながら、ホップ農場の見学や体験とあわせ、プレミアムビール事業を活用した地元産品の販売拡大へもつながるような、有効な誘客ツールとして、事業の充実と定着化に向け支援してまいります。

さらに、今秋に予定をしている「かみふらの収穫祭」においても活用できるよう「まるごとかみふらの」の追加醸造を予定しているところであり、このような機会を通じ、地元産物に対する町民皆様の理

解がさらに深まるよう取り組んでまいります。

まちなかのぎわいづくりについては、大型テナントの活用が町民の皆様にも浸透してきており、市街地中心部への誘客によって商店街・飲食店への波及や町民相互の触れ合い・交流の場として、利用促進が図られるよう努めてまいります。

ラベンダーロードの愛称が定着しつつある道道吹上上富良野線については、観光振興において重要な道路でもあり、北海道においてラベンダーの植えかえ更新事業を実施しておりますが、本年度においても継続して北海道へ要望を行い、美観再生を進めてまいります。

また、地域の活力創生を図るため、本町の潜在力が最大限に生かされる複合的な機能を有する拠点づくりについては、第6次総合計画への位置づけを含めて、その構想づくりを進めてまいります。

また、「花と炎の四季彩まつり」や「北の大文字」などの地域イベントについては、開基120年をより多くの町民の皆様に参加いただき、心に残るイベントとなるよう内容の充実を図ってまいります。

次に、「憩いと安らぎを提供する快適空間づくり」についてですが、平成25年度に全面植えかえを終了した日の出公園ラベンダー園については、欠損株の補植や育成に行い、あわせて除草などの管理を確実にを行い、「ラベンダーのまちかみふらの」を名実ともにアピールできるよう魅力再生をさらに図ってまいります。

また、展望台への巡回路の整備完了と、展望台トイレのバリアフリー化改修工事も完成したことから、来園者の利便性や車両通行の円滑化により、お客様の満足度を向上させ、日の出公園のさらなる魅力アップを図ってまいります。

次に、「楽しく便利な地域生活の実現」についてですが、町内全域において整備されている高速ブロードバンド環境のネットワーク網について、観光や防災などさまざまな分野での利活用に向け、さらに検討してまいります。

また、マイナンバー制度により、7月から運用されるマイナポータルにおいて、各種申請手続きに対応するとともに、住民サービスの向上とあわせて、情報セキュリティ対策の強化に努めてまいります。

窓口サービスについては、マイナンバーカードを活用し、住民が身近なコンビニエンスストアなどで、戸籍・住民票などの証明書の取得ができるよう、コンビニ交付サービスにより住民の利便性向上を図ってまいります。

次に、四つ目の「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らしづくり」についてであります。

まず、「担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり」についてですが、町の基幹産業である農畜産業、商工業の後継者確保と育成は大きな課題であり、後継者や担い手に対する奨励・給付金制度による継続支援を初め、農業分野においては、担い手対策に係る総合的な体制づくりの一環として、JAふらのとの連携・共同により、アグリパートナー推進員を新たに配置し、農業後継者のパートナー確保、次世代の担い手育成につながるよう取り組みを強化してまいります。

次に、「風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり」についてですが、町営住宅の整備については、「町営住宅等長寿命化計画」及び「住生活基本計画」に基づき、計画的な整備、維持修繕を行っているところであり、本年度は、泉町南団地4号棟建設の実施設計、既存住宅の解体工事を行ってまいります。

次に、「まちの記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり」についてですが、十勝岳ジオパーク構想については、本年度、認定申請に臨むとともに町民の皆様や多くの関係者の御協力をいただきながら、晴れて認定の運びとなるよう、情報発信や、地域全体の活動となるよう取り組んでまいります。

定住・移住対策については、「上富良野町定住移住促進連絡協議会」との連携、協力をさらに推し進め、「上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた将来展望人口を見据え、地方創生につながるよう検討を加えながら取り組んでまいります。

本年度は、上富良野町開基120年の節目の年に当たることから、記念事業としてNHK公開番組を開催するほか、既存事業のブラッシュアップや記録映像の作成とあわせて、多くの町民の心に残る年となるよう取り組んでまいります。

次に、五つ目の「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らしづくり」についてであります。

まず、「創意と工夫で実現する自立した地域社会づくり」については、自治基本条例及び協働のまちづくり基本指針に基づき、「協働のまちづくり」をさらに推進するため、職員及び町民対象の研修会を開催し、地域の課題に取り組む意識の醸成を図るとともに、先駆的な地域活動が生まれるよう、地域みずからの総意による活動を後押しできるよう、新たに創設した協働のまちづくり推進補助制度の活用を推進し、「協働のまちづくり」が着実に進められるよう努めてまいります。

行財政改革については、町政運営実践プランに基づく「プラン29」に沿って、その着実な実践に努

めてまいります。

行政組織のあり方についても、組織力が最大限に発揮されるよう、職員個々の資質向上に向けた取り組みとあわせて、行政機能が効率的、効果的に機能するとともに、質の高い行政運営を目指し、組織の充実、改善に取り組んでまいります。

なお、本年度は新たに農業振興課を設置し、農業委員会事務局とともに、JAふらのの上富良野支所内に事務所を移転し、農政部門のワンストップ化による農業施策の推進体制を強化してまいります。あわせて地域の活性化、地域創生を推進していくために、企画部門と商工観光部門を一体的に取り組んでいく企画商工観光課を設置してまいります。

また、人事評価制度については、組織力の向上につながるよう、管理職を対象として試行から、組織全体の制度化に向けて検討を進めてまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、適正な課税と納期内納税の推進に努め、滞納者に対しては、その実態に応じた適切な収納対策を進めてまいります。

また、町の債権について、納期内納付を励行するとともに、本年4月から施行する債権管理条例に基づき、債権管理の適正化を進めてまいります。

なお、災害・病気・失業など、やむを得ない理由により納付が困難な場合は、納期前にまず御相談をいただくよう周知してまいります。

ふるさと納税制度については、現行の「ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附条例」の趣旨に沿い、地域経済の振興発展につながるよう、地場産品やサービスを活用したモニター制度を構築し、その展開を図ってまいります。

自衛隊関係については、部隊の改編により、上富良野駐屯地に第14施設群が新編されますが、当町における自衛隊との共存共栄は、まちづくりの根幹をなすものであることから、関係団体と連携を図りながら、互いの信頼関係をより確かなものとするため、引き続き駐屯地の現状規模堅持とさらなる拡充、あわせて演習場拡張の要望活動を継続的に進めてまいります。

広域行政の推進については、「富良野広域連合」について、引き続き構成市町村と連携し、相互理解を深めながら取り組んでまいります。

また、富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、圏域全体の発展を目指し、連携を図りながら定住自立圏構想に基づく事業を推進してまいります。

第5次総合計画については、平成30年度で計画期間を終了することから、次期計画の策定に向け、具体的な作業に着手してまいります。

また、本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても、四つの基本目標に沿った19の施策について、引き続き総合計画と一体的に取り組んでまいります。

最後に、五つの暮らしづくりにおける成長、学習の政策分野については、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを基本に推進してまいります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、上富良野町教育大綱に示した三つの基本目標の達成に向けて、総合教育会議を通じ、教育委員会と一層の連携を図りながら、教育行政の推進に努めてまいります。

以上、平成29年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきます。

次に、平成29年度予算案の概要を申し上げます。

まず、一般会計では、総額62億5,900万円、前年対比12.2%、8億6,600万円の減となっております。地方税収入の大幅な伸びも見込めず、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財政状況の中、公共施設整備基金からの繰り入れや各事務事業の見直し、政策の優先順位を判断し、限られた予算の中で最大限の効果を発揮することを基本に本年度予算を調製したところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設などの改修、地域産業の振興や急速な少子高齢化への対応など、さまざまな課題に対応するため大きな財政需要が想定されることから、今後とも持続可能な財政基盤と安定した財政計画の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてですが、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても、一般会計同様に効率的な運営方針のもとに財政見通しを立て、加えて一般会計からの繰り出し及び補助金などについては、法令の繰り入れ基準に基づくものや財源構成上妥当なものに限り措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では、総額14億7,458万9,000円、前年対比6.5%、1億173万2,000円の減となっております。

高齢化の進展、医療の高度化により、1人当たりの医療費の増嵩が予定される所ですが、保険者として負担すべき現行の給付水準を維持し、税収等の収入確保に努めるとともに、精度の高い収支計画を立て、健全かつ安定的な国保運営を行い、加入者が安心して医療を受けることのできる体制の維持・

確保に努めてまいります。

また、平成30年度の国民健康保険制度移行に向けては、北海道の動きに合わせ情報提供させていただくとともに、円滑な移行に向け事務を進めてまいります。

後期高齢者医療特別会計では、総額1億3,706万3,000円、前年対比1.7%、232万3,000円の増となっております。

これは、被保険者の増に伴う広域連合納付金の増加によるものであります。

次に、介護保険特別会計では、総額9億2,295万5,000円、前年対比8.1%、6,943万4,000円の増となっております。

これは、要介護者数、認定率の増加による介護サービス等給付費、特定入所者介護サービス費などの増加や新しい総合事業ほか、地域支援事業の取り組みに向けた地域包括支援センター職員の増員、一般介護予防事業の拡大などによる増額を見込んでおります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額2億7,587万3,000円、前年対比4.7%、1,345万4,000円の減となっております。

主な要因としては、正職員が退職し、再任用職員に任用がえとなったことによる給料、職員手当の減や勤務体制の改善による人件費の減、町立病院の診療業務体制の変更に伴う診療回数の委託料の減などによるものであります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額6,431万8,000円、前年対比41.6%、4,582万5,000円の減となっております。

主な要因としては、西部地区簡易水道の静修浄水場電気計装設備の更新工事の完了により減少したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額4億3,061万8,000円、前年対比6.1%、2,472万7,000円の増となっております。

主な要因としては、現在実施中の長寿命化計画に基づく浄化センター更新事業の年次事業量の増によるものであります。

次に、水道事業会計では、総額2億9,963万1,000円、前年対比7.4%、2,073万1,000円の増となっております。

収益的収支においては、給水戸数の減少に伴う料金収入の減、資本的収支では、配水管布設工事箇所が増により、総額では増となっております。

最後に、病院事業会計では、総額9億3,587万3,000円で、前年対比1.1%、1,081万6,000円の減となっております。

収益的収入及び支出の予算額は9億729万円

で、前年対比0.4%、354万5,000円の減となっております。

これは、事業収益では、実績見込みなどを踏まえて入院収益が減となったことが主な要因であります。一方、事業費用においても、事業収益の減に伴い、実績見込みなどを踏まえ、各費用の縮減に努めながら収支を見込んだところであります。

資本的収入及び支出の予算額は2,858万3,000円で、前年対比20.3%、727万1,000円の減となっております。

これら特別会計及び公営企業会計予算の合計は45億4,092万円で、さきに申しあげました一般会計予算と合わせた町全体の予算では、107億9,992万円、前年対比7.9%、9億2,061万2,000円減の規模となっております。

以上、予算の概要を申しあげましたが、経済状況が好転しない中、総じて厳しい財政運営であります。かけがえのない私たちの郷土の発展は全ての町民共有の願いであり、これまで幾多の困難を乗り越え、今日の郷土を築いてくれた先人の労苦に改めて思いをいたし、開基120年を新たなまちづくりへの再スタートと心にとめ、次の世代へしっかりとつないでいけるよう、足腰の強いまちづくりを目指し、協働のまちづくりを通して、ともに支え合いの心を育み、本年度も新たな時代を築く確かな1年となるよう最大限の努力を続けてまいりますので、引き続き町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、平成29年度の町政執行方針といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、服部久和君。

○教育長（服部久和君） 平成29年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政執行にかかわる主要な方針について申し述べ、町議会を初め町民の皆様への御理解と御支援をお願い申し上げます。

近年、我が国では、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、グローバル化の進展や情報通信技術の発達が社会のあらゆる領域にさまざまな変化をもたらしています。地域の発展を支える教育の役割がますます重要となる中、「人と人の支え合い」や「ふるさとを愛する心」、「子どもたちの主体的な行動」、「優しく人を思いやる心」は、本町の教育が目指す原点であると考えております。

このような認識のもと、「上富良野町教育振興基本計画」と「第8次社会教育中期計画」及び「町教育大綱」の重点施策を積極的に推進し、「明るく、笑顔」があふれる教育行政に取り組んでまいりま

す。

また、「総合教育会議」を通して、町長と教育委員会が教育に対する思いを共有し、一体感とスピード感を大切にします。

本年は、草分地区に先人のくわが入って120年、明るく豊かな郷土づくりを目指した町民憲章制定から50年という節目の年に当たり、教育に携わる全ての関係者が、それぞれの役割と責務を自覚し、教育行政の推進に努めてまいります。

学校教育においては、本年度も「夢ひろげ、たくましく未来を切り拓く児童生徒の育成」を基本方針に、「確かな学力と豊かな心やたくましい体の育成」、「開かれ信頼される学校づくりの推進」、「人間力を磨く教師の育成」、「教育条件整備の充実」の目標達成に向けて推進してまいります。

特に、保護者・地域・学校が連携し、地域とともにある学校を目指す、コミュニティ・スクール導入に向けての準備検討を進めてまいります。

「確かな学力の向上」につきましては、全国学力・学習状況調査が、小学校の国語、算数においては、正答率で全国平均を下回りましたが、中学校の国語では全国平均程度、数学では全国平均より高い傾向が続いております。

各学校では、全国学力・学習状況調査やさまざまな検査等の分析から「確かな学力の育成プラン」を作成し、学力向上の目標を設定するとともに、日常の学習における具体的方策を全校体制及び小中学校が連携して進めてまいります。

また、教員の授業力の向上に向けて、「先進校への研修視察」や「公開研究会」の開催などに継続して取り組んでまいります。

本年度も北海道教育委員会と連携し、全国学力・学習状況調査において、国語、算数・数学の平均点が全国平均以上となることを目標に、児童生徒の学力向上に取り組んでまいります。

「豊かな心の育成」につきましては、みずからを律し責任感や規範意識を持ち、思いやる心など、本町の子どもたちに定着している「豊かな心」を育む教育を一層推進してまいります。

そのために、平成28年度から特別の教科として位置づけられた道徳の充実を図るとともに、保護者等への授業公開に努め、家庭と連携した取り組みを進めてまいります。

また、総合的な学習の時間や特別活動の充実、ふるさと学習や職場体験学習など、多様な体験活動を通して、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む教育に努めてまいります。

「たくましい体づくり」につきましては、「全国体力・運動能力、運動習慣調査」から小学校、中学

校の男女ともに体力合計点で全国平均を上回る結果となりました。

また、質問紙からも「運動やスポーツが好き」など子どもたちが全国平均を大きく上回っています。このことは、体育の授業や部活動など学校全体での取り組みの充実が体力の向上につながっていると考えられます。

健康でたくましい体をつくるには、正しい生活習慣と望ましい食生活を身につけることが重要です。そのために、保健福祉課の食育推進計画との連携や栄養教諭による食育と健康な体づくりの指導を学校や家庭などの協力を得て推進してまいります。

また、学校とPTA等の連携による児童生徒の基本的な生活習慣のより一層の定着を図ります。

アレルギーなどの健康問題などにつきましては、学校生活管理表を活用し、保護者、学校、医療機関による一層の連携を図り、その予防に努めてまいります。

児童・生徒の指導等につきましては、全国的にいじめや不登校、虐待・自殺・体罰・ネットトラブルなどの問題が依然として後を絶たない現状があります。

本町においては、学校・家庭・地域と関係機関の連携によって、事例は少ない状況にありますが、それぞれの問題は、身近なことであるという強い認識を学校全体で確認し、教育相談の実施や相談体制の充実を図ってまいります。

「いじめ・不登校」は、日ごろからの未然防止、早期発見・早期対応に努めるという意識が大切です。学校・家庭・関係機関との連携やアンケート調査の実施など、さまざまな取り組みを通して、「いじめ・不登校」への迅速で、組織的な対応を継続してまいります。

上富良野中学校には「心の教室相談員」と「スクールカウンセラー」を引き続いて配置するとともに、適宜、学校教育アドバイザーを学校や保護者、地域との相談に対応させてまいります。

また、昨年度、教育委員会内に設置した、児童生徒や保護者からのいじめなどの相談に応じる「かみふらのあんしんライン」も活用してまいります。

へき地・複式教育につきましては、東中小学校1校ですが、特色ある学校づくり等への支援はもとより、少人数のよさや地域の環境を生かした教育活動を進め、「特認校」としての魅力ある学校づくりへの支援を進めます。

また、これまでと同様、「上川へき地・複式教育研究連盟」への支援も引き続き行います。

特別支援教育につきましては、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が増大しています。児童生徒

の特性や保護者のニーズを理解し、一人一人に応じた教育を進めるインクルーシブ教育の視点を大切にしたい特別支援教育を進めることが大切です。

そのためには、医療や福祉関係と連携した早期からの教育支援体制を充実し、合理的配慮に基づいた基礎的環境の整備や保護者との合意形成を大切にしたい教育相談の充実にも努めてまいります。

本年度も、個別の指導や交流及び共同学習の充実に向け、上富良野小学校と上富良野西小学校、上富良野中学校に「特別支援教育指導助手」を引き続き配置します。

また、上富良野小学校に配置しています、言語通級指導教室（ことばの教室）への支援を通し、通常学級に在籍している児童の困り感の改善を図ってまいります。

さらに、「上富良野町特別支援教育連絡協議会」や「教育支援委員会」においては、関係者の連携や研修を通じた指導の充実、自立や進路・社会参加への支援を積極的に行なってまいります。

学校の危機管理につきましては、昨年8月、台風10号による南富良野町、十勝管内の町村において河川などの氾濫という大きな被害がありました。

このことは、本町においても起こり得る重大な自然災害と考えます。日常的に防災の管理体制を点検し、異常気象による緊急事態に対する児童生徒への安全対応、十勝岳の噴火発生時の対応及び連絡など、関係機関との共通理解を図り、継続して取り組んでまいります。

児童生徒の登下校時の安全につきましては、「通学路安全推進会議」や住民会・町内会による登下校時の「見守りパトロール」、「青少年健全育成をすすめる会」、「防災無線・安全マップの活用」など、地域総ぐるみで見守りに努めてまいります。

また、子どもたちが多くの時間を過ごす学校生活が、より安全で安心できるものになるよう、避難訓練や防犯訓練などを行い、安全意識の定着に努めてまいります。あわせて、教職員や関係機関による巡視やさまざまな情報を共有し、子どもたちにかかわる事故の防止に最善を尽くしてまいります。

教育環境の整備等につきましては、上富良野中学校特別教室棟の改築及び改修を行います。

また、上富良野中学校体育館の暖房機器更新の実施設計、東中小学校の暖房機更新など、学校環境の整備とともに、教材備品の拡充を図り、学習環境の整備にも継続して取り組んでまいります。

教育費の保護者負担については、経済的理由による就学援助を継続するとともに、小学校の算数セットをこれまでの個人負担から学校備え付け教材として整備を実施するなど、保護者の負担軽減に努めて

まいります。

学校給食につきましては、本年度も衛生管理と食材の安全管理に努め、新鮮な地元産の食材を活用し、顔の見える学校給食の提供に努めてまいります。

年7回「お弁当持参の日」を各学校で設定し、食への関心を高めることや感謝の心を育ててまいります。

また、栄養教諭などによる食の正しい知識や望ましい食習慣を身につける食育指導を学校や関係機関と連携して取り組んでまいります。

国際理解教育につきましては、英語教育の充実に向け、昨年8月から外国語指導助手（ALT）1名を採用し、これまでの1名と合わせて、2名体制での英語、外国語活動を実施しているところです。

この2名の外国語指導助手による新たな体制については、英語・外国語活動推進委員会において、児童生徒への英語への興味・関心の高まり、ネイティブの発音になれることを目標とした、小中学校への配置や効果的な指導のあり方について、さらに検討・推進を図ってまいります。

本年度も引き続きこども園・保育園・上富良野高校への派遣も含め、国際理解教育の総合的な推進に努めてまいります。

姉妹校交流推進事業につきましては、平成9年7月の「上富良野西小学校」と三重県津市の「安東小学校」の姉妹校提携調印以来20年目を迎え、本年度は、上富良野西小学校から安東小学校への訪問が予定されており、両校の交流をさらに深めてまいります。

道立上富良野高等学校の振興につきましては、中学卒業生の減少や進路希望が多様化するなど、今まで以上に生徒の確保が難しく、存続が常に危ぶまれる状況であります。

上富良野高等学校では、きめ細やかな学習指導や進路指導などの教育や、町内事業所の協力を得て行っている「生きる力」を養うキャリア教育に継続して取り組んでおります。

本年度も引き続き通学交通費や下宿代、就学支援金、入学準備金の助成を行うとともに、新たに資格取得補助に「介護職員初任者研修」受講料補助を加え、支援の拡充を図ってまいります。

さらに、「上富良野高校教育振興会」、「上富良野高校サポーターズクラブ」、「上富良野高校野球部を応援する会」や地元関係各位の御協力をいただき、地元高校存続に取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、町民一人一人に生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供し、町社会教育基本方針に掲げる「豊かな心と健やかな体を育

み、うるおいのある地域づくりをめざす生涯学習」の推進に向けた取り組みを進めてまいります。

そのために、第8次社会教育中期計画に掲げる6領域8分野16項目に基づき、国や北海道の施策と連携し、家庭・学校・地域社会のそれぞれが持つ教育機能の充実と連携・融合を進めてまいります。

家庭と地域の教育力向上につきましては、家庭における子どもたちの人格形成に必要な「基本的生活習慣」と「調和のとれた心身」を育むことが教育の原点であります。

このことから、「早ね・早おき・朝ごはん」運動や「生活リズムチェックシート」の活用などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解と、「親子の絆」や「健やかな子育て」の向上を目指して、多様な学習機会や情報提供に努めてまいります。

また、子育て支援の推進を基本に放課後に「安全で楽しく安心して過ごせる居場所」としての放課後事業「放課後クラブ」「放課後スクール」を引き続き実施するとともに、活動内容の工夫充実に努めてまいります。

青少年の健全育成については、「青少年健全育成を進める会」や「子ども会育成協議会」、「学校支援ボランティア」など教育関係団体との活動を通じて、地域と学校、教育機関が連携しながら、青少年が健やかに育つ環境づくりを進めてまいります。

また、子どもセンターなど関係機関と連携を図り、講演会や研修会の学習、交流活動などを進め、明るく安心して子育てができる家庭環境づくりを目指してまいります。

生涯学習活動の推進につきましては、幼児から青少年、成人、高齢者まで生涯にわたる各世代の学習活動の充実と推進を図ってまいります。

青少年教育については、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主的活動を尊重し、支援する中で、スポーツ及び文化活動の推進を継続していきます。

また、青少年のリーダーや仲間意識を育むよう「なかよしサミット」「通学合宿」を開催するほか、子ども会事業と連携したジュニアリーダーの育成を進めてまいります。

成人については、自主的な学習活動への支援と各種講座の開設を初め、女性学級による学習機会の提供に取り組むほか、女性連絡協議会の活動に支援を行ってまいります。

高齢者については、「若く老いよう」を合い言葉にした「いしずえ大学」の学びの機会を充実していくとともに、生きがいをづくりとボランティア活動の促進を図ってまいります。

今後も、成人者や高齢者の方々が培った知識や技

能を各種の学習活動や体験活動に生かし、伝えていくなど積極的にかかわりを持ちながら学び合い支え合う人づくり・まちづくりを進めてまいります。

スポーツの振興につきましては、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を図るとともに、私たちに多くの夢や感動、楽しみをもたらし、活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない大切な役割を果たしております。

そのため、それぞれの体力や年齢に応じた多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、スポーツ推進委員及びスポーツ団体と協力して、各種スポーツ大会を開催するほか、指導者の育成支援を行ってまいります。

また、開基120年記念として、町民ふれあいスポーツ大会を充実するとともに、夏期巡回ラジオ体操を開催してまいります。

さらに、体育協会創立50周年記念事業への助成を行うなど、町民の参加機会を創出しながらスポーツ活動を推進してまいります。

文化芸術の振興につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことを目標に、文化団体や愛好者と連携し、すぐれた芸術・芸能・文化に触れる機会の充実を図ってまいります。

また、町民芸術鑑賞事業として、幼児及び小学生のほか、広く町民が鑑賞の機会に触れられる芸術鑑賞会を実施するとともに、文化活動に参加する機会拡充のため、引き続き文化教室を開催し、文化芸術活動を支援してまいります。

さらに、町民の皆様が心の豊かさを求めて活動を行っている文化芸術活動団体の発表の場として総合文化祭を開催し、その発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承・発展を目指してまいります。

図書館の運営については、各世代の読書に親しむ環境づくりが重要であることから、一般書の整備拡充を図るとともに、子ども読書推進計画に基づき、児童書購入による蔵書の充実や研修会の開催に努めてまいります。

また、読書スタンプ帳の発行や図書館での読み聞かせ会、移動図書活動を継続し、子どもたちの読書への関心を高めるとともに、親子が絵本に親しみ、読書活動が促進されるよう、新たに7カ月児を対象に、保護者が選んだ絵本を贈る「すくすく絵本（はじめての読書推進事業）」に取り組んでまいります。

さらに、ボランティア団体によるこども園・保育園・小学校、乳幼児健診での読み聞かせ活動の支援と各年齢期に応じた推薦図書ガイドブックの配布を行ってまいります。

また、開基120年の節目を迎え、開拓の歴史を

伝え学ぶ教材として、紙芝居の制作を進めてまいります。

郷土館の運営については、郷土学習に活用が図られるよう郷土館ホームページの収蔵資料による情報提供や町内の指定文化財等郷土歴史を探訪する研修会、総合文化祭に十勝岳ジオパーク構想と連携した「特別展」を開催し、多くの皆様に郷土の歴史などについての知識や造詣をさらに深めていただけるように努めてまいります。また、十勝岳ジオパーク構想の取り組みを学び、普及できるよう展示を工夫してまいります。

また、町民の歴史学習の機会の充実と観光客への対応のため、日曜日と祝日の臨時開館と開拓記念館の開館期間中の祝日の臨時開館を継続するとともに、開拓記念館は開館から20年の節目を迎えることから、多くの方々に親しまれるよう関係団体と連携協力した記念事業を開催してまいります。

社会教育の基盤整備につきましては、町民の社会教育活動の核となる施設の整備として、東中会館の暖房設備と屋根の改修、社会教育総合センターの引込高圧ケーブル更新改修、B&G海洋センターのろ過器交換及び屋根塗装工事などの整備を行ってまいります。

また、利用者ニーズの多様化に対応するため、各団体や地域の御意見を伺う中で、維持管理の向上と有効利用が図られ、多くの方々が安全で安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

以上、平成29年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

十勝岳の自然豊かな地域素材や人材を生かし、家庭・学校・地域が一体となった教育活動を大切に、「次代を担う豊かな人づくり」の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位の御支援と御協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。

○議長（西村昭教君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

暫時休憩といたします。

20分間休憩とし、再開を45分といたします。

午前10時24分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） 先ほど町長から平成29年度の町政全般の執行における基本的な方針について、また、教育長から教育行政の方針について、それぞれ述べられました。その方針等に沿いまして編成いたしました平成29年度の各会計予算のうち、まず、一般会計予算の議決対象項目の部分について御説明を申し上げます。

それでは、各会計予算書の1ページをお開きください。

議案第1号平成29年度上富良野町一般会計予算。

平成29年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億5,900万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定める。

2ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款町税、9億9,799万8,000円。

2 款地方譲与税、1億1,640万円。

3 款利子割交付金、60万円。

4 款配当割交付金、270万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、30万円。

6 款地方消費税交付金、2億円。

7 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、5,570万円。

8 款自動車取得税交付金、1,280万円。

9 款地方特例交付金、340万円。

10 款地方交付税、28億1,000万円。

11 款交通安全対策特別交付金、160万円。

12 款分担金及び負担金、1,717万4,000

円。

13 款使用料及び手数料、1億3,980万6,000円。

14 款国庫支出金、7億1,961万4,000円。

15 款道支出金、5億1,160万円。

16 款財産収入、995万1,000円。

17 款寄附金、680万円。

18 款繰入金、1億2,200万円。

19 款繰越金、2,000万円。

20 款諸収入、1億8,315万7,000円。

21 款町債、2億8,740万円。

歳入合計は、62億5,900万円であります。

2、歳出。

1 款議会費、5,857万円。

2 款総務費、6億9,973万3,000円。

3 款民生費、13億5,350万1,000円。

4 款衛生費、7億8,895万5,000円。

5 款労働費、69万3,000円。

6 款農林業費、4億6,580万2,000円。

7 款商工費、1億7,989万5,000円。

8 款土木費、7億175万2,000円。

9 款教育費、3億3,810万6,000円。

10 款公債費、7億5,549万4,000円。

11 款給与費、8億9,114万6,000円。

12 款災害復旧費、535万3,000円。

13 款予備費、2,000万円。

歳出合計は、62億5,900万円であります。

6ページをお開きください。

第2表は、債務負担行為を設定している3事業について、その期間及び限度額を記載しております。

東1線排水路整備事業、平成29年度国債。教育委員会電話交換機等更新事業、公民館電話交換機等更新事業について、事業期間応じ債務負担行為を設定し、事業を取り進めてまいります。

第3表は、地方債の限度額を延べ7件、2億8,740万円と定め、各項目の利率及びその償還方法等について記載しております。

特に、将来の財政見通しが不透明であることから、できる限り後年度負担の抑制を図るよう、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事業及び老朽化している施設などにおいて、緊急性あるいは必要性の高い事業に絞り、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

加えて、国の地方財政対策に暫定措置されている臨時財政対策債についても、引き続き所要額を計上しております。

以上で、平成29年度上富良野町一般会計予算の議決対象項目の説明といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 続きまして、議案第2号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の7ページをごらんください。

議案第2号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成29年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億7,458万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億2,400万円と定める。

（歳出予算の流用）。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

8ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款国民健康保険税、3億15万5,000円。

2款国庫支出金、2億7,951万9,000円。

3款療養給付費交付金、1,078万円。

4款前期高齢者交付金、3億4,246万7,000円。

5款道支出金、7,307万8,000円。

6款共同事業交付金、3億3,385万2,000円。

7款財産収入、1,000円。

8款繰入金、1億2,995万4,000円。

9款繰越金、2,000円。

10款諸収入、478万1,000円。

歳入合計は、14億7,458万9,000円であります。

9ページをごらんください。

2、歳出。

1款総務費、4,560万3,000円。

2款保険給付費、8億5,002万円。

3款後期高齢者支援金等、1億3,928万1,000円。

4款前期高齢者納付金等、51万9,000円。

5款介護納付金、5,567万5,000円。

6款共同事業拠出金、3億5,965万1,000円。

7款保健事業費、1,813万5,000円。

8款基金積立金、1,000円。

9款公債費、1,000円。

10款諸支出金、70万3,000円。

11款予備費、500万円。

歳出合計は、14億7,458万9,000円であります。

10ページをお開き願います。

議案第3号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。

平成29年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,706万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

11ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料、9,166万1,000円。

2款使用料及び手数料、1,000円。

3款繰入金、4,528万8,000円。

4款繰越金、1,000円。

5款諸収入、11万2,000円。

歳入合計は、1億3,706万3,000円であります。

2、歳出。

1款総務費、81万5,000円。

2款広域連合納付金、1億3,613万6,000円。

3款諸支出金、11万1,000円。

4款予備費、1,000円。

歳出合計は、1億3,706万3,000円であります。

以上で、国民健康保険特別会計予算、後期高齢者

医療特別会計予算の議決対象項目の説明といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君） 続きまして、議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、議決対象項目につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の12ページをお開きください。

議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成29年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,295万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

13ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款介護保険料、1億7,501万3,000円。

2款分担金及び負担金、287万円。

3款国庫支出金、2億1,251万1,000円。

4款道支出金、1億3,204万円。

5款支払基金交付金、2億3,532万9,000円。

6款財産収入、1,000円。

7款繰入金、1億6,249万9,000円。

8款繰越金、1,000円。

9款諸収入、269万1,000円。

歳入合計は、9億2,295万5,000円でございます。

14ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、5,113万3,000円。

2款保険給付費、8億2,026万4,000円。

3款地域支援事業費、5,035万5,000円。

4款特別給付費、10万円。

5款基金積立金、1,000円。

6款諸支出金、10万2,000円。

7款予備費、100万円。

歳出合計、9億2,295万5,000円でございます。

以上で、介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 続きまして、議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算につきまして、朗読をもって御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成29年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,587万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定める。

16ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款サービス収入、2億6,463万4,000円。

2款使用料及び手数料、2万7,000円。

3款寄附金、1,000円。

4款繰入金、1,095万9,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、25万円。

7款財産収入、1,000円。

歳入合計は、2億7,587万3,000円であります。

2、歳出。

1款総務費、1億5,592万6,000円。

2款サービス事業費、1億652万7,000円。

3款基金積立金、1,000円。

4款公債費、973万9,000円。

5款予備費、368万円。

歳出合計は、2億7,587万3,000円であり
ます。

以上で、ラベンダーハイツ事業特別会計の予算の
説明を終わります。

○議長（西村昭教君） 次に、簡易水道事業特別会
計予算及び公共下水道事業特別会計並びに水道
事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） 次に、一括上程い
ただきました簡易水道事業特別会計、公共下水道事
業特別会計及び水道事業会計の平成29年度予算に
ついて、議決対象項目について、議案の朗読をもっ
て説明申し上げます。

17ページをお開きください。

議案第6号平成29年度上富良野町簡易水道事業
特別会計予算。

平成29年度上富良野町の簡易水道事業特別会計
の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ
れ6,431万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごと
の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により
起こすことができる地方債の起債の目的、限度
額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表
地方債」による。

（一時借入金）。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定
による一時借入金の借り入れの最高額は、800万
円とする。

18ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

以下、款ごとの予算額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料、1,498万7,000
円。

2款繰入金、4,043万6,000円。

3款繰越金、1,000円。

4款諸収入、89万4,000円。

5款町債、800万円。

歳入合計、6,431万8,000円。

2、歳出。

1款衛生費、2,177万9,000円。

2款公債費、4,253万8,000円。

3款繰出金、1,000円。

歳出合計、6,431万8,000円。

第2表、地方債。

簡易水道事業に係る起債の限度額を800万円と
するほか、起債の方法、利率、償還の方法につい
ては、表記内表記の定めるものであります。

次に、20ページをお開きください。

議案第7号平成29年度上富良野町公共下水道事
業特別会計予算。

平成29年度上富良野町の公共下水道事業特別会
計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ
れ4億3,061万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごと
の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により
起こすことができる地方債の起債の目的、限度
額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表
地方債」による。

（一時借入金）。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定
による一時借入金の借り入れの最高額は、1億3,
000万円と定める。

21ページに参ります。

第1表、歳入歳出予算。

以下、款ごとの予算額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金、218万円。

2款使用料及び手数料、1億2,770万2,00
0円。

3款国庫支出金、3,350万円。

4款繰入金、1億4,333万1,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、4,000円。

7款町債、1億2,390万円。

歳入合計、4億3,061万8,000円。

2、歳出。

1款下水道事業費、1億6,642万6,000
円。

2款公債費、2億6,369万1,000円。

3款繰出金、1,000円。

4款予備費、50万円。

歳出合計、4億3,061万8,000円。

22ページに参ります。

第2表、債務負担行為。

根幹的施設建設工事委託、平成29年度、期間、
平成29年度から平成30年度、限度額1億3,8
60万円。

第3表、地方債。

起債の目的、公共下水道事業（一般分）につい

て、限度額3,570万円と、公共下水道事業（資本費平準化分）について、8,820万円を限度額とするほか、起債の方法、利率、償還の方法については、表記内表記のとおり定めるものであります。

次に、23ページの水道事業に参ります。

議案第8号平成29年度上富良野町水道事業会計予算。

（総則）。

第1条、平成29年度上富良野町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数、4,053戸。

2、年間総給水量、74万3,606立方メートル。

3、1日平均給水量、2,037立方メートル。

（収益的収入及び支出）。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1億7,230万2,000円。

第1項営業収益、1億5,163万3,000円。

第2項営業外収益、2,066万9,000円。

支出。

第1款水道事業費用、1億7,230万2,000円。

第1項営業費用、1億3,302万1,000円。

第2項営業外費用、1,613万円。

第3項特別損失、2,000円。

第4項予備費、2,314万9,000円。

（資本的収入及び支出）。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,401万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,145万2,000円、当年度分損益勘定留保資金2,256万5,000円で補填するものとする）。

収入。

第1款資本的収入、5,331万2,000円。

第1項企業債、3,600万円。

第2項負担金、1,731万2,000円。

支出。

第1款資本的支出、1億2,732万9,000円。

第1項建設改良費、7,381万6,000円。

第2項企業債償還金、5,351万3,000円。

24ページに参ります。

（企業債）。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。

配水管布設替事業に係る限度額を3,600万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法については、表記内表記に定めるものであります。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費、2,804万7,000円。

（他会計からの補助金）。

第7条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額、474万1,000円である。

（棚卸資産購入限度額）。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、787万3,000円と定める。

以上、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の平成29年度予算の議決対象項目について御説明申し上げます。

○議長（西村昭教君） 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） 次に、議案第9号平成29年度上富良野町病院事業会計予算について御説明申し上げます。

25ページをお開きください。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第9号平成29年度上富良野町病院事業会計予算。

（総則）。

第1条、平成29年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、業務量。

イ、病床数、一般病床44床。

ロ、定員数、老人保健施設入所28名。

ハ、患者数、年間4万300人、1日平均151人。入院患者、一般病床、年間1万300人、1日平均28人。外来患者、年間3万人、1日平均123人。

ニ、入所者数、老人保健施設、年間9,700人、1日平均27名。

（収益的収入及び支出）。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、9億729万円。

第1項医業収益、6億842万6,000円。

第2項医業外収益、1億6,286万4,000円。

第3項老人保健施設事業収益、1億3,600万円。

支出。

第1款病院事業費用、9億729万円。

第1項医業費用、7億6,902万3,000円。

第2項医業外費用、225万6,000円。

第3項老人保健施設事業費用、1億3,600万円。

第4項特別損失、1,000円。

第5項予備費、1万円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入、2,858万3,000円。

第1項出資金、1,358万3,000円。

第2項補助金、1,500万円。

支出。

第1款資本的支出、2,858万3,000円。

第1項企業債償還金、837万1,000円。

第2項建設改良費、2,021万2,000円。

次のページをお願いします。

(一時借入金)。

第5条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりとする。

1、医業費用と医業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費、6億727万5,000円。

2、交際費、30万円。

(他会計からの補助金)。

第8条、経営基盤強化などに要する経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2,381万2,000円である。

(棚卸資産の購入限度額)。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、1億601万2,000円と定める。

以上、平成29年度上富良野町病院事業会計予算の議決対象項目について御説明申し上げました。

○議長(西村昭教君) 以上で、議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。これからの質疑については、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものといいたします。

なお、質疑の回数は、議会運営等に関する先例により、概括的範囲とし、1人1回限りといいたします。

これより、質疑をお受けいたします。

13番村上和子君。

○13番(村上和子君) 町長の執行方針について、何点か質問させていただきます。

まず、2期の実績をもって3期目を果たされました向山町長に大変期待をいたしているところでございます。

それでは、2ページの9行目あたりにありますが、大雨災害に対する恒久的防災対策、本当にこれは自然災害、これだけは予測はできませんし、一番大切な取り組みだと考えております。

それで、行政施策ですと、計画して、費用、予算づけをして、決定してから物事を動かすことができるのですが、災害対応のときには、数もわかりませんし、費用もかからない場合が多いですし、災害対応時には、組織全体が一つになって、課を越えて災害対策に集中することが必要ではないかと思っております。

それで、実行が、スピードが要求されますし、財源もありませんし、職員では決めかねることもたくさんあると思うのです。後の責任は自分が持つから実現に実行できることを素早く実施せよと、こういうことで指示、もっと町民側の状況を考慮した素早い対応が必要だと思いますし、川なのか道路なのか橋なのか、優先順位、町長の素早い決断、それと指示が求められていると思うのですが、この災害対策の取り組みについて町長に伺いたいと思っております。

次は、4ページのところの8行目あたりに、高齢者ドライバーの運転免許返還に伴う対策の検討をするということですが、今、上富良野町では交通安全に非常に力を入れていらっしゃいます。

まさに上富良野町にとってはベストタイミングではないかと、この件については悩ましいかと思っておりますけれども、今、高齢者による交通事故が後を絶ちませんし、上富良野町も高齢者の交通事故を調べてみますと3件ございました。それから、免許返還

者は、富良野沿線で56件だということでございます。それで、どうしても高齢になりますと、やっぱり記憶や、それから判断能力、それから認知の機能が低下してまいりますし、自主返納した人には運転経歴証明書の交付を受けることができるのですけれども、こういったものを提示すれば、町としては、事業者とも提携して、例えばタクシーの割引きをするとか、そういった自主返納者にどのような環境を整えれば一番いいのかということ、ことし中に対策をまとめていただきたいと考えておりますけれども、町長のお考えを聞きたいと思えます。

それから、6ページのラベンダーハイムも利用者の減少等がありまして、なかなか今、経営にこれから改善取り組むところでございますが、まだ一般町民の方の中には、この施設は入所施設だと思っていた。デイサービスとか通所サービスなんかやっているのと、こういった方もいらっしゃる。

それで、私は年に何回か、地域包括センターが中心になって、そして、いつでもいいというわけではなくて、介護の日とかというのを決めまして、1年に1回か2回ぐらいでもよろしいですけれども、そして、一般町民にこういった施設の一般公開、気軽に施設を見学していただける、こういったことを考えてはどうかと御提案申し上げたいのですけれども、町長はどのようにお考えになるか、お尋ねしたいと思えます。

それから、9ページの商店街の活性化の事業のところですけども、活性化を考えるのであれば、プレミアム商品券の定常化、新年度予算の中で考えるべきだと、このように思うのですが、町長はどのようにお考えになるでしょうか。

それから、18ページです。農業部門のワンストップ化によるJAふらのの上富良野支所に移転するというので、企画部門と商工部門を一体にして商工観光課を設置するというのでございますが、この機会に私は組織改編、今、富良野は教育委員会に子育て課の業務を移管いたすということを言っております。私も何年前に、子育て課を教育委員会に持っていったらどうかということを質問させてもらったこともあるのですけれども、それらを含めて、どうでしょうか、町長、町民生活課も膨大な案件がありまして、そこら辺も少し組織改編、いかがなんでしょうかと。そういった課の、この機会に組織改編等、これに力を入れるお考えはないのかどうか、お尋ねしたいと思えます。

それと、8ページに戻りまして、農地の有効利用や合理的な生産活動につなげるよう活動を支援するというのでございますけれども、町長は前に、6,000ヘクタールの耕地を活用して、潜在的な

生産力がどれぐらいあるのか調査したいというようなことを、まだまだ生産余力はあると、このようにおっしゃっておられましたが、それらについては、ことはどのようにお考えになっていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思えます。

次に、教育長にお尋ねしたいと思えます。

5ページ、教育長、何点かお願いいたします。

子どもの安全を守るためにも避難訓練とか防災訓練を行うということですが、授業の中でどのような方法を考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

それと、6ページの上富良野高校の生徒の確保、これは今大変難しく、いろいろな施策をやられているところでございますが、今度、介護職員初任者研修の受講料の補助を加えるということでございますが、これは100%補助を考えていらっしゃるのでしょうか。今度、実習がなくなったために、この研修は、研修後に試験があるということで、受講料も2万2,000円から7万4,500円ぐらいまでになっておりまして、ニチイとかいろいろな業者がありますけれども、そういったところで受けることによって金額が変わってまいります。それで、最短で1カ月で資格を取れるということでございます。そうすると、この補助額につきまして100%認めようというのか、また、条件等も、資格を取れば上富良野で働いていただきたいというような条件もつけてはどうかとか、このように思っておりますが、どのようにお考えでしょうか、よろしくお聞きいたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初のお尋ねでございますが、災害対応を迅速にというような御質問であったかというふうに思えます。

災害に対します対応といたしましては、当然、まず、的確に情報を収集するとともに、その情報に基づいて、職員を含めて、町内事業者も含めて、多くの場合対応している状況でございます。

そういった中で、対応に当たって、私、常々心がけておりますのは、まず、的確に情報をしっかりと分析すると、それに基づいた対応をすることが一番望ましい姿だということで、それについては、常に職員間と意思を共有しているところでございまして、職員まで情報共有できた段階での実際の現場の対応は、それぞれ担当で担っていただいております。スムーズな行動ができるようになっているというふうに考えております。

前段申し上げました、迅速に的確な災害対応ができるようなことは、これはエンドレスの課題でございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、お尋ねいただきましたが、高齢ドライバーの方々の免許証の自主返納等に関する交通安全対策についてでございますが、大変今、社会問題化しているような状況を理解しているところでございますが、当町におきましても高齢者の安全確保、特に交通安全に対します安全確保につきましては、大いに関心を持っているところでございますが、自主返納をしていただくことを行政が積極的に背中を押すべきかどうかということは、なかなかこれはまだハードルの高い部分がございますが、しかし、自主的に返納されている方もおられます。そういった方に対して、足の確保等をどのようにしていくかということについては、現在の乗合タクシー事業の中で、さらに工夫ができないかなどということは研究していくテーマかなというふうに思っております。

ただ、免許証をお持ちの方と、お持ちでない方と、何か特典を設けるとかということは果たして、足の確保という意味での公平感を損なわないかどうかということも慎重に検討してまいるべきというふうに理解しているところでございます。

次に、ラベンダーハイツ事業についてのお尋ねでございます。

ラベンダーハイツ事業につきましては、大変議員からありがたい御意見をいただきました。私も、施設の運営について、内容については、日ごろかかわっている関係上、町民の皆さん方が事業内容を十分に、施設介護だけではなくて、ショート、デイも行われているというようなことは、今、十分に浸透していないのではないかとすることは、これは反省点だというふうに思います。利用度を高める第一歩は、まずわかっただくことだと思いますので、特に29年度からは、障がい者の受け入れも、サービス拡大してまいりますので、しっかりと町民の皆さん方に浸透できるよう努力をしてまいりたいと思っております。

次に、お尋ねいただきましたのが、プレミアム商品券の予算化の関係でございますが、プレミアム商品券事業につきましては、確かに商業個店の活性化に資する事業でございますが、有効な事業だというふうに理解しておりますが、これらにつきましては、社会情勢あるいは消費動向等が、主に年の後半に実施されている状況でございますが、これらについては、やはり商業者の自主性をやはり尊重すべきだと。そういう中で、そういった事業がさらに個店あるいは商業者の活性化につながるということ

で、これはやっぱり商業者みずからが組織しております商工会もございまして、そういったところと、その年々の状況によって、恒久化する事業ということではなくて、その状況を見きわめた中で総合的に判断していくことがふさわしい事業であろうというふうに考えておりますので、取り組みについての基本的な認識は変わりませんが、お尋ねのような、年度当初に予算を持ってというような組み立てを現在のところ想定していないところでございます。

次に、組織改編についてのお尋ねをいただきました。

平成29年度におきまして、農業部門と企画、商工、観光部門がそれぞれ独立した課に改編させていただきますが、組織の見直しは、これは時代に合わせ、不断に見直していくことは常に意識をしているところでございまして、今回このような改編をさせていただきますが、状況によっては、他の課にも及んで、いろいろと時代に合った、町民の皆さんに対する行政サービスが一番早く的確にサービス提供ができるような組織改編は、常に見直しを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、農業の振興についてのお尋ねがございました。

議員から御発言ありましたように、上富良野の約6,000町歩に及ぶ農地に賦存する潜在生産力というのはまだまだ私は、正直いって数字は正確でないかもしれませんが、多分今50億円、60億円前後の生産かなというふうに思います。それを一くくりに計算しますと、10アール当たり10万円に満たっていないというような状況でございますので、これは、やはりまだまだ潜在生産力があると思っておりますので、所得向上、収入向上を目指す施策展開は引き続き行ってまいりたいと、そんなふうに考えているところでございます。

答弁漏れがございましたら御指摘いただきたいと思いますが、以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員からの2点の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、避難訓練、防災訓練にかかわって、授業の中でどのように扱っているかというような御質問だったと思っておりますけれども、防災だとか避難訓練だとかは、ほかに危機管理ということであれば、交通安全教室だとか通学の指導だとか、そういう指導もしております。

また、授業の中では、教科、特に社会科だとか総合学習だとか、あと、天候に関することでは、理科

だとか、さまざまな科目の中で、災害に関するものは授業としてあるわけでございます。その時々、それと、子どもたちの安全を含めた授業がされているというふうに考えております。

一例を挙げますと、社会科であります、うちの町でつくっている副読本の中で、十勝岳の関係とか、防災、噴火したらどうなるとか、今まで社会科の歴史の中で、十勝岳の噴火にどのように対応しているかとか、砂防ダムはどんなふうにつくっているとか、避難はどういうふうにするかということ、を授業としてやっているところであります。また、親子砂防見学会というのものも、総合学習の中で実施をしているところでございます。

次に、上高の振興対策であります。29年度において、介護職員の初任研修がでございます。この補助率に関しての御質問だっと思えますけれども、まず、町では100%の補助の対応をしようということ考えております。負担金額ではなくて、7割にしようか、8割にしようかということも、さまざま考えたわけでありましてけれども、結果的に100%、金額も高いですので、100%の補助をしたいということ考えております。今、上富良野に来て教室を開いてもらうということで、予定しているのは、1人当たり10万円の授業料がかかります。したがって、10万円、100%の補助の対応を今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） それでは、町政執行方針について質問をさせていただきます。

町長は、昨年12月から、2期8年の実績をもとに、まちづくり道半ばというようなことで、3期目のスタートを切られました。町長選挙の際、新聞報道等によりますと、町長のお考えとして、町民の皆さんがより安心して暮らせるまちづくりということを最重要課題と位置づけるということでありました。

その中で、それぞれ老朽化している町立病院と病院併設の老人保健施設、また、ラベンダーハイツの3施設を一本化するという形での整備を指すと言われております。また、本執行方針の中においても、町立病院の将来像について検討すると言われております。

さらには、地域の活性、活力創生のため、特産物の販売、加工実習施設、防災機能を持ち合わせた複合的な機能を有する拠点づくりを第6次総合計画に位置づけるとともに、平成28年度に引き続いて29年度もこの構想づくりを推進ということでありま

す。

超高齢社会に対応した町立病院を核とした整備、人口減少社会における活性化策としての拠点づくり、どちらの事業も町民の皆様からすると、とても期待が大きく、早期に実現されることが望まれていると思います。

当然、二つのプロジェクトとも相当な予算が必要になります。町民のコンセンサスを得た中で、平成31年度からの第6次総合計画への位置づけが必要になると考えますが、何といたってもトップリーダーの、町長の実現に向けての強い思いが重要ではないかなと思うところでもあります。

そこで、現時点での町長自身のお考えをお聞きしたいと思います。

1 点目として、町立病院を核とした一体的施設整備と、それとも地域活性化に向けた拠点づくりの、どちらを優先して取り組もうと考えているのか。また、町長が思い描くそれぞれの構想については、どのようなお考えを今お持ちなのかをお尋ねいたします。

次に、2 点目として、財政的に大変厳しい今日であります。このプロジェクト実現に向けての町長の御覚悟をお聞かせいただければと思います。

最後に、それぞれの総予算、どのくらいと想定しているのか、今お持ちであればお知らせをいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

大きく2 点の御質問であったかというふうに思えます。

まず、病院、それからラベンダーハイツ、病院に併設しております老人保健施設、これら高齢者あるいは介護を必要とする方々の、私が目指しております町民の安心・安全の大きな一角を占めるものでございますが、それらについては、これまでも触れさせていただいておりますが、まず、病院も既に建築してから40年近く経過しておりますし、ラベンダーハイツについてもしかりでございます。ましてやラベンダーハイツについては、近年でありますと、ユニット化などの部屋に新しく制度が変わってきたりしてございまして、そういった状況。

それから、先ほど触れました病院の消火設備等が、これは国の法律に基づきまして、スプリンクラー等の設置が、これは義務的にしていかなければならない。それは今、猶予期間でございまして、平成37年までが猶予期間というふうなことも聞いておりますので、いずれにいたしましても、現状のま

ま活用していくにしても大きな投資が想定されま
す。

また、ラベンダーハイツも同様に、非常に施設が
老朽化してきているような状況を踏まえますと、い
ずれにいたしましても、コンパクトシティの中に組
み込みというような発想は正しいかどうかはわかり
ませんが、いずれにいたしましても、特に私、意識
しておりますのは、医療スタッフ、ドクターも含め
て、そういった方々が、施設が分散していること
によって、限られたマンパワーが有効に利用でき
ないという、そういう不自由さを感じている面もご
ざいまして、できる得ることであれば、そういった
関連施設が一体に、それぞれ併設なり、1カ所に、
あるいは平面的か多層的かは別といたしまして、そ
ういう形の中で将来構築していければというよう
な構想を描いているところでございます。

既に病院の現場におきましては、そういったこと
を想定した、今後の病院の計画づくりを進めるよ
うにというふうに指示もさせていただいておりまし
て、今、富良野圏域の地域医療構想も進んでおり
ます。そういったことも十分見きわめまして、病院
改革プランも示させていただいておりますが、それ
らとの整合性をとって、議員がお尋ねのような、
新しい形の上富良野の医療・介護の提供の姿をつ
くってまいりたいと考えているところでございま
す。

それと、複合的な拠点施設のお尋ねでございま
すが、これにつきましては、ぜひ6次総の中の早い
時点で実現を図ってまいりたいと。優先順位のお
尋ねもございましたが、優先順位で申し上げます
と、やはり複合的な拠点施設の整備が、私の思い
の中では優先しているというような状況でござい
ます。

これらについても、多くの町民の皆様方にさま
ざまな御意見をいただきながら方向づけをしてい
きたいと考えておりますが、それぞれ病院を含め
た医療・介護等に関する施設整備につきましては
、多分、本当にざっくりでございまして、恐らく
40億円近くの事業になるのか、全てを含めま
すと、30億円ではなかなか難しいかなと。

それから、拠点施設につきましては、これもまだ
積算するような段階ではございませんが、恐らく
10億円近い、5億円以上のものになるであろう
と、これは本当に大づかみの話でございまして、
いずれにいたしましても、今後、それらも含め
て40億円、50億円というような、6次総の中
で、そんなような構想を含めていかなければなら
ないのかなというふうに考えておまして、既定事
業の見直し等も含めて、やはり行財政の安定は何
としても外すことができませんので、それらとど
うやって整合性をとるかということに、これから
汗をかいてまいり

たいと思いますので、御理解を賜りたいと存じ
ます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 地元農産物の販売、あ
るいは生産者みずから取り組む消費者などとの
交流・販売で付加価値を与えるという形の話が
されております。

そこで、お伺いしたいのですが、昨年度もこ
のような表現を取り入れていらっしゃいます。し
かし、その具体的な方向性というのは、いまだに
しっかりと位置づけされたという形ではありません
。今年度こういう方針を打ち出した以上、これに
基づく財政投資、あるいは必要な立案や企画が
あるものだというふうに考えておりますが、この
点の取り組み等については、今後、今年度から
どのような展開がなされるのか、お伺いしてお
きたいというふうに思います。

何といたしても上富良野町は、農業を中心とし
ながら、商工業を柱としながら、まちづくりがな
されている町でありますから、その地域にある農
産物を有効に活用しながら、やはり体験施設等
の開設などを含めた、地方からも上富良野に行
ってみたいという、魅力を発信するようなまちづ
くりでなければならぬと思いますが、これらの点
についてどのようにお考えなのか、お伺いして
おきたいというふうに考えております。

次に、お伺いしたいのは、国民健康保険の問
題であります。

30年から広域連合という形の統一された事業
にかじが切られようとしております。お伺いし
たいのは、今、国民健康保険事業というのは、
非常に国民健康保険の支払いが大変だという
声が従来からも聞かれております。この部分
について思い切った財政投資をして、負担軽減
を図るべきだというふうに思います。各地では
、国民健康の財政支援額を使った引き下げなど
を行っておりますから、そういう要望に沿った
、安心して暮らせるまちづくりのためにも、
負担の軽減のためにも、国民健康保険税の軽
減を実施すべきだというふうに考えますが、こ
の点お伺いいたします。

次に、子育て支援の問題についてお伺いいた
します。

町においては、保育料、あるいは入院医療費
の負担を一部中学校まで拡大、あるいは町村民
税非課税世帯を無料化するなど、負担軽減に
する取り組みがなされております。しかし、今
、経済の諸事情によって、いわゆる所得差と
言われる世帯の方までが給与が減額する、諸
物価が高騰するという状況の中で、暮らしが大
変になってきているという状況が上富良

野町でも見受けられるというのが実態であります。

そういうことを考えたときに、子育てを支援する、上富良野町に多くの方が入って、住みたいという環境をつくるのであれば、この枠を払って、医療費は中学校まで無料化する、あるいは保育料についても細分化を行って、負担軽減を行って、子育て支援の充実をさらに進めるという具体的な対策が今求められているというふうに考えていますので、この点についてどのような予算措置をされるのか、また、されようとするのか、しないのか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

次にお伺いしたいのは、商工業の問題であります。

この問題については、従来も同じような答弁がずっと書かれております。去年も同じなのです。多少字句は変わっておりますけれども、どういうように商工業者の活性化をするのかというところでの、確かに、新規開店事業等々が予算化されている部分がありますが、しかし、ここに来て、きっちりとした商業振興計画に基づく具体的な対策というのがなかなか、今回の予算の中にもその方向性というのが余り見出されていないというふうに考えております。この点で、町長はどのような商工振興で、地域の活性化を、商店の活性化を図ろうとしているのか、この点お伺いいたします。

また、同時に雇用促進の問題では、やはり上富良野町のトップセールスということ町長はよくおっしゃっております。既存の企業の雇用を図るという形の中で、企業に訪問しながらいろいろ雇用対策もやっていらっしゃるという話ではあります。何よりもこの上富良野町に企業誘致をしながら、新たな企業の誘致をするというのも一つかなというふうに思いますが、この点についてどのような取り組みがされ、また、しようとしているのか、お伺いいたします。

次、環境問題の再生エネルギーの問題であります。この点について、上富良野町は、自動車と省エネ等は取り組まれておりますが、しかし、上富良野町にある資源を使った再生エネルギーの方向性というのは見出せていないというのが状況であります。各大学の方と連携しながら再生の方向を探るという言葉はありますが、しかし、現在、いまだにその具体的な方向性がないというのが実情でありますから、この点を具体化するということも、町の活性化とあわせて、町の魅力を発信する、まちづくりにもつながっていくのではないかとこのように思っていますので、この点についてお伺いいたします。

次に、定住・移住対策であります。地域との受け皿という形の中で、連絡協議会との連携をとりな

がらという形になっておりますが、なかなかこの点についても従来と同じような答弁になっておまして、やはり具体的に、こういった定住された方を含めて、具体的にどのような方向性がこの町にふさわしいのかということ、より具体的に踏み込んだ対策をしなければ、言葉だけに終わってしまうのではないかと、担当の職員の方も一生懸命取り組んでいらっしゃるから、全面的に否定するものではありませんけれども、より一層充実した方向での検討が望まれるのではないかとこのように考えておりますので、この点についてどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

また、地域の食材を使ったということでは、今、地方では、地元の農産物を生かした企業への売り込みを盛んにやっている自治体もあります。そういうものも含めて、簡単ではありませんけれども、やっぱりチャレンジャーとして、上富良野の進むべき方向は何かということ常々頭に置きながら、その改革に努めるのも必要ではないかとこのように考えておりますので、この方向性についてお伺いいたします。

次に、町の行財政等改革プランの中に、ラベンダーハイツの今後の位置づけであります。将来は、アウトソーシング、民営化、あるいはそれにかかわった方向での打ち出し方をしていますが、しかし、この方向で町は将来とも検討されるという形になるのですか。これはあくまでも計画で、一体的な、公立病院のあり方とも関連する話でありますから、これはどのような方向に町長自身は進めようとしているのか、お伺いしておきたいというふうに思っております。

この点について、町長の見解についてお伺いしておきたいと思えます。

教育委員会の関係でありますけれども、図書館の充実であります。

今、図書司書等、あるいはそういったものにおける、学校においても朝の読み聞かせ等々が行われております。最近では、子どもたちの情操教育を充実するためにも、やはり図書館の充実を行い、調べるものも生かしながら、財政を充実している自治体もあるというふうに聞いております。そういう意味では、図書教諭はおりますけれども、担当の事業でなかなか思うような行動ができないという実態が上富良野町でも見受けられます。そういうことを考えたときに、きちっとした補助をする体制づくりの図書司書を置きながら、それをカバーできるような体制づくりというのが必要かなというふうに考えておりますので、この点、教育長、どのようなお考えをお持ちなのかということをお伺いしておきたいとい

うふうに思っております。

学校給食については、栄養教諭がおりますけれども、なかなか必要な時間がとれないという事情も見受けられます。こういった点での栄養教育の、学校現場に入り方ももう一工夫必要なのかなというふうに思っておりますので、この点について教育長の見解についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 昼食休憩といたします。

会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の米沢義英君の質問に答弁をいたさせます。

町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

多岐にわたっておりまして、もし答弁が漏れるようなことがありましたら、ぜひ御指摘いただければと思います。

まず、1点目にお尋ねいただきました地元農畜産物等の付加価値を高める農業振興にかかわる御質問であったかというふうに思います。

地元農畜産物の付加価値向上等に伴います所得向上策、あるいは特産品化、それらにつきましては、現在も鋭意取り組みをさせていただいておりますが、第7次農業振興計画の中の実践プランの中でも述べさせていただいておりますが、現在、新しい付加価値の高い、収益性の高い品目の導入、あるいは高品質化を目指す取り組み、そういった取り組みを通じて、付加価値、新しいものをつくるというばかりではなくて、品質の高いものも含めて、付加価値を高めていきたいと、そんな取り組みも既に行っているところでございます。

あわせて、6次化に向けての取り組み、そういった一環の中で、御案内ようにどぶろく特区等も本町で認定を受けておりまして、既に商品化もされているようなことから、地元農産物を生かした高付加価値、あるいは高収益化というのは着実に進んでいると、そんなふうに理解しているところでございまして、あわせて人材育成も含めて、さらに支援をしてみたいと考えているところでございます。

次に、2点目でございますが、国保に関します御質問でございますが、これまでもお答えさせていただいておりますが、平成30年から国保が広域化されますが、国保運営そのものにつきましては、従来

の運営を踏襲させていただきたいという基本的な考えでございます。

保険税等についての認識についてのお尋ねもありましたが、保険税の設定につきましては、これは必然的に所得を反映した税構造というふうになっておりますが、しかしながら、そういう中で負担感が感じられる階層につきましては軽減措置等が講じられておりまして、議員から御質問にありましたような、一般会計からの負担をもって軽減化を図るといような想定はしていないことを御理解いただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、国保の運営の安定化は、広域化であろうとなかろうと、これはやはりしっかり守っていくべきことと、そんなふうに理解をしているところでございます。御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目にお尋ねのありました子育てに関する、特に医療費についての負担軽減についてのお尋ねでございますが、これまでも、これもお答えさせていただいておりますが、平成29年度から新たな軽減策を講じさせていただいておりますが、やはり負担の実態、これらがやはり重く負担感が感じられる部分の皆さんにつきましては、軽減化を図っていくということは、これはできる限り行ってみたいというふうに考えているところでございます。

一方、子育てを含めまして、妊娠から子育て期全般にわたります切れ目のない、そういった支援策が整っていることは、ある意味非常に大事だというふうに理解しておりまして、子どもの医療費を一定程度の年齢区分まで全て無償化をするということにより、先ほど申し上げましたようなことを充実させていくほうははるかに、私といたしましては優先度の高いものと、そんなふうに理解しているところでございます。

そういったことをもちまして、中学生までの全てのお子様に対する無償化は想定していないということをお申し上げおきたいというふうに思います。

それから次に、商業振興についてのお尋ねでございました。

商業振興につきましては、御案内のように、こういう社会情勢の中、あるいは消費者の消費動向が大規模店に流れるという流れを受けまして、非常に個店が苦戦をしているということは私も十分認識をしているところでございます。とりわけ、当町におきましてもそういうような消費動向が見られまして、それらをいかに食いとめるかということで、商工会におきましてもその改善策に一生懸命取り組んでおられるところでございます。

町といたしましても、そういった商工会の動きと

あわせまして、現在までに商業者の持続化補助、あるいは商工会を通じての商店街の活性化支援事業等を行っておりますが、今その状況を見ますと、利用者もしっかりとふえてきていると。むしろ予算を補正しなければならないような状況まで、前向きな取り組みが見られます。そういうことを含めて、さらに担い手対策もあわせ行うことによって、しっかりと自立した商店経営、商業経営が行われていくように向かっていくものと期待をしているところでございまして、さらに切れ目のない応援、支援をしまいたいと考えているところでございます。

次に、5点目でございます。企業誘致についてのお尋ねでございますが、企業誘致については、一朝一夕で、誘致活動をすることによって企業が来ていただけるというような、そういう客観情勢でないことは議員も御案内のとおりだというふうに思います。

しかしながら、そういう中で、切り口をどこで見つけていくかということで、私もこれまで上富良野に進出していただいております企業の本社を訪ねることも当然でございますが、そこまたかかわりのある関連企業の方々にも上富良野の話が及ぶような、そういう御提案、あるいはPRもさせていただいているところでございまして、これは一定程度、非常に全国でそういった動きがある中での競争でございますので、何とか上富良野だからという部分を強調して、少しでも上富良野に目を向けていただけるような努力を引き続き行ってまいりたいというふうに思います。

企業誘致という形では結びついておりませんが、上富良野の農産物を活用した事業展開等が今、試行的に津市の業者において既に組み込まれておりまして、そういうようなところへも波及する可能性も持っておりますので、引き続き努力をまいりたいというふうに考えております。

次に、再生可能エネルギーについての御質問をいただきました。

再生可能エネルギーにつきましては、現在、町といたしましては、道総研と連携いたしまして、賦存いたしますエネルギー、あるいは活用できるようなエネルギーがどのように賦存しているかというようなことで調査をお願いしているところでございます。今後におきましては、GISマッピング等によりまして、上富良野の土地にあります再生可能エネルギーがどのように賦存しているかというようなことが、マッピングを通じて、今後、提供していただけると思っておりますので、それらをしっかりと見きわめて、上富良野地域の活性化につながるような、そういうことにも結びついていくようなエネル

ギーの活用を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、移住・定住についてのお尋ねでございますが、移住・定住については、現在、お試し住宅、あるいは移住準備住宅、これらの利用状況から見ますと、上富良野に対して興味を感じていただいている方が切れ目なくいると。それが定住に結びつくためにはどうしていけばいいかというようなことは、まだまだ課題もございます。

しかしながら、上富良野ならではの魅力をこれからも発信していくことによって、しいては定住につながるものと。今の本州におけますPR活動も含めて、上富良野に対する府県方面の皆さん方の目の向け方、向けてくれる視線というものは熱いというふうに理解をしておりますので、さらに力を入れて、町の活性化につながるような定住対策にしまいたいというふうに考えております。

それから、食の魅力、特産品の状況も含まれているのかもしれませんが、食を通じての魅力づくり等につきましましては、先ほどの御質問と重複するかもしれませんが、現在、町内の事業者におきましても、上富良野の産物を、産品を活用しての全国展開へ目指してのPR活動、あるいは営業活動が既にもう幾つかの事業者で行われております。そういったことが全国展開、上富良野の食を通じた魅力づくり、全国展開につながっていくものと期待をしているところでございます。

一方、町内の中におきましても、消費者と生産者がしっかりと結びついた、食を通じての上富良野の地域おこしにつながるような取り組みも既に幾つも行われておりますので、それらについても引き続き支援をしまいたいと考えているところでございます。

それから、最後にもう1点ございました。ラベンダーハイツの方向性についての御質問でございますが、一貫して申し上げておりますが、私が就任させていただきましてから、ラベンダーハイツについてアウトソーシングに出すというような認識で発言したような経過はないかというふうに思っております。何度も申し上げておりますが、公設公営をやはり何としても守っていききたいというふうに、むしろ強調させていただいているところでございまして、これらにつきましては、今までの質疑の中でも発言させていただいておりますように、しっかりと町民に情報提供をさせていただく中で、安定した運営ができるように、これからも意を用いてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員からの二つの御質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目でありますけれども、図書館に関連しまして、図書司書についての御質問にお答えをしたいと思います。

図書司書の設置については、前にもお話があって、そのときもお話をさせていただいたかと思えます。課題としては、すぐにでも欲しいなという部分もありますけれども、方法として、臨時職員として、その職を持っている人を雇うか、職員を、資格のある人を雇う。あるいは職員の中から、司書に準ずる資格が取れますので、研修に行ってもらう。この三つの方法があるわけでありまして、これら、どれが一番いいのか、うちの図書館に合うのか、これから、29年度は無理ですけれども、29年度以内にでも、なるべく早い時期に方向性を導き出していききたいなというふうに考えているところであります。

次に、学校給食の運営の中で、食育に関するお話だったかと思えますけれども、食育を担っている、指導するのが給食センターにいる栄養教諭であります。栄養教諭1名でありますので、給食センターの業務、そして学校へ行つての栄養教育としての食育指導ということで、非常に忙しい状況の中で頑張ってもらっているのは事実でございます。

29年度におきましては、まず、給食センターの作業体制といいますか、給食をつくる体制をしっかりとしていこうということで、今、臨時職員1名の常勤臨時職員の増員を図ることとしております。なぜそうするかというと、スーパーサブという人がいるのですけれども、スーパーサブを雇用したくてもなかなか来てもらえないという現状がありまして、それでは業務が、2人休まれたら、急に風邪引いたりして休まれると業務が成り立たないわけでありまして、そこで、スーパーサブの数をまず減らして、常勤の数をふやすことによって、そのリスクをなくしましょうという考え方に立ちました。

また、衛生管理非常にうるさくというか、厳しくなっておりますので、その衛生管理をしっかりとして進めていく上で、栄養士の資格のある方を臨時職員として、常勤職員に1名加えようということで、今考えております。考えているとおりのことが実現すれば、現場を栄養士の資格を持っている人に若干託す部分も含めまして、余裕ができるのではないかとこのように思っています。その分を学校における食育業務に回したいなというふうに思っているわけでありまして、いかにせん、希望に沿う人が確保できなければ、こっちの思惑どおりにはいかないわ

けで、思惑どおりいけば、その体制がとれるということで、御理解をいただければなど、そんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 私も1点、質問したいのですが、5ページにあります、「穏やかに安心して過ごせる暮らしづくり」というところで、安心の暮らしを支える保健・福祉・医療環境づくりというところでございますが、この間、町としては在宅介護を進めていながら、この地域に根差していただきたいといったこと。また、町長はこの間も、保健・福祉・医療というものは総合的に包括的に進めていくということで、一貫しております。

しかし、近年の高齢化の状況をかいま見ますと、例えば10年前であれば70歳の方を50歳の方が介護していくというような時代でありましたが、今は90歳の方を75歳の方が見ているとか、そのようなことで、実際に在宅を進めようとしても、それを見切れる社会環境というのが厳しくなっているのが、上富良野町においても進んでいるというふうに捉えております。

そこで、この中で、町長はこれからも在宅の福祉を進めていきたいということであれば、それに伴うケアマネ、それから訪問看護、訪問介護、そういったマンパワーというか、人的部分の投資というのも必要となつてまいりますし、それから、同僚の議員が何度も申しておりますが、町立病院、そして特別養護老人ホームのラベンダーハイツも、医療と介護の分野というのを、もはや切り離すのではなく、医療、それから介護に回っていく中間の施設というのをこれからもつくっていかなくては、施設介護がもう既に上富良野町圏域においてもあふれている状況になって、非常に今後においても、いわゆる見る人、入る人もさることながら、見る人のほうの、心が穏やかに安心して暮らせるまちづくりのためには、そういったところも今のうちから進めていかなくては、あつと言う間に高齢化が進んでいくというふうに考えます。今、今回提言されている中においても、関係機関や地域住民が一体となって見守り合つて、支え合うネットワークの構築というのがありますが、やはりそれにも限度があるというふうに考えております。やはりスピード感を持って、これから高齢化がもう待たなしで来ております。そういった介護をする側、される側、この人たちの安心、そして穏やかにこの町で暮らせるためにも、早くこの部分を確立していくことが重要だと思いますが、この点はいかがに進め、病院の、地域の、いわゆる介護型療養病床だけではなく、その中間の施設と

しての部分もあわせて、どのようにお考えかをお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の介護関係についての主な御質問かというふうに思います。

まず、現状認識では、金子議員と全く私は差異がないというふうに理解していただいて結構かと思えます。

都会と違って、実は私がかねがね在宅介護というのは、言葉上は非常にいい言葉ではありますが、現実はこの富良野地方を見たときに、当然、在宅介護ということになりますと、イコール24時間介護ということも想定しなければなりません。そうすると、事業提供者側から見ると、果たしてそれだけの事業としてのニーズがあるのかということもありますし、マンパワーもあるのかと、課題だらけですよ、現実は。

そういう中で、やはりどういう形が望ましいかということまではまだ思いが至っておりませんが、やはり在宅介護とはいえ、例えばショートステイだか、デイサービスも含めて、一部施設を活用した中での支え合い、介護する方の負担感も軽減できるような方法が、やはりこれらの時代は、一般的な言葉で言うと老老介護みたいになりますので、そういったニーズは出てくるというふうに私も理解しております、これからの介護計画の中で、ぜひその辺は、どの程度施設でカバーできるのかはわかりませんが、マンパワーも含めて、重要な課題だというふうに理解しておりますので、ぜひこれから検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 3点についてお伺いしたいと思います。

一つは、障がい者の人たちのことなのですが、昨年度は、たしか雇用についてなかったのかなと思うのですが、この雇用は、国も定めているように、ある一定の基準を満たすということを求められているわけですが、その辺をどういうふうに考えているかをお伺いしたいのと。

障がい者優先調達推進法という法律というのがありますが、町の調達が果たして十分に行われているのかどうかということ。それと、供給するほうの問題もあるとは思いますが、そのことについてどういうふうに考えているかをお伺いしたいと思います。

もう一つは、町の行った高速ブロードバンドの設置があるわけですが、これが我が町の特徴か

もしれないのですけれども、山間部というか、波打っているために十分に電波が届かないというか、使用可能な力がないというか、そういうようなところがあるというようなことも聞かれます。それで、今後、町がこのシステムにより、どのような使い方をしていこうと思っているのかを聞きたいと思えます。

それともう一つは、ラベンダーハイツのことなのですが、今、先輩議員に町長も答えていたのですが、今一番問題になっているところのデイサービスとショートステイというのは、在宅との兼ね合いがあるわけです。その辺からというと、難しいところに難しい問題を抱え込むということにもなるのかとは思いますが、地域の人たちを見ていても、やはり家にいて、できれば子どもたちに面倒見てもらいたいという思いがあるのか、そこら辺に出かけることに対してちゅうちょしているというようなこともあるように思うので、その辺の兼ね合い。それとやはり行って、自分の満足感を補ってくれるようなというの、デイサービスなんかだったら必要なことだと思うのです。その辺のことについての具体的な方法というか、施設のほうも考えておられるかどうか、その辺についてお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の御質問でございます障がい者の雇用状況につきましては、これは、法に基づいて私ども町といたしましても雇用計画を持っております。定められた充足率、雇用率につきましては、何しろ分母が小さい状況もございますので、1人の動きによって大きくその率が変わりますので、今現在、満たしているかどうかちょっと私、即答できません。いずれにいたしましても、毎年、職員募集におきましては、障がい者であるか健常者であるかということの区分は一切しておりませんので、どなたにも門戸は開かれているということで、これからは基本的にそういうふうに取り組んでまいりたいと考えております。

それから、2点目に御質問ありました障害者施設等の物品調達の件でございますが、現在、上富良野で物品提供ができる、あるいはサービス提供ができるという施設におきましては、事業所におきましては、リスト等を役場のほうにも提供していただいておりまして、各全部の課にわたりまして、調達可能な物品については優先調達をするということで、現在、既に調達をしております、さらに新しい商品等が、サービスの提供等がありましたら、優先的

に調達はこれからも続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、ブロードバンドの活用についてでございますが、私の認識では、専門的なことはわかりませんが、情報が、ブロードバンドが十分に伝わらない箇所は町内においては、速さがどうかということは、程度差はありますけれども、その機能が行き渡っていないところは私はないというふうに理解をしているところでございます。

さらに、利活用につきましては、まず、今、町で設置しております防災行政無線、これらについても間もなく更新を余儀なくされる時期が参ります。そういった一つのターニングポイントを迎えたときに、ぜひブロードバンドを活用したような情報提供が可能かどうか、さらに、防災情報は特に必要でございますので、町民の皆さん方が求めなくても機械的に情報が一方的に伝わるような、そういうこともブロードバンド上可能だというふうに聞いておりますので、そういったことも含めて、まだまだ、整備ができてだけで、利活用については、まだスタートしたばかりというふうに私も認識しておりますので、これからもっともっと利活用が進むように、あるいは速度も改善できるものであれば、多少の投資は当然伴ってまいります。皆さん方からの求めが、そういうニーズが高まってくるようなときには、改善も含めて検討していくことは必要であろうというふうに考えております。

それから、ラベンダーハイツ等の、介護を必要とする方についての対応でございますが、ラベンダーハイツ等について、村上議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、ラベンダーハイツを含めて、ショートステイあるいはデイサービス事業等を行っている事業所全ての共通しておりますが、やはりもっともっと利用がスムーズに、いつでも利用できるというような、そういうことでの利用のしやすさ、あるいは仕組みの内容等をもっともっとPRして、本当に支えていただく側も支える側も少し片意地張らないで、本当にふだんの生活の延長の中で、そういったものが組み込まれていくような仕組みというのは大事だというふうに考えておりますので、もっともっと改善できるところは改善してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

9番 荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 教育長に1点お伺いさせていただきます。

先ほどのお話の中で、生涯活動の推進については、幼児から青少年、成人、高齢者まで、生涯にわたる各世代の学習活動の充実と推進を図りたいとい

うことで、その前のページに戻りますが、国際理解教育について述べられた際、昨年8月から当町においてはALTで1名増員となっております。それにおいて小中学校への配置を効果的に行い、英語もしくは外国語活動を実施されているということで認識しておりますが、現在、近年、幼児教育が重要視されている中で、1名増員になった以後、29年度以降、幼稚園等々における英語の普及活動というのは、今の現状等を踏まえ、今後の目標等があればお話しいただけますか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 9番 荒生議員の国際理解教育に関する御質問にお答えをしたいと思います。

うちの町、こども園、保育園のほうに、現状では年に最低2回は外国人が訪問して、国際理解教育を進めているところであります。

そして、英語教育、国際理解教育を進めるに当たりましては、小学校、中学校の教員が中心になってつくっております英語・外国語活動推進委員会というものがございます。どこの部分を目指していくという部分、学習指導要領には、ここまで目指しますというような基準が示されるわけですが、上富良野の子が、より国際理解教育を数多く理解していくことが必要ですし、英語の力も、グローバル社会に向けて、強いほうが、いいほうがいいわけです。目標を決めて、どういうふうに進んでいくかというのを、この委員会の中でしっかりと決めていく。そしてなおかつ、必要度合い、うちのほうから一方的に施設、幼稚園、保育所に押しつけても、受け皿がなければ全く話にならないわけで、そういう意味から、しっかり情報、交流をして、目標をどこに置かかという部分を、一緒に話し合いを進める中で、小中学校を中心に考えていますから、小中学校でどこまでの目標点を持っていくか、そして、幼稚園のほうでどれぐらいの受け皿があるかという部分、しっかり情報の交流をする中で、2人の勤務の範囲内でできる限りのことをしていくような形で、グローバル社会に対応できる子どもたちを育みたいなどというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質問ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議

案第9号までの、以上9件につきましては、十分な審議を要するものと思われますので、この際、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの9件につきましては、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎休 会 の 議 決

○議長(西村昭教君) お諮りいたします。

議事の都合により、3月9日から13日までの5日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、3月9日から13日までの5日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長(西村昭教君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

3月14日火曜日は、本定例会の3日目でございます。開会は午前9時でございますので、定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

午後 1時36分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成29年3月8日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 長 谷 川 徳 行

署名議員 今 村 辰 義

平成29年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成29年3月14日（火曜日）

○議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	4番	長谷川徳行君
5番	今村辰義君	6番	金子益三君
7番	北條隆男君	8番	竹山正一君
9番	荒生博一君	10番	高松克年君
11番	米沢義英君	12番	中瀬実君
13番	村上和子君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
農業委員会会長	青地修君	会計管理者	藤田敏明君
総務課長	石田昭彦君	産業振興課長	辻剛君
保健福祉課長	北川徳幸君	健康づくり担当課長	杉原直美君
町民生活課長	鈴木真弓君	建設水道課長	佐藤清君
農業委員会事務局長	北越克彦君	教育振興課長	北川和宏君
ラベンダー・ハイツ所長	大石輝男君	町立病院事務長	山川護君

○議会事務局出席職員

局長	林敬永君	次長	岩崎昌治君
主事	菅原千晶君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成29年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、米沢義英議員、高松克年議員から一般質問の通告がありましたので、3月7日に議会運営委員会を開催し、一般質問の日程を決定いたしました。質問の順序は、先例により、通告を受理した順となっており、質問の要旨は、本日配付したとおりでございます。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 金子 益 三 君

7番 北 條 隆 男 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(西村昭教君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、11番米沢義英君。

○11番(米沢義英君) 私は、さきに通告してありました点について、町長及び教育長に質問いたします。

一つ目は、防災計画及び防災備品についてお伺いいたします。

災害時には何が起こるかわからないというのが実

情であります。地震など災害の状況によっても、避難対応など分かれるというのが状況ではないでしょうか。

しかし、防災備品の備蓄、避難所等の確保は必ず必要不可欠なものと考えます。避難時には、子ども、大人、障がい者の方など多くの人が避難をしてくると考えます。

そのことを申し上げ、次の点についてお伺いいたします。

一つは、避難指定施設には、健康な人や体調の悪い人、大人、乳幼児、子どもなど、男女の多くの方が避難してくると考えられます。当然のように必要となると考えられるのがトイレ、生理用品、食料、車椅子などではないでしょうか。

しかし、各避難所を見てみますと、必ずしも避難時に必要な防災備品等が確保されているという現状ではありません。新年度の予算では、災害時における備品等を備蓄する予算が確保されていますが、その内訳について何うと同時に、また、避難指定施設の備蓄と確保が十分でないということを考えれば、その現状と今後の対応についてお伺いいたします。

二つ目には、避難場所には屋外・屋内施設等があります。自然災害の状況を予測し、各施設に避難者の受け入れ人数を割り振っています。しかし、指定されている施設で避難予定者を受け入れることができない、そのような施設も見受けられます。災害時に避難者を受け入れることができないということになれば、何と大変なことになることは明らかです。

町は今後、その実情も踏まえて、どのような対応をするのか、実情に合った避難施設の見直し、これを行うべきだと考えますが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、災害時におけるボランティアセンターの開設についてお伺いいたします。

近ごろでは、台風や噴火など自然災害による被害がふえる傾向にあります。南富良野町では、昨年、台風などの大雨により多くの被害が発生しました。また、各地から復旧のためのボランティアの方が支援に入りました。しかし、聞いてみますと、受け入れ態勢が十分でないなど、多くの課題があったと聞いております。

上富良野町においては、ボランティアセンターの受け入れ、災害時には必要であります。福祉協議会がその運営の中心を担うと考えていると考えられますが、ボランティアを受け入れる拠点と体制についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、福祉避難施設についてお伺いいたします。

福祉避難指定施設について、過去に質問したこと

があります。そのときの答弁では、保健福祉センターがその役割を担うとしているだけの答弁でありました。必ずしも明確な答弁ではありませんでした。防災計画には明確な位置づけがされていないと考えております。

福祉避難施設があっても多くの課題があります。例えば支援員の確保が困難になる。避難所に多くの人が避難するという状況の中で、要支援者の人たちが使えないという状況が見受けられるのと。また、その指定場所がどこにあるのかわからないなどの問題も含んでいると考えます。福祉避難施設の現状認識と今後の対応についてお伺いいたします。

次に、災害時における役場・消防庁舎の機能保全事業についてお伺いいたします。

東北震災の発生で、防災機能を兼ね備えた庁舎が倒壊するなどの事態が起こりました。そのことを踏まえて、国においては、新耐震基準以前に建てられた耐震化未実施の本庁舎の建てかえなどに対する起債対象経費における交付税措置がされたと聞いております。その内容及び今後、役場、消防署の耐震診断の状況等についてお伺いすると同時に、今後の対応についてお伺いします。

消防署においては、富良野広域連合の関係もあるとは考えますが、それを踏まえた対応についてお伺いいたします。

次に、高齢者の運転免許証の返納についてお伺いいたします。

高齢者による自動車事故等の多発が社会的な問題になってきています。町内に住む高齢者の方の中には、時が来たら運転免許証を返納も考えている。もう既に免許証を返納したという方もいます。免許証の返納後困るのは何かと聞いたら、通院、買い物などが不便と感じると話してくれました。上富良野町には、予約型の乗り合いタクシーの運行がされていますが、高齢者の免許証の返納者に対して、日常生活維持のためにも返納後の対策が必要と考えますが、この点についてどのようにお考えなのか、対応されるのか、お伺いいたします。

次に、社会教育総合センター、トイレの改修についてお伺いいたします。

社会教育総合センターは多くの人たちが利用しています。部活動、健康づくりや文化サークルなど、多くの人利用し、楽しんでいます。

また、その利用者の高齢者の方からは、一部洋式ではトイレが使いがづらい。全面的に洋式トイレの改修を望む声が出されておりますが、この点について、今後どのようにされるのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

1 番米沢議員の5項目について御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの防災備蓄及び指定避難施設等に関する2点に御質問にお答えさせていただきます。

1点目の防災備蓄品についてであります。必要な備蓄品の確保につきましては、地域防災計画に基づき、町民みずからが準備しておく自宅備蓄や、民間事業者等による流通備蓄などを想定した中で、町として備えておくべき災害時に必要と思われる物資につきまして、平成27年度から計画的に整備を進めているところであります。

備蓄量についての考え方につきましては、避難者数は、最大値の想定を踏まえ、6,000人を基本として、食品類、避難所用品、衛生用品のほかさまざまな物資の備蓄を進めているところであり、使用期限を考慮いたしまして、5年サイクルで整備する食品類などのほか、長期保管が可能な物資につきましては、平成29年度において、当初計画したおおむねの物資が整備できるものと考えております。

これら備蓄品には、さまざまな避難者に対応できるよう、簡易トイレや車椅子のほか、女性用ライフセット、乳児用及び介護用の紙おむつ、粉ミルクなども含まれておりますが、防災対策を進める中で、必要性が生じてきた物品につきましては、都度整備を図ってまいります。

また、備蓄品の管理については、平成26年度に整備した防災備蓄庫に保管し、災害時あるいは災害想定時に、必要に応じ、各避難施設に配送することとしております。

なお、平成29年度に整備を予定している物資につきましては、後ほど担当課長よりお答えさせていただきます。

次に、2点目の指定避難施設などの見直しについてであります。避難施設の中に、収容可能数が避難想定数を満たしていない施設があるなどの課題が確認できたことから、その改善に向け、民間施設の災害時避難者受け入れ施設としての協定や、他の公共施設の活用のほか、避難区域の区域分けの見直しなどについても、当該地域の住民会、自主防災組織の方々と協議しながら作業に取り組んでいるところであり、地域防災計画にも反映できるよう取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの災害時におけるボランティアセンターの開設についてであります。地域防災計画におきましては、北海道社会福祉協議会及び上富良野町社会福祉協議会が、災害救援ボランティア現地対策本部、いわゆるボランティアセンターを設置

し、受け入れや活動への対応を行うこととしております。

町の災害対策本部とボランティアセンターが密接な関係を保つことは極めて重要であることから、保健福祉対策部が担当となり、ボランティアセンターの設置場所やセンターで使用する資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、ボランティアに支援を要請する事項など、連絡調整を図っていくこととしております。

特に、ボランティアセンターの設置場所につきましては、災害の規模や発生場所のほか、ボランティアへ要請する活動量などにより設置場所が決まってくることから、あらかじめ設置する施設を特定しているものではありませんが、被災時に避難場所として活用できる施設の状況なども踏まえ、その都度、適切な施設、場所を提供してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの福祉避難施設についてであります。地域防災計画策定時におきましては、災害時のさまざまな状況に対応していくため、特定の施設を福祉避難所とする明確な位置づけとなっておりますが、災害時において配慮を必要とする要支援者の避難施設として、現在は保健福祉総合センター等がその役割を担う施設として、関係者において認識を共有しているところであります。

町におきましては、この間、各住民会、自主防災組織の皆様の御協力をいただきながら、災害時避難行動要支援者の取りまとめ作業を進め、昨年12月末現在で取りまとめられた要支援者は357人という状況にあります。この中には、福祉的な支援を必要とする避難者も想定されることから、あらかじめ必要な整備をしておくことが重要と考えております。

このようなことから、現在、保健福祉総合センターに設置されているデイサービスセンターかみん、ラベンダーハイツ、北の峯学園上富良野事業所の3カ所を福祉避難所として指定するとともに、学校施設など大規模な避難所につきましても、一部のスペースを福祉避難室として位置づけるなど、必要な見直しを図り、地域防災計画に反映させていくため、福祉部門、教育部門を加え、協議を進めておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの役場庁舎、消防庁舎の災害時における機能保全についてであります。まず、役場庁舎の耐震度につきましては、平成22年度に耐震診断を実施しており、役場庁舎のI s値、いわゆる構造耐震指数につきましては、平均値で0.248、最も低い地点で0.097。消防庁舎では、平均値で0.836、最も低い地点で0.290となっ

ており、目安の耐震基準I s値0.9を満たしていない建物となっております。

議員御発言にあります本庁舎建てかえに伴う国の財政措置につきましては、平成29年度の地方財政計画において、新たな役場機能緊急保全事業として、耐震化が未実施の役場本庁舎の建てかえ事業に対し、公共施設等適正管理推進事業債の活用が盛り込まれたところであり、その内容は、充当率が90%、交付税措置率が30%で事業年度は、平成32年度までの4年間となっております。

役場本庁舎は、震度6以上の大地震時に倒壊または崩壊の危険性がある建物分類でもあることから、重要な行政情報や住民情報につきましては、保健福祉総合センターかみんにおいてバックアップを行っているところであり、被災時の役場機能については、当施設を活用していくことも想定しているところであります。

なお、役場庁舎や消防庁舎の建てかえには、このたび国の財政措置が示されたものの、大きな財政投資を必要とするものであり、さらに時間をかけて方向性を見きわめてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目めの運転免許証自主返納者への対応についてであります。道路交通法の改正に伴い、75歳以上のドライバーを対象に、免許更新時の認知機能検査が強化されたことから、免許の自主返納者などがふえてくることも予想され、こういった方々の足の確保につきましては、全国的に課題となっていると受けとめております。

本町では、交通弱者の移動手段の確保、また、閉じこもり防止などを目的として、平成23年度から予約型乗り合いタクシー事業を実施しており、現在では、高齢者を中心に870名の方が登録をされ、年間運行回数5,200回、延べ利用人数1万2,000人という状況にあり、多くの方々に通院や買い物などで御利用いただいております。

運転免許証の自主返納高齢者などへの対応につきましては、この予約型乗り合いタクシーの活用も含め、どのような支援策が必要か、情報収集を進めながら、関係各課において検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） つぎに、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の6項目めの社会教育総合センタートイレの改修に関する御質問にお答えいたします。

社会教育総合センターのトイレの現状につきましては、昭和62年の開設時から、ラウンジ側トイレ及びアリーナ側トイレの、男女それぞれ各1カ所と多目的トイレが洋式トイレの整備が図られていると

ころであります。

また、2階のトイレにつきましては未整備であったことから、平成27年度に男女各1カ所、洋式化の改修を実施したところであります。

議員の御発言にもありますように、利用者が多いときには女子トイレが混み合うことがあるため、社会教育総合センター内の洋式トイレの設置箇所が、利用者の皆様にかかるよう案内表示をしているところでありまして、トイレの洋式化の必要性は強く認識しているところであります。今後において実施するよう計画しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 先ほど、担当の総務課長のほうから、防災の関係で答弁をいたさせます。

総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 平成29年度に整備を予定している防災備蓄品についてお答えをいたします。

アルファ米700食、保存パン200食、補助食100食、飲料水1,000リットル、簡易食器セット500セット、毛布500枚、カセットコンロ30台、ポータブル発電機1基、懐中電灯60個、緊急セット20セット、粉ミルク11缶、防災用哺乳瓶200本、乾電池300個、燃料100リットル、発電機用エンジンオイルを購入予定としております。

○議長（西村昭教君） 再質問、11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 防災備品の備蓄等について伺いたします。

各避難施設の現状はどうかということでありませう。従来、避難時には、必要最小限3日分という形になっております。町の支援体制ということでは、各事業系列も含めて、自衛隊等を含めた支援体制を整えるという状況になっております。そういった状況の中で、その支援体制が必要最小限、7日以内という状況になっているかというふうに思います。

いずれにしても自力で支援体制が整うまで、自分たちで維持しなければならないというのは、これは当然であります。

そのことを考えたときに、防災指定場所を見学して見てきましたが、必ずしも、例えばこういう状況であります。ある施設では毛布だけであったり、備蓄する場所がないから無理やりどこかの空きスペースに置くという状況であったり、そのほかのものはないという状況であったり、全くないという状況であったり、いろいろな状況が見受けられます。

そうしますと、確かに町は防災備蓄庫から発送して各避難所に支援、配置するというような手だてを

とるという方針ではあります。しかし、災害時等の状況によっては、道路が寸断される可能性というののもどうしても想定しなければならない部分があるというふうに考えております。

そういったときに、どうしても自前で、その施設に避難した方が、そこで数日間か1週間暮らせるような食料も含めて、車椅子、生理用品や衣類も含めてですが、そういった必要最小限のものがある程度備蓄されなければ、それを維持できないというふうに考えておりますが、この点についてはどのようにお考えなのか、今の答弁では、従来どおり防災備蓄庫から保管してあるものを各施設に配送するからという話であります。事態は我々の想像を超えるような部分もあります。そういったことも含めて、各避難所の実情をもう一度しっかり把握して、保管場所があるかどうか、トイレや、冬場でしたら当然、暖房等があるのかどうかということも、詳細にきちっと確認する必要があると思っておりますが、この点は、現状はどうなっているか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の防災関係の御質問にお答えさせていただきます。

まず、御質問ございました備蓄品と避難場所との関係性と申しましょうか、まず、備蓄品の備蓄につきましては、全ての避難所に、町で基本的に準備をするというものについて、全ての避難場所にそういったものを準備するという想定はしておりません。避難の期間が長期化するというようなことに進んでいく場合には、避難場所を集約するなど、対応も図ってまいりますし、一方、御質問の中にありました、1カ所の避難所が長期化するというようなことの想定もお話しされておりましたが、万が一そういう災害が起きて、取り残されるような、そういう孤立するような避難場所につきましては、救出を前提に考えておりますので、1カ所で1週間も10日も孤立しているという状況は想定した備蓄ということは想定していないところでございます。

そういったことを総合的に判断いたしまして、町の人口、あるいは避難想定者数に応じて、町の地理的な状況も勘案しながら、配送あるいは民間からの救援物資その他、そういったいろいろなネットワークを通じての備蓄をもって対応できるというようなことを想定しながら、改善するところは改善してまいります。そういう前提をもって現在、防災計画、備蓄計画を進めているところであります。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 町長の今の答弁でしたら、何ら問題ないと、今の状況で十分支援体制が整っているから問題ないという話だったかというふ

うに思います。

それは、この間の震災等、いろいろな条件を見ましたら、必ずしも救出がスムーズにいったいないという状況が見受けられます。私は、そのことを考えたときに、町長が想定されるのは、あくまでもよい条件のときというふうに、私は今の答弁の中で聞いております。

しかし、災害時というのは、ここ一帯で一斉に災害が発生するというのも当然考えられます。災害の内容によっては異なりますが、そういうことを考えたときに、常に行政というのは、非常事態ということ想定して、各施設における避難備蓄品を必要最小限整えることがやっぱり義務ですし、当然防災計画の中にも、体制を整えた各施設の備品確保は当然位置づけられているわけです。そのことを考えたとき、町長の答弁というのは、全体的外れな答弁をされているのではないかなというふうに考えますが、この点、きっちりと答弁願いたいというふうに思います。

今、何回も言いますが、もう既に今の避難施設においては、備品が十分整っていない施設がたくさんあるわけです。そういうことも考えた場合、ただ支援体制が図上で整っているから大丈夫だというのはなくて、災害時に、非常事態で何が起るかわからないということであれば、必要最小限、そこで暮らせる、そういう支援物資が各避難施設に一定部分、全部ないとしても、あるということ前提の計画を立てるべきだというふうに考えますが、そこはどうでしょうか、町長。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、町で持っております防災計画をごらんになっていただければ御理解いただけると思いますが、当町として、一定程度根拠を持って想定いたしております災害時を想定した中で、1次避難、2次避難というような避難計画、それに伴います必要な備蓄品、あるいは供給体制、そういったものを構築しているところでございまして、全ての避難場所で完結するというような想定を持った計画となっていないことと、これまで私どもが防災計画を立てる中で専門家の御意見、あるいはそういったものを参考にすることで、全ての避難施設について、全てを整えるというような、そういう備蓄計画というものは、一般的にはそういう計画を持ち合わせていないのが通常かというふうに理解しておりますので、私どももそういった一般防災計画を立てる上においての常識をしっかりと踏まえた計画になっていると理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） その常識というのが、いつも覆るとというのが避難、災害時なのです。私は、当然やはり必要最小限のものは、完結するということではないかもしれませんが、しかし、数日間、あるいはそういうことを想定して、各避難施設については、備蓄品を備えておくべきだというふうに思います。これは、避難する方にとっては非常に重大な問題です。行政が大丈夫だと言ったとしても、避難者にとっては、そこに避難して、車椅子があるかどうか、赤ちゃんが避難した場合に粉ミルクがあるかどうか、そういうことが一番、トイレがあるかどうかも含めて、必要なことなのです。そこへ行っても何もないということになれば、ますます不安を助長するということにつながるわけですから、私は全てそこに完結することを目的とするのではなく、必要最小限のものだけでも備蓄しておきなさいということを行っているわけですから、これもできませんか、町長。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

これまで当町でのそういった被災経験はありませんが、しかし、これまで全国的なさまざまな経験、あるいは知見等に基づいて、そういった避難計画が持たれており、それらを私どももしっかりと踏まえた中で計画を立てているわけでございまして、米沢議員がお話のような、そういう想定を持った避難計画、あるいは備蓄品計画というのは、一般的には、そこまでは想定していないのが一般的ではないかというふうに考えておりますが、しかし、不安を解消するというような、そういう取り組みは、これは不断に行っていかなければならないというふうに、しっかりとそこは整理をしまいたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 整理をしまいたいということですから、当然お認めになったということですから。避難者の立場に立てば、どのような状況の中で避難するかというのは本当にわからないわけで、避難所へ行って初めて、何が足りないという話になるわけですから、私は必要最小限の備蓄品というのは、何が何でも備えるべきだというふうに言っておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、避難指定施設の見直し等の問題であります。

例えば社教センターでも3,000人という収容人員ということが想定されております。地域の施設では200人、あるいは数が多いから100人に

なったところもあります。

もう一つは、各住民会ごとの指定避難施設がそこになっているけれども、防災計画に位置づけられているけれども、もう既に家屋には人が住んでいないというような状況等があったり、あるいは避難する場所の施設管理を誰がしているのかわからないという声もやはり聞かれています。

そういうことを考えたときに、現在の上富良野町の、ここにも述べられているように、今後十分、避難所の現状が受け入れられる人数に見合った施設なのかどうなのかということをもう一度、やはりきっちり押さえながら取り組む必要があるというふうに思います。

例えば社教センターでも3,000人ということになれば、仮にあそこに、何らかの要因で保健センターにボランティアセンターが設置されないという状況になった場合、あそこに想定するということも考えられます。そういう場合、いろいろな方が入ってくるわけですから、あその施設で3,000人の収容ということになると、目いっぱい、ぎりぎり窮屈という状況になるわけですから、そういう計画はきっちり持つということは大切だと思いますけれども、企画どおりには物事はいかない部分もあるということを前提でお話していますが、しかし、そういうものも含めた避難指定施設のあり方、人員の受け入れ方や防災備品の設置というのは重要だというふうに思いますが、この点、現状しっかりと受けとめて、どのようになっているのかということをお聞きしたいのかどうか確認しておきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の避難施設等についての御質問にお答えさせていただきますが、避難施設、場所等につきましては、鋭意見直しも含めて、見直しの前提となる現状把握というものを常にさせていただいております。

そういう中で、さまざまな災害を、想定できる災害の中で、住民の皆さんの避難行動がどのように実際に行われるであろうという想定をもちまして、指定されている場所に十分収容可能スペースがあるか、あるいはそこへ到達するまでに危険な箇所がないか、そんなことも再点検をしながら、現在、冒頭のお答えでもお答えさせていただいておりますが、新たな地域を、地域がえをお願いするなど、そういった見直しも含めて、不断の見直しを図っております。どこに課題があるかということは、まだまだこれから検討の中で出てくる可能性もありますし、さらに、1カ所に過度に避難者が集中したときに、どういうふうに分散させるかなど、そういったことも当然想定しながら計画を立てておりますので、そ

れは常に最新の計画を持ち合わせるような取り組みをしておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ現状を、町長、歩いていただいて、実際に本当にこの施設が避難者を受け入れるような体制ということになれば、いろいろなことが想定されますので、ぜひ現場に出向いて、その実態等について、もう一度確認しておいていただきたいということをおっしゃいます。

次に、災害ボランティアセンターの開設等についてお伺いいたします。

災害ボランティアセンターは、保健福祉センター等という話になっておりますと同時に、その状況等によって場所が変わるというような答弁であったかというふうに思います。

しかし、いずれにしても、災害が発生したときに、どこにボランティアセンターを設置するのかということをお聞きしたいので、あらかじめ想定しておかなければ、その都度考えるということでは間に合わない。やはりそういうことをきっちり位置づける必要があるというふうに思いますが、この点はどのような認識なのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員のボランティアセンターに関する御質問にお答えさせていただきます。

ボランティアセンターは、ボランティア活動を行う拠点につきましては、社会福祉協議会がその主体的な運営を担うと。町は、その活動をしっかりと連携しながらサポートするというような、それぞれ役割分担の中で活動が行われるというふうに想定しているところでございます。

どこの場所をもって、その機能を果たさせるかということにつきましては、冒頭申し上げましたように、現在のところ、一般的な災害を想定した中での場所としては、かみんを一応、関係機関の社会福祉協議会も含めまして、共有しているところでございますが、しかし、それぞれ災害の種類あるいは時期、あるいは避難されてくる、先ほどもお話ありましたが、ボランティアセンターとして想定しているところが、避難者のための機能としていっぱいになってしまうというような、そういうようなことも想定する場合に、そういった救援・救助活動が、スムーズに支援活動が行われるような場所というのは、何か所かやはり想定しておかないと、固定してしまうということは、非常に柔軟性がなくなりますので、私どもといたしましては、複数の箇所をいつでもボランティアセンターとして機能できるよう

な、そういう準備態勢をとっておくことは、むしろ重要だというふうに考えておりますので、北海道も今、道社協と同じような研究を今しておりますので、それを受けて、町の社協も一緒に町も入りまして、そういう勉強を今重ねているところでございまして、場所を特定するというようなことをもって、ボランティアセンターということを計画上押さえていく予定ではございませんので、複数箇所を想定した中で、これからも取り進めるのがよいかというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） この答弁書の中で、適切にその場所については提供するよう努めてまいりたいということで、その都度ですから、現状でははっきりとしたボランティアセンターというのはどこになるかわからないというような答弁ではないですか。それなのに、なぜはっきり何カ所か指定して進めたいということをお願いできるのですか。だから僕が言っているのは、あらかじめ、進めたいというだけで、どこをどうするのかということが町長の答弁の中では受け取れないのです。

あらかじめ、いろいろなことが想定されますか。ここここは、非常時においてボランティアセンターとして開設できるのではないかとということ、日ごろからきちっと把握しなさいということを私は言っているわけで、その質問に対してなかなかきちっとした答えが返ってこないのです。

昨年度、ボランティアで南富良野町へ行きました。そのときも地域のNPOの人がボランティアセンターを支援したりだとか、あるいは道社協が来て支援したりだとかして、当然、そんな災害というのはいきなり来るわけですから、戸惑うところもあります。そういう人たちが支え合いながらボランティアセンターの運営をしていたというのが、南富良野町の現状でもあります。

そういうことを考えたときに、私は、あらかじめ、ここここについてはしっかりと位置づけられるのではないかとということ、最初から想定した考え方を行政が持つべきだというふうに思います。

この答弁の中では、確かに、その都度ということで、含みとして、ここは想定しているという話なのかもしれませんが、あらかじめきちっとしたボランティアセンターの位置づけをやっぱり持つべきだというふうに思いますが、この点、もう一度確認をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員のボランティアセンターに関します御質問にお答えさせていただきますが、私どもといたしましては、そういったあり方

について、社会福祉協議会と常に共有していくことが大事だ考えておりますが、場所につきましては、米沢議員が御意見を述べられておりますような想定は、私どもは持っておりませんので、場所がどこになっても機能、ボランティアセンターとしての機能をしっかりと果たせるという体制を整備しておくが、まず第一義であって、場所をあらかじめ数カ所想定してというような精神的な、防災計画を練る中で、こういったことも想定できるなどということの共有はいたしたといたしまして、あらかじめことごとことここというような箇所を特定してということ以前に、どこがセンターになろうと、しっかりと機能を発揮できる、そういう体制を整えることが私は行政として取り組むべきことかと、そんなふうに理解をしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 何回も言いますが、あらかじめ想定しておけば、どんなときでも、計画がありますから、その計画に沿う状況ではないにしても、どこのボランティアセンターを開設、非常に間に合わないから、例えば指定していた4カ所でも間に合わないから、ここに、何々というところによろしくとか、発想が持てるわけですから、その発想の持てる計画を事前にきちっとしておかなければ、非常時に迷うことがあるわけです、一つには。そういうことが私は大事だということで、今回、ボランティアセンターの開設等について質問しておりますので、まだこの点について実情を町長自身が理解されていないのかなというふうに思いますので、必要な人材の確保も出てきておりますし、福祉協議会のボランティアをする上での体制があるのかということもいろいろ、行って話を聞きましたし、この点も含めた改善が必要だと思いますので言っておきたいというふうに思います。

次に、福祉避難施設等についてお伺いいたします。

保健福祉総合センターがその役割を担うとしていると同時に、ラベンダーハイツや北の峯学園など、3カ所を指定するとともにということとなっておりますが、これは各施設については、十分理解を求めた上で、納得された上で、避難施設ということ指定されているのか、あるいは町自身の計画としてだけ、ここを今後、計画として位置づけたいというふうに考えられているのか、どちらでしょうか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の再質問に私のほうからお答えさせていただきます。

ただいま町のほうで計画をしています、福祉避難

所として指定を考えているラベンダーハイツ、デイサービスセンターかみん、それから緑町の通所事業所につきましては、それぞれの対応のところと事務レベルで協議をしております、双方についても、そういう協議をお互いしておりますので、理解をしての準備を今、作業を進めているということであります。

福祉避難の関係につきましては、北海道のほうでもガイドラインを示していただいておりますので、そういう指定の避難所を指定するとともに、大きな施設等においては、一般の指定避難所においても、福祉的な支援の必要な方についてもいらっしゃると思いますので、そういう人たちのために福祉避難室なども整備をしていくことが重要なというふうに考えておまして、それらを福祉部門とも今事務レベルで協議をしているということであります。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） もう一度確認いたしますが、この3施設とも実務者レベルにおいて、きちんと連絡をとり合い、ということで確認してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） それぞれお声をかけさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） お伺いしたいのは、上富良野町に福祉避難施設がどこにあるかわからないというのが町民の方の声です。ガイドライン、国が進めたガイドラインの中にも、住民に対してきちんと周知しなさいということと、どういう方が、いわゆる要援護者含めた、乳幼児だとか妊産婦の方だとか、そういう方等がたくさん来られる可能性があります。要支援者だけではなくて。

そうしますと、何が起きたかということで、ほかの実情なのですが、そういったところであって、福祉避難指定施設ということであったとしても、緊急時ですから一般の人が避難してくるということも当然あるかと。福祉避難施設の機能、役割という点では、混乱を招いたということであります。この点を聞いて、そうだなというふうに思います。

だからこそ、事前にそういうことに対する対処、細かく事務レベルで当然、現場の人と話し合わなければならぬし、そういうことがあった場合、どういう対処が必要なのかということ事前に熟知する必要がありますが、そういうことも含めた避難場所のあり方、福祉指定施設のあり方というのは、もっと一歩一歩段階を踏みながら充実していかなければならない現状が上富良野町でも私はあるというふうに考えております

が、この点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

福祉的機能を有する避難施設につきましては、そういったことが住民にしっかりと周知をしていくと、住民の皆さん方も、そういったさまざまな福祉的な支援を必要とする方、あるいは地域の方々も、こういった方々はぜひ、そういう福祉的なものが整っているところで避難をさせてあげるべきだと。そういうような思いが町民の中でしっかりと共有できるような、それは日々の私どもの町民に対する説明責任、さらに、各地域の自主防災組織等を通じて、それは本当に毎年毎年繰り返していくことが、そういう思いが共有できることとなりますので、そういったことにつながるためにも、毎年行われております避難訓練等を通じて、そういうことを周知することも大変重要でございますので、これはしっかりと、繰り返し繰り返し住民の皆さん方に情報を提供して、さらに、私どもといたしましては、どこでそういう機能を持たすことを、あらかじめ想定する施設につきましては、機能を持たせられるような、そういう準備もあわせて行っていくことが重要と考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） もう一つ訴えたいのは、あらかじめ指定した福祉避難施設にとどまることなく、これで足りない場合、あるいは利用が不可能になった場合、いわゆる一定の学校等、あるいは一定の規模のある施設を代替としてもガイドラインの中では位置づけて、その機能を果たすべきだというふうに書かれているところであります。

恐らくまだまだ各学校の施設等に至っても、ここに、答弁で書かれておりますけれども、まだ十分、どこを福祉避難施設として指定施設、場所として位置づけるのかということが十分把握されていないような現状も見受けられますし、そういうことも含めて、やはり大規模な施設、学校等、あるいは一定、そういう人たちを受け入れられるような施設を確保するという必要だというふうに思いますし、それらに対する支援人員が当然必要ですから、こういったところまでのきちっとした体制づくりというのは当然必要ですし、当然含めた福祉避難施設等の位置づけというのは、十分考慮する必要があるというふうに思いますが、この点どのようになっているのか、学校等がもしもそういった場合になったときの施設等の場所になる可能性もあると思いますが、ここはどのようになっていますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

既に、申し上げるまでもございませんが、上富良野小学校を改築したときに、上富良野小学校につきましては、そういった避難施設としての機能も兼ね備えた学校として、皆さん方に御説明しながら改築をさせていただいた経緯にもございます。そういったこと、米沢議員のほうからお話ありましたようなことに対応できるような、そういう機能を持った学校に整備させていただいておりますので、その中にさらに福祉的な機能を付加するというのも私どもとしては、冒頭のお答えでお答えさせていただいておりますが、イメージの中に持っておりますので、そういったこともしっかりと対応させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ詳細について充実を図っていただきたいというふうに思います。

次に、災害時における役場庁舎の機能保全事業についてであります。

確かに多額の財政が必要になるかというふうに思いますが、しかし、バックアップ機能が保健福祉総合センターにあったとしても、万が一倒壊した場合、避難施設等、あるいは福祉施設等になるという可能性がありますから、本部機能をどこに維持するのかということが当然求められてきます。

そういった場合に、やはり本部庁舎がきちりと、司令塔としての役割を担わなければならない部分があるかと思えます。ほかの施設でも可能かというふうに思いますが、そういうことを考えた場合、今後、総合計画等の中にきちりと位置づける中で、今後の見通し等については、方向性を見きわめたいということを考えておりますから、総合計画等の中に位置づけられるのかどうか含めてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 庁舎の耐震も含めましての考え方についてお答えさせていただきますが、まず、結論から申し上げますと、次の6次総の中で、庁舎の改築等は恐らく位置づけは無理であろうというふうに思っております。町民の行政サービスを求める、また、住民サービスを充実させていかなければならない、そういったもろもろの要望、もろもろの住民が求めておられるものを総合いたしますと、役場庁舎、消防庁舎については相当優先度は低いと。私どもの思いとしては、真っ先という思いもありますが、しかし、現実はそのでないということをお私には受けとめておまして、これから時間をかけ

て町民の皆さん方と、どういった方向づけをしていけばいいのかということをお議論をさせていただき、意見交換をさせていただくぐらいの段階かなというふうに私は理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ検討していただきたいと思えます。

次に、高齢者の運転免許証の自主返納についてお伺いたします。

予約型タクシー等も含めて、今後、支援体制を、情報を集めながら検討してまいりたいということの答弁であります。

私は、そういうのも含めて、高齢者の方が買い物等で利用するときに大変だということがありますので、それも含めて十分検討して、予約型タクシーだけにこだわるのではなく、幅広く検討すべきだと思いますので、答弁をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 高齢者ドライバーの免許証の自主返納に対します足の確保につきましては、いろいろ全国で事例も聞いておりますので、何らかの、少し背中を押せるような、また、安心して生活ができるようなことは、これは欠くことができないサービスだと思っておりますので、少し研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、10番高松克年君の発言を許します。

○10番（高松克年君） さきに通告してあります2項目7点について町長に伺います。

第7次農業振興計画における農業・農村振興実践プランについて。

29年度の執行方針にもあるように、第7次農業振興計画の中で、農業・農村振興実践プランができているが、具体的な項目について、平成29年度に行う施策をお伺いします。

小規模土地改良事業としての自力による暗渠排水事業の一部助成についてどのように行うか。

農地防災・減災事業は、平成28年度を踏まえ、どのように行っていくかとしているのか。

食育、地産地消による地元消費者との交流拡大の施策はどのように考えているのか。

高収益作物、特産物生産の取り組みについて、どのように拡大を図っていくのか伺う。

畜産担い手総合事業は、平成28年度において終了しましたけれども、今後、新規の畜産関連事業に取り組む可能性はあるのかお伺いします。

2項目目として、演習場の管理及び騒音について

お伺いします。

演習場は、ベベルイ川の最上流部に当たり、昨年の河川災害を踏まえて、防衛事業南部地区土砂流出対策の現状をどのように考え、今後どのように進めるべきと考えているか、お伺いします。

町は、防衛省、防衛局、基地対策協等を通じて、演習場周辺における状況、状態を伝え、要求をしていると思いますけれども、本町における住宅防音地域の拡大についてどのようになっているのか、お伺いします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の第7次農業振興計画における農業・農村振興実践プランの具体的施策に関します5点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の暗渠排水事業に対する助成措置についてであります。部分暗渠の施工など、小規模な排水事業にも対応できるよう、平成28年度から暗渠資材費に対する助成事業を開始し、11件の実績となっております。平成29年度におきましても、助成基準に基づき、事業を実施し、排水対策を促進し、圃場条件の改良につなげてまいりたいと考えております。

次に、2点目の農地防災・減災事業についてであります。議員の御発言にもありますように、昨年7月31日の局地的豪雨や8月の一連の台風により、農地及び農業施設にかなりの被害が発生したところでありますが、これまで実施してまいりました沈砂地の整備や緩衝緑地帯の造成、植生土のうの配置など、農業者がみずから取り組む防災・減災事業によって、被害の軽減が確認されているところであり、本年度におきましても、引き続きこれらの取り組みに対しまして、助成支援を行ってまいります。

なお、先ほどの暗渠排水事業助成並びに農地防災・減災事業につきましては、中山間地域事業の活用を予定しているところであります。

次に、3点目の食育と地産地消に関する消費者との交流拡大に関する御質問にお答えいたします。

まず、食育に関してであります。農業者がみずから行う食育活動につきましては、食育イベント等への運営支援を初め、「野菜ソムリエ」など資格取得に伴う経費の助成制度を設け、取り組み者への活動の充実・向上につながるよう支援させていただいております。

一方、健康管理や教育活動の観点からも食育活動は行われており、これらの取り組みに対し、地元食材を提供するなど、必要な支援、協力を行っております。

ます。

また、直接的な取り組み事業といたしましては、地元農業者の協力も得ながら、学校授業の一環として、上富良野小学校5年生を対象に、農業学習として、収穫体験を通じ、地域農業や農作物への理解につながる取り組みを行ったところであり、今後におきましても、これらの取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、地産地消による地元消費者との交流拡大についてであります。直売などへの農業者の活動支援を継続して行うとともに、「まるごとビアガーデン」や「収穫祭」など、地産地消や地元産にこだわるイベントの充実を図り、これらの機会を通じ、地元で生産される農畜産物への消費者の理解が深まるとともに、さらに生産者と消費者の交流が進み、地産地消へつながるよう取り組んでまいります。

次に、4点目の高収益作物、特産物生産の取り組みについてであります。産地形成の維持及び農業所得の向上を目的に、平成28年度において、町独自の施策として、収益向上作物生産振興事業を設けたところであります。

この事業は、町が指定する作物の新規導入、増反、更新に対し、必要経費の一部を助成するものであります。事業初年度の平成28年度におきましては、事業件数が11件、補助額は約1,130万円という高いニーズがあったことから、今後、収益の向上につながるものと期待され、平成29年度におきましても事業の周知を図るとともに、事業を継続実施し、農業所得の安定・向上につなげてまいります。

とりわけ、これらの所得向上事業につきましては、所得向上とあわせ、担い手育成にもつながることが期待され、事業の安定的な継続が重要と考えておりますことから、しっかりと成果が生まれるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5点目の畜産担い手整備事業の今後の展望についてであります。平成25年度から行われてきました「新ふらの地区」畜産担い手整備事業につきましては、受益戸数11戸、草地整備約110ヘクタール、育成舎1棟を整備し、平成28年度をもって終了したところであります。

今後、新たに取り組み予定の畜産担い手総合整備型再編整備事業につきましては、自給飼料の確保など、安定した畜産経営を行う上で、非常に有効な事業であると認識をしており、また、受益者の負担軽減策についても、さらに充実が図られたことから、早期の事業着手を含め、受益者の皆さんや関係機関と連携しながら取り組んでまいりますので、御理解

を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の演習場の管理及び騒音問題に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の上富良野演習場内における南部地区土砂流出対策事業についてであります。本事業は、防衛省の上富良野演習場障害防止対策事業として、町が施設管理者である北海道防衛局から委託を受け、ベベルイ川の土砂流出対策工事を進めているところであります。

まず、南部地区土砂流出対策の現状認識につきましては、平成23年に発生した集中豪雨により、河川敷地内の護岸ブロック及び護床ブロックが被災を受けまして、平成25年から27年の3カ年で復旧工事を完了したところであります。

しかし、昨年8月に発生いたしました集中的な豪雨により、日雨量180ミリ、最大時間雨量50ミリという計画設計値を超える豪雨が発生し、護岸及び護床ブロックが大きく壊れ、甚大な被害となったところであります。

このため、施設管理者である北海道防衛局において、2次災害防止のため、緊急対策として、危険な箇所の一部ブロックの撤去を行いました。一方、町では、北海道防衛局からの委託を受け、現在、復旧工を行うための実施設計中であり、一日も早く復旧が図れるよう作業を行ってまいります。

次に、今後の対応についてであります。まずは、平成29年度に応急工事として、ブロック等の撤去を行い、その後は、被災の因果関係を含めた詳細設計を行い、復旧に向けた本工事につきましては、平成30年以降となる予定であります。

次に、2点目の演習場周辺における騒音対策についてであります。上富良野演習場に係る住宅防音区域につきましては、平成24年度に演習場外で81デシベル以上の騒音が測定された東中倍本地区などの一部が指定され、以降、対象となる6戸のうち4戸について住宅防音補償工事が実施されております。

平成26年4月には、倍本浄水場隣接地に騒音測定器が設置され、砲撃音評価値等が公表されておりますが、演習場周辺住民の方々につきましては、砲撃音による低周波振動により、生活環境への影響もあるかと思われることから、現在、北海道基地対策協議会等を通じて、砲撃訓練が実施される演習場周辺の住宅防音工事の助成制度につきまして、基準騒音量と防音工事限度額の改正を図るよう要望を行っているところであります。

また、騒音の常時測定場所につきましても、地域の意向を踏まえながら、常設場所の変更について、北海道防衛局へ要望を行っているところであり、引

き続き地域の生活環境の改善に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 第1に、暗渠排水に対しての自力による施工に対しての助成ですけれども、これは、各農家において、昨年のような多量な雨には対応できないのかというふうにも思いますけれども、しかし、常時土壌水分を下げておくということは重要なことだと思います。また、作物を湿害から守り、良質な製品を生産していくというためにも、また、貯蔵性の確保の上でも重要なことだと思います。前倒して28年から行われているということに対しては評価をしているというふうに思います。

また、この助成措置の要綱とか要領というのが、前倒した部分では、全体に周知されているのかどうかということをお伺いしたいと思いますのと、申し込みから施工に至る時間的制約というのですか、方法というか、それらあたりについて、例えば暗渠管を導入して、入り口として施工し、施工確認をもって完了とするというような方法をとっていたのか、それとも申し込みをとり、それによってオーダーをして、その結果を完了とするというような方法をとっていたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 10番高松議員のただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

事業の実施につきましては、農家の皆さんに、昨年であれば、3月ぐらいの時期に、町の直接の事業も含めまして、こういう事業を予定しておりますので、希望がある方についてはぜひお申し出くださいというようなことで、全体周知を図っておりますが、事業の実施につきましては、一応期限は設けまされども、予算の動向も含めまして、随時受付をさせていただいている形をとっております。

それぞれ個々に係る資材費の見積もりとかを徴取をさせていただきまして、事業の申請、交付の決定、完了、実績という形で、最終的には精算というような形で、おのおの対応させていただいて、進めているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） そういうことで、少し徹底の部分で、こういうふうに行われているというのを十分に知られていないところもあったりした部分もあるのかなと思いますので、今後に期待したいというふうにも思います。

次に、農地の防災・減災ですけれども、28年の

災害を踏まえてどのように行っていくのか、お伺いしたいと思います。

沈砂池、緑地帯の造成、植生土のうなどの機能を有していることの効果は上げているということは十分に認めますけれども、去年のあたりの状況によりますと、周りの山林の多くが伐採されているために、多くのところで農地や農道に被害が見られ、また、長年の被害が積み重なり、次第に農地の均平がとれていないために年々溝が深くなって、より多くの災害になってしまうということが、昨年場合は多く見られたのかなというふうにも思います。

また、農地の水害の場合には、中小河川に畑地などから砂礫や土壌が流入し、河床が高くなって、そのために起きている場合が多く、原因がはっきりしているところでは、やはりこれらにもしっかり対応していくことが必要と思われましても、より幅の広い地域、例えば1戸の農家だけで対応できないのです、こういう場合は、そういう場合に対応が必要かと思えますけれども、それについてどのように考えるか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の農地防災に対します認識についてお答えさせていただきます。

これまで雨が降るたびに土砂が流出したり、あるいは大きく溝ができたというのを繰り返してまいりました。最終的には、それらの土砂が公共排水に流入したりということで、非常に副次的な悪影響もありまして、まず、最小限度発生源で食い止めようというようなところから沈砂池が設置され、さらには植生土のう、あるいは緩衝緑地帯をつくるなど、対策を講じてきました。それが確実に成果として出てきている状況がございます。それらについては、引き続き取り組んでまいります。一方、今、高松議員からもお話ございました。非常に範囲が広範に及ぶところからの被害の発生というのは、それはなかなか、大きな被害をもたらせておりながら解消できていないという実態もでございます。

特に、私、国のほうにも申し上げておりますのは、西山地区等におきまして、これまで国営事業で畑地改良が行われてきました。当時は、自然の畑でしたから、それを前提に、それを受ける排水路、要するに町の排水、さらには道の河川、そういったものは、そういうことを想定しない条件でトラフの大きさだとかということを決めて、整備してあるのですが、そういったことが全く機能しない、上の畑の形状が変わったことによって、一つも排水が来なくなったところもありますし、逆に小さな排水路に大きな面積の水が一気に流れてくるというようなこと

で、そういう矛盾が今出てきておまして、そういったことは町独自で対応できることを超えておりますので、北海道や国に対して、そういった事業を行うことよっての二次的なことも含めて対応してほしいということを申し上げておりますので、時間はかかりますけれども、それら課題があることは認識している状況でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今、町長が答えられたように、ぜひ上部機関にもそのことを伝えて、これにつながってほしいというふうに思います。

続いて、減災なのですけれども、これは、地域の人たちも含めてですけれども、みずからの技術などを使って行うことのできる減災というのもあり得るというふうに思います。例えば、農家の人だったら必ずやっているのですけれども、畝の立て方とか、緑地帯を設けているとか、麦と緑地作物との混播による保水力の保持とか、あと地力の維持のためにももちろん使われるのですけれども、そういうことはやられていると思うのですけれども、これらのことについて、災害が起きそうなときに、そういうことをアピールするようなタイミングというか、そういうものをもって、ぜひ注意喚起というか、そういうものを町でこれからできないか。例えば今、ワンストップで、農業者の集まる場所へ農政が出かけるわけですけれども、その中でも、そのようなことにおいて、うまく機能させられないかなということをおっしゃっているのですけれども、それについてどのように考えるか、お伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、災害の未然防止につながるお話かなというふうに思います。今までの背景を申し上げますと、離農者がふえる、そして1人当たりの耕作面積がふえる、農業機械が大型化する。従来ですと、自然に逆らわない形で畝を立てていた作物、作型が、隣がつくっていたところも1軒の農家がつくようになりますと、機械も大きくなりまして、本来は、自然に逆らわない形での畝立てが、自然に逆らって、長辺長辺というふうな畝を立てるようになってまいりました。それによって、大きな雨を受けると一気に流れる、また、大きな溝ができる。そういう繰り返しをしております。そういう中で、なるべく自然に逆らわないような作付形状をとっていただくような、もちろん町としての、農協あるいは生産者団体を通じてアピールもしております。

そういったこととあわせて、効率だけを求めるのではなくて、先ほど冒頭申し上げましたように、排

水対策をすることによって解決できるような方法もごございますので、そういったこととあわせて、生産者に協力をいただきながら、まず未然防止につながるということは、これからも積極的に、特に中山間事業の中では、そういったことに対する応援もできますので、あわせて考えてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） ことは開基120年ということなのですけれども、この町の農業の本当に基礎というか、もとになったのは、それらの十分な土壌の保持を今まで先人たちがやってきてくれたおかげだと思うのです。これに対して、やはり次代につなげるためにも、先ほど言ったように、町もタイミングよく防災に対してというか、減災に対してアピールを、今、我々の時代、その前の時代、我々とすれば、若い世代の人たちにそのことをつないでいくためにも、ぜひお願いしたいと思います。

次いで、食育に関してですけれども、食育と地産地消、また、地元消費者への交流の拡大ということは、一体になって行わなければならないことなのかなとも思います。

食育については、平成16年に食育基本法というのができていますけれども、その中には、子どもたちに対しての働きかけとともに、大人たちの、今の社会における問題、生活習慣病とか食へのこだわりがなくなって偏食に陥るとか、そういうことなどについても、また、過度の痩せに対しての志向というか、そういうものが問題になりますということまでうたっているわけで、これらについて、やはり我が町でも農業を基盤とする町の中で、食育の重要性ということは非常に大きなことなのだろうと思います。

医食同源という言葉がありますけれども、食べることと健康とはつながっている。また、この町では、健康なまちづくりということを目指している町としては、この施策は非常に重要なことだと思えます。

また、その食育に対しての思いをいたす人たちが多くいるということも、これも町の、ある意味では一つの強みかなというふうにも思っています。これを継いでいく人たちのバックアップし、つなげていくことも大切だと思います。それらについて、町長、どういうふうを考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の食育等に関します、地産地消も含めてという意味合いも受けとめておりますが、お答えさせていただきますが、食を通じての地域の活性化、そういったことは、食

がもたらす影響というのは産業分野にまで及ぶ、あるいは教育にも及ぶというような、非常に貴重なものだというふうに理解をしております。

そういう中で、食を通じて健康づくり、これは直結していることでございまして、まず、現在取り組んでおりますのは、子どもたちを通じて、子どもたちのみならず、保護者、家庭の食のあり方についてまで波及するように、学校現場あるいはいろいろな食育活動を通じて、現在、取り組みをさせていただいているところでございます。

そういったことを通じて、私ども普通に食べている、上富良野町で生活する中で普通に食べている食べ物が普通ではないのだと、要するに多くの条件が重なり合って、おいしいものを食べていられるということに認識していただく中で、消費者との交流も生まれるでしょうし、地産地消の活性化にもつながるでしょうし、食を通じてあらゆるものに波及をさせていきたい。また、さまざまなものが派生してくるという期待も持っていますので、これは非常に重要な取り組みであるというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、地産地消についてなのですけれども、これは、非常に難しい問題を抱えている部分もあるのです。やはり消費者のニーズに応えていくということになると、少量で多品種の作物を農家も供給しなければならないという難しい問題があるのです、片方では。

そのため、これに参加する人たちの人数というか、農家というか、それらの人たちが多く必要とするのであろうと思います。毎日使いを片方、消費者は求めているわけです。そういう中で、ニーズに応えていく必要、これを満たすために、それらあたりをコーディネートするような人材も必要と思うのですけれども、残念ながらそれらについての動きが、以前からあるのですけれども、なかなかみんなの食を満たすだけの、先ほど言ったような毎日使いができるような仕組みに、まだなりかねているというところもあるわけで、その辺についてぜひ力添えをお願いしたいというふうに思います。

それと、消費者との交流の拡大なのですけれども、ここの中でもうたわれているように、「まるごとピアガーデン」とか「収穫祭」など、これらをぜひ、自分の思いとしては、ドイツのオクトーバーフェストのように、食からみんなが楽しめる、また、町民が喜んで参加できる、そのベースから始まって、これを広げ、食から楽しいお祭り、そして、地産地消も含めてですけれども、大きなイベントになれば、また一段と町の食、そしてまた、上富

の食をつくってくれるのは、上富良野町の人たちの舌と、農業に対しての理解というふうに思いますので、その点についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の地産地消に対します御質問にお答えさせていただきます。

まず、議員から御意見ございましたように、さまざまな品目を地元で生産して、消費者の皆さん方にお届けするという仕組み、これは、少量多品種栽培ということになります。非常になりわいとして成り立たせるということは大変困難だということも一方ではあります。しかし、その必要性も感じるところでございます。

これからの農業のあり方として、私ぜひこれは、第8次の農業振興計画等で反映できればと考えておりますが、さまざまな、例えば今の農地の担い手に集約するというような流れの中で、現役農業者としてリタイアをされるような方が、やはりそれまで培ってきたノウハウを持っているわけですから、そういった方々、あるいは勤めが一定程度終えられた方が、農業作物をつくってみたいというような方々、そういった方々がまた別な農業のあり方をぜひチャレンジできるような、そんな支援策がこれから必要になるのであろうと。そういうことを通じて、多種多品目の農作物を供給できる体制もできますので、それはこれから非常に重要な課題だということに理解しているところでございます。

それと、さらに地産地消を活用した消費者との交流、それらについては、先ほども申し上げましたけれども、これらの事業が町のにぎわいづくりにも直結してきますので、これも昨年度から収穫祭も実施させていただいておりますが、高松議員がお話のような、本当に地域挙げてのお祭りになるようなことを目指して、ことしも取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 次に、高収益作物、特産物の生産についてですけれども、現在の指定している高収益作物にこだわらずに新しい作物を導入し、それが地域農業の労働力配分、収益の向上などにつながる作物であれば、ぜひ認めてもらいたいというふうにも思います。

また、新規就農の人たちがこれに携わるというか、これに入っていくためにも、労働力と投資のバランスなどを考え、成功に導いていくためにも、必要な作物があるのであれば、それらに対しても助成措置を行っていくということが必要なのではないかと

と思います。

また、新しい作物に取り組むに当たって、農協などでは生産部会というものをつくったりするわけですが、最初、部会ができるほどの数量でない場合、技術の向上などを目指して、技術を公開していくというような場にも町がかかわってほしいというふうにも思います。

また、収益の向上のためには、市場の開拓と確保が必要だと思うので、ぜひそういう作物ができていく場合には、多くの人たちに知らせていくということも必要なのだと思いますけれども、その辺についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の生産向上についての、高収益作物導入等についての御質問にお答えさせていただきます。

私の、体験上の話も少し交えてのお答えになるかと思いますが、上富良野町のみならず、オール北海道ということを考えますと、これまで多くの地域、多くの地帯で、さまざまな高収益作物として育てたいということで、本当に数限りなく挑戦をしてきております、上富良野のみならず。

しかし、結果的に、では、どこが残ったかと、どこが高収益作物として定着したかというのは、これは、歴史を見ればはっきりしておりまして、本当に生産者が、仮に収益が立ち行かなくなったときでも、産地として絶対生き残っていくのだという、そういう強い意思を持って、戦略的に販売先を見つけたり、あるいは効率化を図ったり、低コスト化を目指したり、そういう試行錯誤を重ねて生き残ったところしか、実は産地として残っておりません。

ですから、私は、どちらかということ、作物をいろいろ、いろいろバリエーションを持つのではなくて、やはり本当に生産者が信念を持って、産地としてつくり上げていく、高収益作物として位置づけていくという、そういう思いを共有できるものをやはり基本とすべきだなというふうにご考えておりました、それを何にするかということは非常に難しいわけでございます。

そういった一助に、この4月からワンストップ化を図ってまいります。毎日毎日顔を合わせることで、そういったことの情報共有なり、思いを共有できる機会がふえると思いますので、ぜひ高松議員からお話ありましたような、強い産地、そして高収益になるようなものを目指してまいりますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 次に、畜産の事業について移りたいと思います。

28年度まで行われてきた事業に対しては、それなりの効果、上富良野の町でも十分に上がっているというふうに評価しています。酪農家の皆さん、畜産農家、昨今、非常に黒毛和牛の評価も高いところへ持ってきて、数が少ないということで、上富良野の牛は本当にトップセールに上がるぐらいの牛がたくさん出ているということなども、本当に長い間辛抱してきたと言ったら語弊ありますけれども、頑張ってきた、それぞれの畜産農家の人たちの、本当にたゆまない努力の結果だというふうに思っています。その裏を支えるのがこの事業なのです。

新しく事業の展開が必要なわけですが、それについても、昨今、酪農といえども、機能というか形が変わってきて、施設型の事業というか、要するに牛舎とか、あらゆるものが近代的な新しい形に変わってきていて、それらを十分に取り入れていくことが、労力的にも生産性の向上にもつながっていくような状況になっているというところがあるので、ぜひ次の事業の中での展開としては、恐らく今の上富の状況からすれば、取り合いになるようなことになるのかなというぐらい、施設についての志向は、今の若い人たちにあっていくというふうに思っていますので、その辺に向けての拡充というか、それをぜひ考えていってほしいと思います。

それと、今、そうなってくれば、また、労力の軽減の問題が出てくるのですけれども、TMRなどについても、相当長い間、酪農家の中でもまわっていることなのですけれども、何せTPPが出てくる、何が出てくる、いろいろな政策の変化によって、離農して、農業をやめる人が年間に、北海道でも200から300にも及ぶというような中で、生産が追いついていない。片方では、本当に必要とされているのですけれども、そこへ行けないジレンマもあるわけです。このことについても十分なる、酪農家、畜産農家との協議を重ねながら、ぜひ進めていってほしいと思います。決意のほどをお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の畜産振興に対します御質問にお答えさせていただきます。

議員から御質問ありました新しい畜産担い手整備事業につきましては、1年でも早く、これはまず、基本的に事業が実施できるように北海道のほうに強く働きかけをしてまいります。

また、この事業による畜産農家の強化については、非常に効果が高いというふうに理解しておりますし、また、希望も多いという実態もございます。とりわけ、施設整備がウエートを占めるのか、さらには、私の個人的な思いといたしましては、やはり

草地改良、そういったものはやはりベースにあるべきだと。特に草地改良については、定期的な草地改良等を通じて、優良な・を、粗飼料を確保して、それが安定経営につながるというふうに考えております。

そして、それらが一定程度方向づけが確認できたときに、あわせて施設整備も同時に行っていく、そのような好循環が生まれるためにも、この整備事業は大変重要であると考えておりますので、受益者の皆さん方の思い、さらには、これらが後継者育成につながるという期待も持っていますので、一生懸命しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 第7次の振興計画の成功のためには、今回行われた農業施策と農業、農家の経済の一体化が常に必要だということを思います。本当にその一助というか、トップランナーになってもらうのが、町長が進めようとしている29年度からの農業のワンストップ化だというふうに思いますので、今後に絶大な期待を持っている一人として、エールを送りたいと思います。町長の決意をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほどTMRについてのお答えが漏れておりましたが、TMRにつきましても、これはやはり担い手が減少してきている中では、何としてもこれがセットで進まなければ安定した畜産経営ができないというふうに考えておりますので、これは、酪農事業者だけではなくて、子牛農業の人も含めて、ぜひTMR、さらにはコントラクター事業、そういったことに波及していくように意を用いてまいりたいと考えております。

そういったもろもろの事業を総括的に進める中で、上富良野の本当に力強い農業経営づくりができるものと考えておりますので、ワンストップ化も含めて、ぜひ多くの皆さん方と意見を重ねながら、第8次の農業振興計画の中で、それらをしっかりと書き込んでいけるように努力してまいりたいと考えておりますので、御理解と御支援を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 次に、演習場の管理と騒音問題についてお伺いしたいと思います。

昨年度のベベルイ川の護岸の洗掘、崩壊など、東中地区では非常に脅威に思ったところであります。その最も上流部に当たる演習場、これを水源とする

わけですけれども、町が管理監督して、防衛事業として行ってきた南部地区土砂流出対策事業が、3年を経て、せっかく仕上がったと思ったところが、本当に見るも無残というか、護岸の壁というものなどが下に流れたために、すぐ下でも本当に洗掘がひどくて、これであと30分同じ雨量が続けばというぐらいのところまで行ってしまったわけです。

そのような中で、今後、この演習場の状況も踏まえて、どのような復旧工事を行っていくのか、ここで書かれてはいますけれども、果たして本当にそれが30年まで待てるのか、その前にやらなければならないこともあるのではないかというふうに思うのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 高松議員のベベルイ川の上流の南部地区土砂流出対策事業についての御質問にお答えさせていただきます。

本事業の仕組み等については、冒頭お答えさせていただいているとおりでございますが、ベベルイ川の上流部につきましては、特に、川の構造上、魚道等も設置しております。そういったことは、通常であれば階段工を何カ所も、落差工を設けることによってその流速を弱めたりできるのでしょうが、因果関係はこれから調査してまいります。そういった魚道もあわせて設置しているなどから、自然に近い流れを一部確保しておりますので、北海道防衛局も非常に急ぐ必要があるということは私も直接聞いておりますので、ただ、どういうふうに因果関係を、豪雨と、23年から、過去に行った事業がどういふふうに不備だったかということを検証した上でないと、次に進むべきでないと考えておりますので、一定程度の月数を経た中で、因果関係を明らかにして、新しい形を求めていくことが必要であろうというふうに考えておりますので、それには一定程度時間が要するというを御理解をいただきたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） そのことなのですけれども、地元の人たちにどういふふうに理解を求めようとしているのかも重要だと思うのです。

実際に多くの人たちが歩いてみて、その結果、やはりこれはひどいなということ。そして、演習場の中ですから、門のあるところから中に地元の人たちは入れないわけですけれども、それをかいま見た人たちは、やはりあれだけひどくなるということはどういふことなのだろうと、自分たちでも理解できないと。

1982年の災害のときの思いを、また想像させ

るような状況というのが昨年、本当に、時間にすれば長い時間ではなかったとは言いながらも、これがあと1時間続いたらというような脅威、その現況になっているのが、あの大きな演習場の中の状況だとすれば、これは、本当にどうすればいいのだと。

これで、町長も一生懸命進めている、下の圃場整備事業、東中の農家の未来をつなぐというか、そういう事業に対しても、今、1枚の田畑が大きくなっているために、そこへ、例えばベベルイ川があふれた場合には、言ったらあれですけれども、再起不能というようなことになるのではないかというおそれを持っている。みんなが今回の災害というか、溢水はしませんでしたけれども、あの護岸の洗掘などに対しては大きな脅威を持ったわけです。

その上流部にあつての演習場ですから、外から見る感じでは、小灌木はあるけれども、治水が保たれるようなところではないし、そしてそれがまた、車両などが通った跡を復旧できるかという、できないで、そのまま溝になっている状況、これを見ると、やはり当然起こるべきして起こったのかなと。そういうことで流さないために、大量の砂利を運んだ経緯も地元の人たちは見ているわけですけれども、それでもどうなのだろうという気持ちがあるのです。それにどう応えていくか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の南部地区の土砂流出対策についての御質問にお答えさせていただきます。

議員が御懸念をお持ちのようなことが起きないように、実は対策を図っているところでございますが、20号から以南の下流域につきましては、その上流も少し、ベベルイ川、神谷川も含めて、下流部につきましては、一定程度の整備がなされているというふうに思っております。

しかしながら、上流部からの影響で下流部に、例えば土砂等が多くとまって河床が上がったりするという、そういう副作用はやっぱり想定しておかなければなりません。そういう意味におきましても、上流部の整備というのは大事だというふうに考えております。

私も何度もあそこの現場を見ておりますので、驚くぐらいな傷み方でもございました。それについては、先ほど申し上げましたように、因果関係をしっかりと見定めた中で、次の改良をするということですが、

既に、さらにその上流に支川が幾つかございます。実は、ことしから支川整備を手がけることになっておりまして、そういった根っこを少し、もと

を断とうということで、支川にまでも今、整備が、手をつけられておりますので、そういうことを通じて、1カ所に集中することが緩和されてきますので、それらも、これからも引き続き、早急に整備が進むよう要望を続けて、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 次に、騒音の問題に入りたいと思います。

恵庭市はこういうことを市民に知らせています。指定から外れた演習場地区での騒音測定調査や演習場訓練の運用状況に合った地域指定拡大を求めるとともに、指定地域の工事の早期実施を国に対して強く要望していくということを市民に知らせています。

我が町においても、あそこに測定器を置いて測定されているわけですが、去年、28年の公表によると、1月から11月の間でも1日の最大値が80デシベルを超えた日は65日中58日、100デシベルを超えた日は65日中13日あるわけです。

また、28年度8月の1カ月の10日間の砲撃音の平均値の中に、1日の平均値で82.8デシベルを超える日があり、承知のとおり、この測定をする際に使用している、地域の指定をするために言われているデシベルは、先ほど町長も答えられているように81デシベルなわけです。これを超えるような日がある。それは平均ですよ、平均で。昨年度の答の中では、1年間の平均でも85デシベルぐらいというようなことだったわけです。それについてどのように考えるかをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の演習場から、演習に起因いたします騒音についての対応についての御質問にお答えさせていただきます。

私どもも、議員がごらんになって、常時測定しておりますので、状況については私どもも承知しておりますが、数値等については少し差異があるのかなというふうに思いますが、今それを論ずる気持ちはございませんが。

いずれにいたしましても、議員の御質問の中で、住民に対する、当該地域に対します説明なりということは、これまでも重ねてきておりますが、オール上富良野というような視点を持つての広報については、今まで取り組んでおりませんが、学校の防音対策等も現実に何年も続けて取り組んでいることでもありますので、広く住民の皆さん方にどのような、周辺対策あるいは防音対策も含めて行われている

かということの理解をしていただくための周知活動というものは、これは少し検討させていただいて、必要があれば行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、周辺の住民の皆さんに対しまして、騒音による苦痛を与えているということは、私どもも常々防衛省のほうに申し上げておりますし、それを立証するために常時測定を行っておりますので、あわせてそういった実態も、議員からお話ありましたような、地域の思いも引き続き伝えてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、今言われているようなことで、地域の指定の問題もあるのですけれども、それらあたりの一つの基準値になっている81デシベルが、先ほど言ったように、平均の中で82.8デシベルを超えているということの差というのも、これもまた大きいことだというふうに思うのです。81デシベルを超えるところには、一つの地域として、防音の整備をしなければなりませんということを行っているのですけれども、測定器の置いてあるところで82.8デシベル、1日の平均ということなのです。指定地外と言われているのです、今、測定しているところは。そのところではかつて、1日の平均です。

ちょっと例を挙げますけれども、例えば1日の平均で70デシベルを、測定器の置いてあるところではかっているとすると、1日の中で最大になるのは、必ず100デシベルを超えているのです。それは、今、総務課長、頭下げるように、知っているということだと思いますけれども、そういうような状況の中にあるのです。

それで、今、指定地の拡大という問題が出てくるわけです。実際に81デシベルを超えるところについては拡大をします、それは範囲内ですということを行っているのが、今のモニタリングポストの置いてあるところで、そのような状況になっているということをおっしゃっているわけです。そのことを理解して、ぜひそれらをもって、拡大の方向に努めていただきたいというふうにも思いますし、これらの数値は、地元の人たちも知っているわけです。皆さん町から知らされているわけですから。そういうことからしても、やはりそこに矛盾をもって生活をしなければならない。

また、この騒音どれぐらいなのだろう。二、三日前にもあったけれども、大きな戦車で砲撃をやりますと、皆さんも承知のとおり、相当大きな音に今もなっています。我々に知らされている防衛局からの

通知でも、去年の10月の10日間の砲撃回数は1,176回、1日平均117回となっています。そのような大きな騒音の中で暮らしていかなければならないということに対しての思いをぜひ思い起こしてほしいと思います。

前回の28年の第1回議会のときに、町長は、言葉としては、残念なのですけれども、演習場の周辺に張りついて生活をされている人たちと、これは、自分も聞いて、残念だなこの言葉というふうに思いました。それについては、見ている人はどれぐらいいるかわかりませんが、この言葉の裏にあるものは何なのかということを見ると、ちょっと残念な気がします。

それと、今、もう一つですけれども……。

○議長（西村昭教君） 高松議員、時間も過ぎておりますので、質問は、関連があるからいいのですけれども、もう少し簡潔明瞭に質問してください。意見開陳ではありませんので。

○10番（高松克年君） 防衛局から知らされている演習場周辺の砲撃騒音状況の中で、測定地点が今年の6月から、倍本地区から東12線北に変わっているのです。我々に知らされている測定地点の表示がです。そのことからしても、防衛局のほうでも行政区と、それと住所との整合性というか、そういうものがどういうふうになっているのか、地元の人たちは不思議に思っています。あの測定地点が東12線北ということであれば、地域が変わってきます。

それと、昨年答えられている中で、第一安井農場の一部というのがあるのですけれども、残念ながらこの第一農場は、上富の区画の中に、行政区画の中にたしかないのです。

○議長（西村昭教君） 高松議員、騒音地域の拡大についての質問ですから、それは表示の違いですから、それは後ほど担当へ行って聞いてください。

○10番（高松克年君） はい、わかりました。

そういうようなことで、ぜひ今言ったようなことを踏まえて、町長には足しげく防衛局に出かけられているというような話も聞きますから、対応してほしいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 高松議員の捉え方の違いの部分もありますので、それはまた整理させていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、地域の皆さん方に対します対応は、十分に配慮していただけるような要望活動は、北海道の基地対策協議会と連動いたしまして、続けてまいりますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番高松克年君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月15日から26日までの12日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月15日から26日までの12日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時11分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成29年3月14日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 金 子 益 三

署名議員 北 條 隆 男

平成29年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

平成29年3月27日（月曜日）

○議事日程（第4号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議案第25号 上富良野町財政調整基金の一部支消について
第 3 議案第26号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について
第 4 予算特別委員会付託
議案第 1号 平成29年度上富良野町一般会計予算
議案第 2号 平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4号 平成29年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第 6号 平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 7号 平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 8号 平成29年度上富良野町水道事業会計予算
議案第 9号 平成29年度上富良野町病院事業会計予算
第 5 議案第19号 上富良野町職員の分限に関する条例
第 6 議案第20号 上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第 7 議案第21号 上富良野町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例
第 8 議案第22号 上富良野町税条例の一部を改正する条例
第 9 議案第23号 上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例
第10 議案第24号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例
第11 議案第27号 泉町南団地町営住宅3号棟新築工事（建築主体工事）請負契約の締結について
第12 発議案第1号 町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）
第13 発議案第2号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例
第14 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（13名）

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	4番	長谷川徳行君
5番	今村辰義君	6番	金子益三君
7番	北條隆男君	8番	竹山正一君
9番	荒生博一君	11番	米沢義英君
12番	中瀬実君	13番	村上和子君
14番	西村昭教君		

○欠席議員（1名）

10番	高松克年君
-----	-------

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
農業委員会会長	青地修君	会計管理者	藤田敏明君
総務課長	石田昭彦君	産業振興課長	辻剛君
保健福祉課長	北川徳幸君	健康づくり担当課長	杉原直美君
町民生活課長	鈴木真弓君	建設水道課長	佐藤清君
農業委員会事務局長	北越克彦君	教育振興課長	北川和宏君
ラベンダーハイツ所長	大石輝男君	町立病院事務長	山川護君

○議会事務局出席職員

局
主

長 林 敬 永 君
事 菅 原 千 晶 君

次

長 岩 崎 昌 治 君

午前 9時00分 開議
(出席議員 13名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、平成29年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

予算特別委員会、村上委員長から、本定例会で付託されました議案第1号から議案第9号までの議案について、審査報告書の提出がございました。

次に、議案第27号泉町南団地町営住宅3号棟新築工事(建築主体工事)請負契約の締結につきましては、本日配付のとおりでございます。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 竹 山 正 一 君

9番 荒 生 博 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第25号及び

◎日程第3 議案第26号

○議長(西村昭教君) 日程第2 議案第25号及び日程第3 議案第26号を一括上程いたします。

上富良野町財政調整基金の一部支消について、上富良野町公共施設整備基金の一部支障についてを一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(石田昭彦君) ただいま上程いただきました議案第25号上富良野町財政調整基金の一部支消について及び議案第26号上富良野町公共施設

整備基金の一部支消について、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたびの平成29年度一般会計におきましては、町税において一定の伸びを見込んだものの地方交付税の減少など、一般財源の大きな伸びが期待できない中で、増加していく社会保障費の要請に応えていくことが求められており、財政構造の構築が進む中で、予算編成を行ったところであります。

このような中であって、本年度は本町の開基120年に当たり、多くの町民の皆様がともに交流を深められるよう、さまざまな記念事業とあわせ、昨年度の豪雨災害への復旧事業などを支える財源として、財政調整基金の一部を支消することで、また、緊急性や必要性の高い保健福祉センターやクリーンセンター、B&G海洋センター、東中会館などの維持修繕に当たり、多額の財源を必要とすることから、その財源に充てるため、公共施設整備基金の一部を支消することで財源調整を図ったところであります。

このようなことから、両基金の支消に当たり、それぞれの基金条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第25号上富良野町財政調整基金の一部支消について。

上富良野町財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町財政調整基金条例第6条第3号の規定により、議会の議決を求めると

記。

1、支消金額、3,000万円。

2、使用目的、その他必要、やむを得ない理由により生じた経費(厳しい経済・雇用情勢や急速な少子高齢化への対応、喫緊な地域課題に向けた財政需要)の財源に充てるため。

3、使用年度、平成29年度。

続きまして、議案第26号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第6条第2号の規定により、議会の議決を求めると

記。

1、支消金額、3,700万円。

2、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

3、使用年度、平成29年度。

以上、御審議をいただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。両議案ともございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

これより、議案ごとに採決いたします。

議案第25号上富良野町財政調整基金の一部支消について、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、これについて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 予算特別委員会付託

○議長(西村昭教君) 日程第4 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成29年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第6号平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号平成29年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成29年度上富良野町病院事業会計予算を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、村上和子君。

○予算特別委員長(村上和子君) 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました予算特別委員会付託の件につきまして、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査の経過等を付し報告する。

予算特別委員長、村上和子。

1、審査の経過。

本委員会は、平成29年第1回定例会(第2日目)が開かれた3月8日に設置され、同日、議案第1号から議案第9号までが付託された。

3月16日に委員会を開き、正・副委員長、分科

長を選出し、直ちに議案審査に入り、議案第1号の一般会計予算、歳入各款と歳出1款から4款まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月17日に委員会を開き、議案第1号の一般会計予算、歳出5款から地方債に関する調書まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月21日に委員会を開き、議案第2号から議案第9号までについて、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。その後、二つの分科会で、それぞれ審査意見の取りまとめを行った。

3月22日に委員会を開き、各議案の審査意見を集約し、理事者に提出を行った。その後、町長から所信表明を受け、議案ごとに討論と採決を行った。

2、表決及び結果。

議案第1号から議案第9号までの討論を行い、議案ごとに起立による採決を行った結果、平成29年度上富良野町一般会計予算及び平成29年度介護保険特別会計予算、平成29年度ラベンダーハイツ事業特別会計予算、平成29年度病院事業会計予算などについて、審査意見を付し、全議案が賛成多数により原案可決となった。

3、審査意見。

別紙、平成29年度予算特別委員会審査意見については、御高覧いただいたものとして省略させていただきます。

以上で、予算特別委員会審査報告といたします。御審議賜りまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(西村昭教君) これをもって、予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して全て原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第9号までは、委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第5 議案第19号

○議長(西村昭教君) 日程第5 議案第19号上富良野町職員の分限に関する条例を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(石田昭彦君) ただいま上程いただきました議案第19号上富良野町職員の分限に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

す。

地方公務員法において、職員の分限処分は、降任、免職、休職、降給の４種類で、法に定める事由の場合に降任、免職することができることとされており、法に定める事由の場合または条例に定める場合に休職とすることができ、さらに、条例に定める場合に降給することができることと規定されており、また、その処分の手続等においても条例で定めることと規定されております。

法においては、職員の身分保障と公務能率の維持という視点に立ち、職員が勤務不良や心身の故障、適格性を欠く場合などの事由において、分限処分できることとされておりますが、本町の現行条例では、心身の故障の場合に限った手続及び休職の効果等の規定となっており、分限制度全体として整備が必要なことから、現行条例を全部改正しようとするものであります。

改正条例においては、４種類の分限処分が適正に運用されるよう、条例の名称を上富良野町職員の分限に関する条例に改称するとともに、条例において規定すべき事項を整備したところであります。

以下、条を追って概要を御説明いたします。

第１条は、分限処分に関し必要な事項を定める旨、当該条例の趣旨を規定しております。

第２条は、休職の事由として、法に定める事由のほか、災害による生死不明等の場合を追加規定しております。

第３条は、降給の種類について、降格と降号を規定し、その事由について、第４条及び第５条において、法に定める事由を参酌し規定しております。

第６条は、分限処分の手続について、それぞれの処分が公正で客観的な判断のもとで行わなければならないこととあわせて、書面の交付により行うことを規定しております。

第７条及び第８条は、休職の効果に関する規定で、休職の期間や復職、また、休職期間中の給与等について、旧条例と同様の規定としております。

第９条は、禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行を猶予された職員の失職の特例規定で、旧条例と同様に規定しておりますが、執行猶予が取り消された場合は、その時点で失職する旨の規定を追加しております。

第１０条は、委任規定で、条例の定めるほか、必要な事項は規則に委任する旨規定しております。

なお、附則においては、施行期日を平成２９年４月１日とすることとあわせて、上富良野町職員の給与に関する条例において、本改正条例第２条で新たに設けた、災害による生死不明等による休職の場合の給与等は１００分の１００以内の支給とする旨規

定するものであります。

以上で、議案第１９号上富良野町職員の分限に関する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括して質疑に入ります。

１１番米沢義英君。

○１１番（米沢義英君） 今回の条例改正の点で、何点かお伺いいたします。

まず一つ目は、いわゆる指導があったにもかかわらず、勤務の実情が改善されない場合の、降号という形になっております。また同時に、降任、免職、休職、降給等の手続等にかかわっては、人事評価または勤務の状況を示す客観的な事実に基づいて行わなければならないというような表記になっております。客観的事実ということであれば、評価する場合の基準等というのは、どういう物差しというものが持たれているのか、この点。評価する場合、その評価する人事担当の方というのは、どういう、課長だとかがなっているかというふうに思いますが、この点をお伺いしておきたいと思っております。

さらにお伺いしたいのは、上富良野町では、心身にかかわる規定ということで、今回新たにそれ以外の部分が変わりましたが、参考として、ストレスの状況の中で休職されている方、現に上富良野町でいらっしゃるのか。また、その他の理由で休職されている方というのはいらっしゃるのか。見てみますと、なかなか職務についていない部署の方もいらっしゃるのかなというふうに思うのですが、休暇その他で休まれている方もいらっしゃると思いますので、この点わかればお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） １１番米沢議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回の分限条例につきましては、法の規定に基づいて、制度として完成させなければならない課題が本町にありましたので、それら含めて、法に基づく分限処分を全部網羅できるような形で、基本の形を整備するということが第一義の目的で改正をさせていただいたところであります。

そのようなことで、今回の分限条例の中には、分限処分に当たりまして、勤務成績が不良の場合についても、それぞれ法に定める降任、免職、あるいは条例の規定に基づいて、降給についても制度化をさせていただいているところであります。

これらを客観的な判断に基づいて、そのような処分がなされなければ、当然職員の中では理解のでき

ないものになりますので、きちんとした極めて客観的な判断に基づくものにしていかなければならないということで、こちらでも地方公務員法の規定に基づいて、整備を今しております人事評価制度につきましても、これは公務員法の規定に基づいて整備をしていくものでありますので、こういうものが職員の中でしっかりと理解ができるような、そういうものに制度の熟度を高めていく中で、こういうものを活用した中で客観的な判断をしていかなければ、勤務成績につきましては、そのような形になるのかなというふうに理解しております。

またあと、それ以外にも客観的な事実等があった場合については、どういうものが客観的な事実なのだということにつきましては、この条例の施行規則を今、整備しなければなりませんけれども、そういった中で、勤務状況の記録報告書などをしっかりと整備をして、何かそういう事実があったときにはしっかりと記録を残していくというようなことを積み重ねていくことが大切かなと。そういう中で、一定程度職員には、それらの事実や勤務実績を評価したものを職員に示し、その中で改善を促すというようなことで、それら改善を促したにもかかわらず、また次の評価なりで、そのような改善が見られなかった場合に、こういった分限処分を行うことができるような、そういうものにしていくということになると思います。

先進的な自治体においては、これらの指針をしっかりと整備をして、とり行っていくことが求められているというふうに思っておりますけれども、制度を運用していく中で、それらの指針をつくり上げていきたいというふうに思っているところであります。

基本的には、現在、懲戒処分等における行政処分審査委員会が内部組織でございますので、この中で協議をしながら対応していくという考えでございます。

あと、客観的な評価をしていく者は誰なのだというところでありますが、こちらにつきましては、管理職がそれを担っていくということになるかというふうに思っております。主幹職、課長職、それから、課長職の判断であれば、副町長、教育長がそれらの客観的な評価者になり得るというふうに理解しております。

それから、もう1点ありました。ストレス等に伴います現在の休職等の状況ですが、今現在、ストレス等を原因に休職している職員は、今現在ははいないところではありますが、過去においては、精神疾患等、ストレス等のメンタルを起因とした休職者がいなかったわけではありませぬし、それから、ほかの

病気で病気休暇をとられるようなこと、それから、さらに病気休暇から休職にまで、改善まで一定の期間が要するときには休職という形になりますので、そういった職員につきましては、過去には数名いることは確かなことでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） その他についてはいないということですね。そのほかの理由について休職されている方だとか、そういう部分についてはいないということで確認してよろしいですか。

それともう1点なのですが、指導改善を行った場合の期間というものが設置されるのかなというふうに思いますが、この点については、恐らく規則等に盛り込まなければならないというふうな状況なのかなというふうに思いますが、恐らく指導を行っても、いわゆる何カ月間において指導を行っても、それでもなおかつ本人が改善されないという、期間が設けられなければならないというふうに思うのですが、この点。

今回、29年4月1日から施行されるということでもありますから、仮に、急遽こういう対象が出てきた場合、当然、もう既にこの条例施行とあわせて規則も整備されなければならないのが普通ではないかなというふうに思います。仮に、何らかの要因で、人ですから、こういう状況で該当する方が、間もなく年度を越してあらわれたということになった場合に、なかなか追いつかないという状況になっている実態があるのではないかなというふうに思いますが、そういう場合の対処等も含めた、規則等の対応の仕方はどうだったのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 施行規則の整備の関係の御質問ということで理解して答弁をさせていただきます。

施行規則につきましては、当然今、条例を上程させていただいておりますので、内部では施行規則を用意し、条例の可決次第、意思決定をする予定としております。施行規則の中で細かな、先ほど少し述べました、例えば勤務状況の記録書などは、施行規則の中でそれぞれ整備をしていく予定になっておりますので、そういったものにつきましては、既に事務的に準備をし、意思決定の準備まで整っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） まだきちっと整備されていないということで確認してよろしいですか。話の中で、そういうことですね。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 施行規則の意思決定は終わっておりますけれども、条例等規則、当然、公布手続きがありますので、公布手続きは、きょうの本議会が終わった後に町長に、条例規則の公布手続きの署名をいただくような手続になろうかと思いません。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第20号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第20号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第20号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

昨年8月の人事院勧告において、給与勧告とあわせて、育児、介護と仕事の両立を支援する観点から、勤務時間法改正が勧告がなされました。これを受け、地方公務員制度においても関係法令の改正が行われたところであり、これら改正内容に沿って当該条例の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、これまで、連続する6カ月期間内で取得できた介護休暇を、6カ月の範囲内において3回まで分割して取得できるよう、第15条において改正するとともに、1日2時間以内の介護時間の新設を第15条の2において規定するものであります。

なお、附則においては、施行期日は、平成29年4月1日とすることとあわせて、介護休暇期間の旧制度と新制度における経過措置を規定しております。

以上で、議案第20号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） お伺いしますが、介護時間の設定であります。2時間を超えない範囲という形になっております。状況を見ましたら、仮に介護度によって変わるとは思いますが、生々しい話では、おむつをかえなければならない、食事をつくらなければならない、その他急遽それ以外のものが起き得るという状況が介護の現場では頻回に行われております。私も親を介護した経験上、2時間というのは非常に短い時間かなというふうに思いますが、その点、十分配慮された内容になっているかと思っておりますが、実情に即した介護時間なのかという点で、その根拠というのはどういうところにあるのか、お伺いしておきたいと思っております。

次に、18条の非常勤または再任用等のかかりであります。任命権者が別に定めるという形になっておりますが、この点については、これはもう既にこの部分については、決まった要項というのか、そういった規則というのか、そういったものはあるのか確認しておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えをいたします。

介護時間の、1日2時間の介護時間というものにつきましては、昨年の8月に出されました人事院勧告に基づきまして、国家公務員のほうの制度、それから地方公務員の制度のほうも、それらの考え方に基づいて整備が図られてきたということで、本町の条例も、介護時間につきましては、1日2時間の範囲内であるということで制度化をさせていただいております。

この2時間という考え方がどういうところにあるのかというものは、我々も想像の域になるのかもしれませんが、もともとの介護休暇制度自体は、日単位と時間単位でとれまして、本町の条例の中でも、介護休暇としては、日単位でとるもの、それから、半日単位といいますか、始業から、うちの場合は、午後の勤務時間が4時間15分になりますので、4時間15分の範囲内で介護休暇をとれるような仕組みになっております。これが合わせて3回までのとり方で6カ月間、今までは、連続する6カ月が介護休暇という期間でしたけれども、例えば午前中の介護休暇をとりたい、4時間の介護休暇をとりたいということであれば、例えば夏の暑い時期に、どうしても褥瘡予防が心配なので、夏の間、介護休暇をとりたいということであれば、夏の7月、

8月にとって、また次の年の夏にとることも、そういうことも可能になったというような内容であります。

そのようなことで、今回新たに介護時間の2時間が設けられたというものにつきましても、国、地方公務員の制度の中では、始業時間の2時間か終業時間の2時間というとり方になっております。本町の規則の中で、そういうふうに規定することになってございますけれども、これにつきましては、多分、モーニングケア、それからナイトケアといえますか、どうしても日中の間はほかのいろいろなサービスに委ねる場合が多くなるのかもしれませんが、特に、例えばデイサービスや何かを利用する場合も、デイサービスに出ていかれるとき、また帰ってくる時というのは、どうしても家族がいなければというものがあるので、そういう意味で、多分、モーニングケア、ナイトケアの充実を図ることで、介護をしながらでも働きやすい環境をつくるというのが基本的な考え方なのかなというふうに理解をしているところであります。

基本的には、第18条にあります、非常勤の勤務時間、その他の勤務条件に関してについては、任命権者が別に定めるということになってございますのは、これは今までと何も制度が変わっているものではありませんで、非常勤職員については、4分の3の勤務の中で、それぞれ休暇や勤務時間等が定められておりますので、これは何も基本的に変わるものではございません。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第21号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第21号上富良野町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま上程され

ました議案第21号上富良野町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明させていただきます。

先般の介護保険法施行規則の一部改正に伴いまして、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるに当たって、従うべき基準とされる厚生労働省の基準が改正されたことにより、町においても、当該基準を準用している本条例の一部を改正するものです。

改正の内容についてですが、現在、地域包括支援センターには、条例の基準により、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されているところですが、そのうち主任介護支援専門員について、厚生労働省の基準に、新たに5年の更新制度が導入されたことにより、更新研修の修了義務が加えられたため、本条例につきましても同様の改正をするものです。

以下、議案を朗読しまして、説明にかえたいと思います。

議案第21号上富良野町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富良野町地域包括支援センターの職員に係る基準を定める条例（平成26年上富良野町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第140条の6第8第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第140条6第1号イ（3）（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第21号上富良野町地域包括支援センターの職員に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議賜りまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） お伺いしたいことがありますので、今回、改正されまして、仕事上に支障が来ないのかなというふうに思うのですが、この点、もしも研修に行かれた場合の、日数によっても変わるかというふうに思いますが、お伺いいたします。

研修等の日数というのは、どのぐらい研修を受ける形になるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

新たに設けた制度であります、なかなかよく理解が得られないという私の情けなさがありまして、現行の中でも十分対応できるのではないかというふうに思いますが、いろいろと諸事情が変わって、主任者においても、そういった対応できるような対策ということの改正で、講習、研修という形になっているかというふうに思いますが、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいまの11番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の5年に一度の研修ということで、業務に支障がないかというような御質問なのですが、これにつきましては、従来、主任介護支援専門員の研修につきましては、初回のみ研修で、時間にいたしまして64時間、この研修を1回受ければ主任介護支援専門員として、ずっとその資格を有していたところなのですが、今回の改正によりまして、5年に一度、時間にいたしまして46時間、このような時間を今回、新たに研修することによって、5年の更新というような形で、資格を更新できるような仕組みとなったところでございます。

その中で、もう1点、今回の改正の趣旨につきましては、地域包括支援センター、包括的支援事業の一部の業務の役割といたしまして、他のケアマネジャーの指導的立場もありますし、あわせて今後の地域包括ケアシステムの構築という形で、一定程度の専門的な部分の研修が定期的に必要な観点から、このような更新研修を実施したものと理解しております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第22号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第22号上

富良野町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第22号上富良野町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

このたびの改正は、社会保障の安定財源の確保などを図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が、去る平成28年11月28日に公布されたことに基づく改正と、町税における固定資産税の納付環境の充実を図るため、上富良野町税条例等の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、1点目は、固定資産税の納期回数について、現行2期を3期にふやすものであります。

2点目は、法律及び政令の一部改正により、個人住民税における住宅ローン控除適用期限の延長、軽自動車税にかかわるグリーン化特例の延長、法人税割の税率引き下げ時期の変更、軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更などについて改正するものでございます。

以上が主な改正点でございます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第22号上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

上富良野町税条例の一部改正。

第1条、上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第36条の2は、町民税の申告において、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改めるものであります。

第67条は、固定資産税の納期について、第2期、7月1日から同月31日までを追加し、納期回数を3期に変更とし、1の納期に納付する額「2,400円」を「2,900円」に改めるものであります。

附則第7条の3の2は、個人町民税における住宅ローン控除制度の適用期限について延長するものであります。

次に、第2条関係です。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

第2条、上富良野町税条例等の一部改正する条例（平成28年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましても条例の朗読を省略させていただき、主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第1条中、附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例の延長について規定の整備をするものであります。

2ページをお開き願います。

第1条の2は、上富良野町税条例の一部改正とし、軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更に伴う改正と、法人税割の税率について改正規定の整備をするものであります。

第18条の3、第19条は、軽自動車税に係る所要の改正をするものであります。

第34条の4は、法人税割の制限税率について、引き下げの改正するものであります。

第80条は、軽自動車税の納税義務者等に係る規定について、所要の改正をするものであります。

第81条は、軽自動車税のみなす課税について、新たな規定を整備をするものであります。

3ページをごらん願います。

第81条の2から第81条の8までは、軽自動車税について、新たな規定の整備をするものであります。

4ページをお開き願います。

第82条、第83条及び5ページの第86条から91条までは、軽自動車税に係る規定について、字句などを改めるものであります。

附則第15条の2から附則第15条の6は、軽自動車税に係る新たな規定を整備するものであります。

6ページをお開き願います。

附則第16条は、軽自動車税に係る規定について、所要の改正をするものであります。

改正附則第1条は、改正施行日に係る所要の規定について改正するものであります。

改正附則第2条は、町民税に関する経過措置について改正し、改正第2条の2は、法人税割の税率引き下げの時期の変更に伴い、新たに規定の整備をするものであります。

7ページをごらんください。

改正附則第4条は、軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更に伴い、適用年度の変更について改正し、新たに平成29年度分の軽自動車税の経過措置について、附則第3条の2に定めるものであります。

附則。

第1条、条例の施行期日は、公布の日から施行として、改正規定は、政令改正により、平成29年4月1日から施行することとしております。

第2条は、適用区分について定めるものであります。

以上をもちまして、議案第22号上富良野町税条例等の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第23号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第23号上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました議案第23号上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたびの改正は、障がい者の短期入所の指定を受けるため、上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正し、当施設を障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する事業所として設置するものでございます。

以下、条文の朗読を省略し、改正内容の概要について御説明申し上げます。

設置の第1条には、当施設を総合支援法第5条第8項に規定する事業所として追加、管理運営の第3条には、総合支援法の追加、定員の第5条には、障がい者を短期間入所させることのできる人員を2人（空床型）と定め、事業の第6条には、当該事業の追加、事業の対象者の第7条には、当該事業の対象者の追加、サービスの利用の第8条には、当該事業の追加、利用料及び実費に相当する費用の第9条に

は、当該事業の利用者の追加を行うものであります。

なお、施行期日は、平成29年4月1日とするものであります。

以上で、議案第23号上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第24号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第24号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第24号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

上富良野町立病院は、旭川医科大学の第3内科の関連病院として、血液・腫瘍内科、肝臓内科の専門医の派遣を受けており、あわせて救急科についても診療科目として標榜し、町民の診療の利便を図るとともに、病院経営の改善に資するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第24号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町病院事業の設置に関する条例（昭和42年上富良野町条例17号）の一部を次のように改正する。

第2条1項に次の3号を加える。

5号、血液・腫瘍内科。

6号、肝臓内科。

7号、救急科。

附則。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上で、議案第24号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第27号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第27号泉町南団地町営住宅3号棟新築工事（建築主体工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第27号泉町南団地町営住宅3号棟新築工事（建築主体工事）請負契約の締結の件につきまして、提案の内容を御説明いたします。

泉町南団地町新築事業は、国土交通省の助成採択を受け、昭和47年から49年に建築されました21棟72戸を平成25年から31年度までの7カ年で、10棟72戸に建てかえるものであります。

平成26年度に1号棟、27年度に2号棟が完成し、本年度におきましては、3号棟の入札を今般執行したところであります。

工事内容につきましては、鉄筋コンクリートづくり2階建て、1棟11戸、延べ床面積928.38平方メートルを建築するものであります。

工事は、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事の3工種に分割し、上程いただきました建築主体工事につきましては、一般競争入札により、特定共同企業体6社の参加があり、3月22日に入札を執行いたしました。結果は、高橋・木津特定共同企業体が2億2,060万円で落札し、消費税を加えて、本日、議案の2億3,824万8,000円の契約金額となったところであります。

参考までに、2番札は、サンエービルド・創成特定建設工事共同企業体の2億2,300万円でした。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第27号泉町南団地町営住宅3号棟新築工事（建築主体工事）請負契約の締結について。

泉町南団地町営住宅3号棟新築工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。記。

1、契約の目的、泉町南団地町営住宅3号棟新築工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約の金額、2億3,824万8,000円。

4、契約の相手方、高橋・木津特定共同企業体。代表者、高橋建設株式会社代表取締役、北川昭雄。

5、工期、契約の日から平成30年1月22日。

以上、説明いたします。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） お伺いいたします。この施工金額というのは、最近、工事単価等が高値になっているということであったかというふうに思いますが、そういうものも含めて、後で変更だとか、そういうことはないという形、よほどのことがない限りは、そういうものも積算された中で設定されているということでしょうか。

それともう1点であります。機械だとか給排水だとかいろいろあると思いますが、どういう業者が今回落札されたのか、わかればお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

請負金額について、材料等の単価の高騰が見込まれる場合には、契約の中で変更等もうたわれておりますので、そういう場合は変更する形となっております。

また、給排水関係ですけれども、まず、機械設備工事につきましては、有我工業所でございます。それから、電気設備につきましては、鈴木電気商会でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第12 発議案第1号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）を議題します。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） ただいま上程をいただきました発議案第1号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第1号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年3月7日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

平成29年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）等の一部を改正すること。

以上であります。御審議賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第13 発議案第2号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ただいま上程いただきました発議案第2号上富良野町議会委員会条例の一部を改正するの条例の提案の理由を御説明いたします。

さきの定例会で議決されました、農業者の利便性向上のため、農政事務のワンストップ化を図ることを目的とし、平成29年4月1日から施行される上富良野町課の設置条例の一部を改正に伴い、議会の委員会条例の一部を改正することとさせていただきます。

以下、議論の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第2号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成29年3月7日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆。同じく、佐川典子。

裏面をごらんください。

上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会委員会条例（昭和62年上富良野町条例第8号）の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項中、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中、「産業」を「農業」に改め、同号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）企画商工観光課に関する事項。

附則。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上、御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いた

します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 閉会中の継続調査申し出について

○議長（西村昭教君） 日程第14 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたします。

◎退任・退職挨拶

○議長（西村昭教君） ここで、今月3月31日をもって定年退職されます管理職の方から御挨拶をいただきたいと思っております。

保健福祉課健康づくり担当課長、杉原直美君。

○健康づくり担当課長（杉原直美君） 平成29年第1回上富良野町議会定例会の終了後の貴重な時間に、このような場を設けていただきありがとうございます。退職に当たりまして、お礼の御挨拶をさせていただきます。

平成29年3月31日をもって、定年退職いたします。なかなかこの議場とお別れするのに実感が持てないのは、すごく充実したときをここで過ごさせていただき、あつと言う間だったということに気づきました。ここまで来られましたのは、本当に偉大な先輩、優秀な後輩や同僚、そして職員みんなの力だというふうに思います。その中では、議員の皆様初め町民の方々に本当に育てていただいたということとっております。

私は、人口10万都市だった夕張で生まれました。当時は、すごい全盛のときでした。保健師を目指そうと思った基本になったのは、札幌の国立札幌病院、今で言うがんセンターで看護を学んだときです。昭和50年代のがんは本当に不治の病でした。症状が出てきてからしか病院に行ってその診断ができないほど、本当に先進的な医療をする中でも、と

でも大変な患者さんをたくさん見てきました。骨肉腫で足を切断した野球少年や幼子を抱えた卵巣のう腫のお母さん、たくさんそういう方たちを見て、命のはかなさだとか大切さだとかを、当時の思春期の私はどうやって、私は何をできるのだろうというふうに考えました。たどり着いたのが予防活動です。保健師の道を目指しました。

途中、3人の子どもの子育ても、わがままながらさせてもらいながら、こうして退職を迎えることは、保健師として職能を全うできたことに非常に感謝しています。

特に、上富良野町の日々では、時代が非常に変わるときでした。成人病と言われていたものが生活習慣病に変わりました。住民健診という言葉も特定健診というふうになって、非常にがんも、五大がんが早期発見できるようになる時代で、本当に時代の流れをここで感じる事ができて、その中で、住民の方々一人一人と接して、仕事をさせていただいたということに限りなく充実感を持っているところです。

当初は、予防というのは、なかなか見えないものだと思っていました。結果はすぐには出ないですし、好きに人生を生きていても最終的には同じ運命じゃないかというぐらいに思っていたのですが、でも、途中、救えなかった方たちとか、重症化してしまった方たちを見るにつけ、やはり予防は絶対、確信を持って可能だというふうに今自信を持っています。

今まで本当にありがとうございます。4月からは、少し住民の方にも恩返しができるような立場を与えていただけたということで、また一層努力していきたいと思います。

最後に、皆様の健康と御活躍をお祈りして、御挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございます。(拍手)

○議長(西村昭教君) 長い間大変御苦労さまでございました。

◎町 長 挨 拶

○議長(西村昭教君) 次に、本年最初の定例会により、町長から御挨拶がございます。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) 議長のお許しをいただきまして、一言お礼の御挨拶を申し述べたいと思います。

3月7日に開会いたしました平成29年第1回定例町議会、本日、最終日を迎えまして、皆様方には大変深い御理解、あるいは温かい御意見等を多数賜りまして、上程させていただきました全議案がお認

めいただきましたこと、まず、心から感謝を申し上げる次第でございます。町政推進の重責という重みを改めて痛感したところでございます。

限られた予算の中で、しかも少子高齢化が進展する社会状況の中であって、住民の皆さん方にどのように幸せを提供していくかということに改めて思いをいたしまして、皆様方の御期待に沿えるよう、あるいは町民の皆さん方の期待に沿えるように、さらに精進してまいりたいと考えておりますので、この第1回定例町議会、大変温かい御指導を賜りましたこと、心からお礼申し上げますとともに、先ほど御挨拶いただきました杉原課長につきましては、健康づくり推進の町にふさわしい、健康推進のトップランナーとして常に最前線で頑張ってくださいました。御縁がございまして、これからも皆さんと一緒に仕事をしていただけたということでございますので、さらに御活躍を御期待申し上げる次第でございます。

第1回定例町議会閉会に当たりまして、重ねて感謝申し上げます、御挨拶とさせていただきますと思います。大変ありがとうございました。

◎議 長 挨 拶

○議長(西村昭教君) 私のほうからも一言御挨拶申し上げます。

まず、3月7日に開会されました本会議から、補正予算あわせて29年度の予算ということで、村上委員長を中心に4日間にわたりまして予算審議をいただきまして、無事全議案が可決されましたことに大変御苦労さまでございます。改めてお礼を申し上げたいと思います。

予算審議を経て感じたことは、私は委員ではありませんでしたが、ことし、税収がなかなか10億円台を超えなかったのが、去年、ことしかけてやっと町民税が超えたということではありますが、アベノミクスを振り返ってみますと、もっともその成果がこういう地方自治体に出てくればいいわけですが、なかなか出てこないということでは、これからそういう期待をするわけでありませぬけれども、なかなか期待を持たないような経済状況かなと思っております。

あわせて、そういう中で今、予算編成の内容を見ますと、非常に取り組まなければならない町政課題がたくさんあると、現在も、それから将来に向かっても。そういう中で予算の配分について、大変ある面では、町長を先頭に御苦労された部分もあろうかと思っておりますし、これからの財政状況、地方財政を考えますと、非常に地方自治体は厳しい状況がこれからまだまだ出てくるのかなという感じがしたところ

であります。

そういう中で29年度の予算が可決をいただいたわけでありまして、今回は、皆さんも御存じのとおり、議案の審議の進め方を従来のやり方と変えまして、逆のやり方に試行的に取り組んだということでは、非常に議会のあり方、あるいは審議の経過の進め方について、非常に気づかされることが多々ございました。それとあわせて、予算の審議の中で出てきたいろいろな将来に向かっての町の課題について、議会はこれからどうしていくかということについても気づかされた今年度の予算委員会、議会かなという感じがしたところであります。

町長をトップにして執行していく理事者側、あわせて14名でいろいろ考えても、議会と、これは非常にある面では、車の両輪とはいいいながら、議会の意見というのは一つにまとまっていかなければ、なかなか町長の行政の中に反映することは難しいことがあります。何ぼいい意見が出されても、最終的には本会議も多数決で決まるということでもありますから、そういう意味では、議会もお互いの意見のぶつかり合い、あるいは意見をまとめていく、あるいは意見をまとまっていくという、そういう点では、今回、私自身、非常に考えさせられた議会であったのかなと思っております。

いろいろな課題を抱えている行政でありますけれども、これからは、そういう面で非常に議会の責任も重くなるのかなという思いをしたところであります。

また、きょうは、3月31日をもって退職される杉原課長につきましては、少子高齢化という時代を迎えて、非常に地味でありますけれども、本当に町の基礎をつくっていただける職務に一生懸命取り組んで、町民の健康づくり、それから子どもたちの無事な育成といいますか、発達といいますか、そういう職務に携わって、町民の健康づくりに御貢献いただきましたことに、改めて厚くお礼を申し上げますとともに、長年の苦勞に感謝申し上げたいと思います。また、まちづくりにかかわるということでもありますので、これからは今までの経験で培ったものを生かしていただければありがたいと思います。

改めて、4月までに1週間もないわけでありまして、またことし1年よろしく願い申し上げまして、今回の定例会に当たりまして一言皆様に感謝を申し上げながら、御挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これをもって、平成29年第1回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成29年3月27日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 竹 山 正 一

署名議員 荒 生 博 一